平成27年12月10日
初等中等教育分科会
チーム学校作業部会

参考資料

目次

学校・教職員に関する基本データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
我が国の学校を取り巻く諸状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
学習指導要領改訂とカリキュラムマネジメント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
学校におかれる教職員 ー管理職ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
ー主幹教諭ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
ー指導教諭ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
ー事務職員ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
ー教員以外の専門スタッフー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
学校と地域の連携 ・・121
人事評価・優秀教職員表彰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
業務改善の取組・メンタルヘルス対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
教育委員会等による学校への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168

学校・教職員に関する基本データ

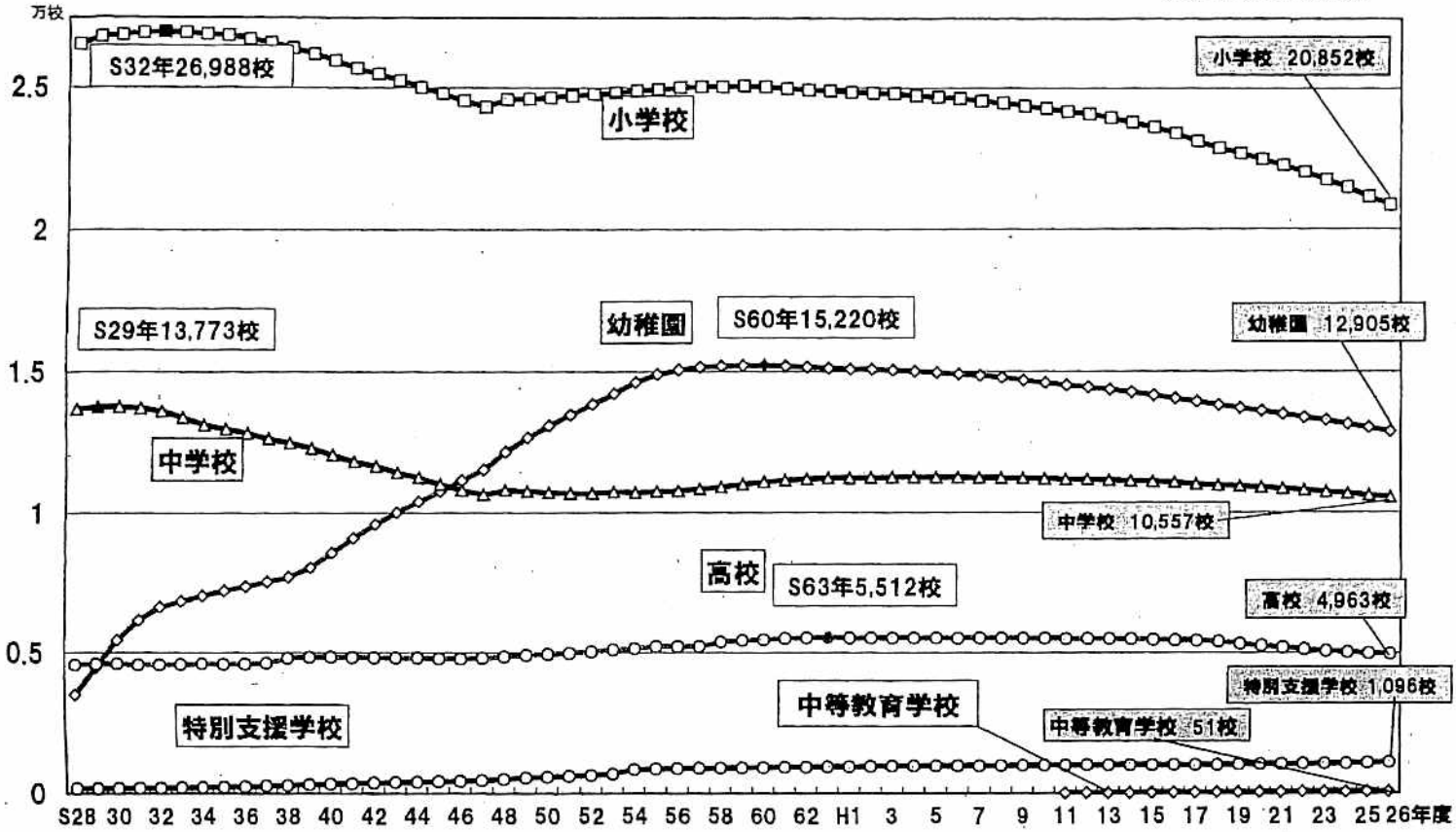
学校数・児童生徒数・教員数（平成26年度）【総括】

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校数（校）	計	12,905	20,852	10,557	4,963	51	1,096
	国立	49	72	73	15	4	45
	公立	4,714	20,558	9,707	3,628	30	1,037
	私立	8,142	222	777	1,320	17	14
児童生徒数（人）	計	1,557,461	6,600,006	3,504,334	3,334,019	31,499	135,617
	国立	5,614	41,067	31,220	8,613	3,160	3,033
	公立	264,563	6,481,396	3,227,314	2,286,385	20,424	131,781
	私立	1,287,284	77,542	245,800	1,039,021	7,915	803
教員数（人）	計	111,059	416,475	253,832	235,306	2,432	79,280
	国立	344	1,833	1,628	575	214	1,502
	公立	23,360	409,753	237,082	174,363	1,520	77,479
	私立	87,355	4,889	15,122	60,368	698	299

文部科学省「学校基本統計（平成26年度）」

学校数【推移】

（国公私立の合計数）

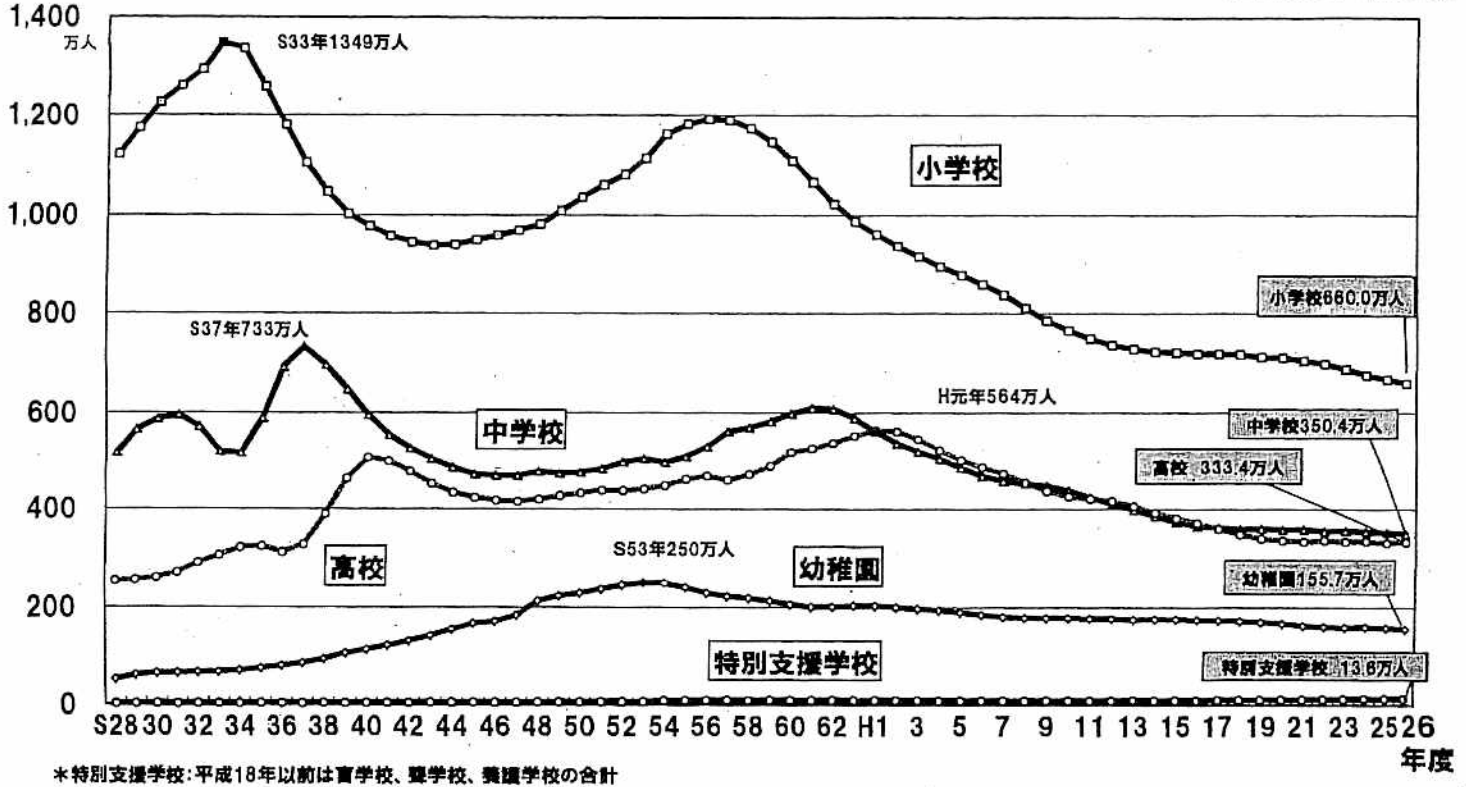


＊特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計（平成26年度）」

児童生徒数【推移】

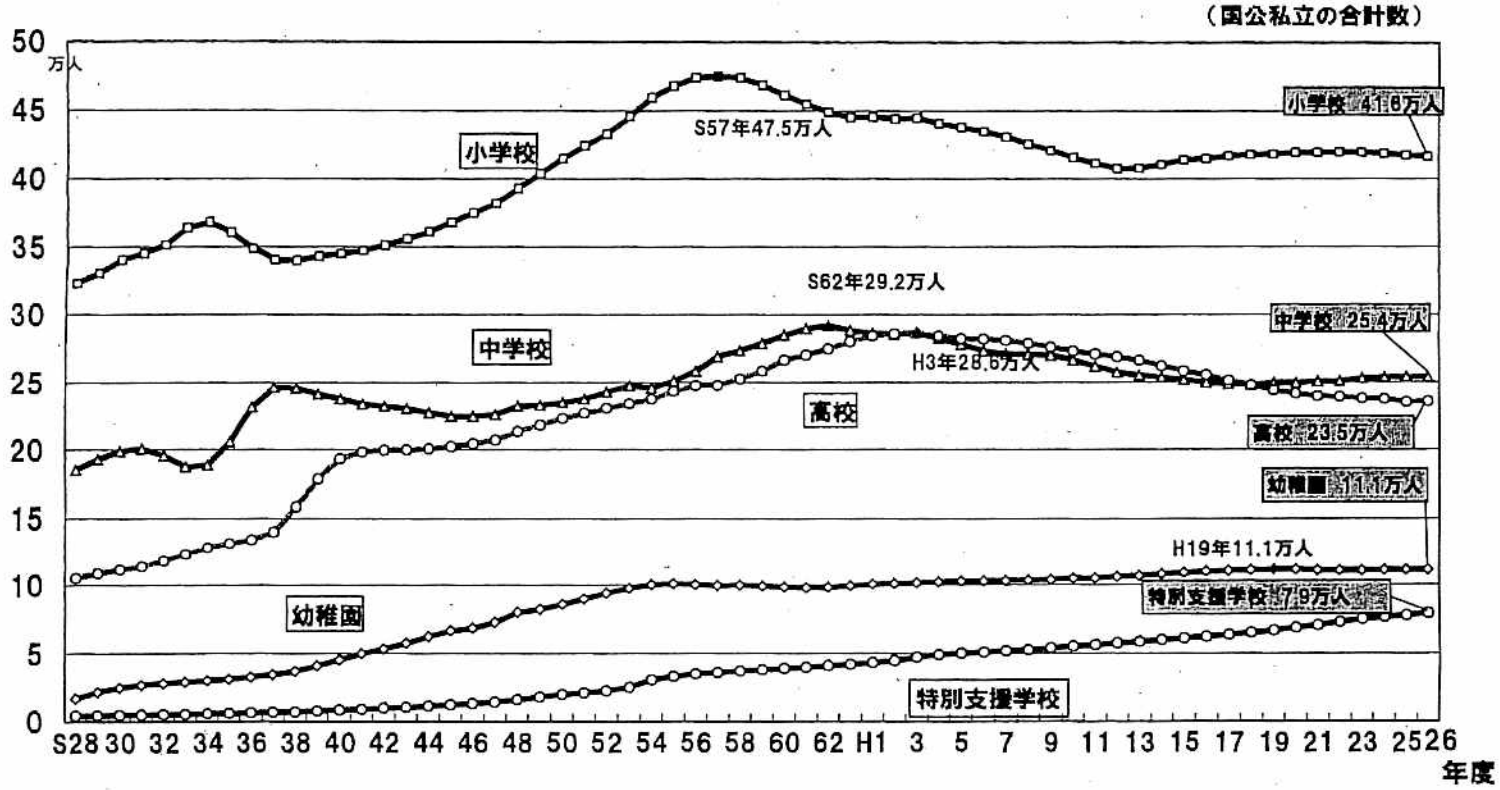
（国公私立の合計数）



＊特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計（平成26年度）」

教員数【推移】

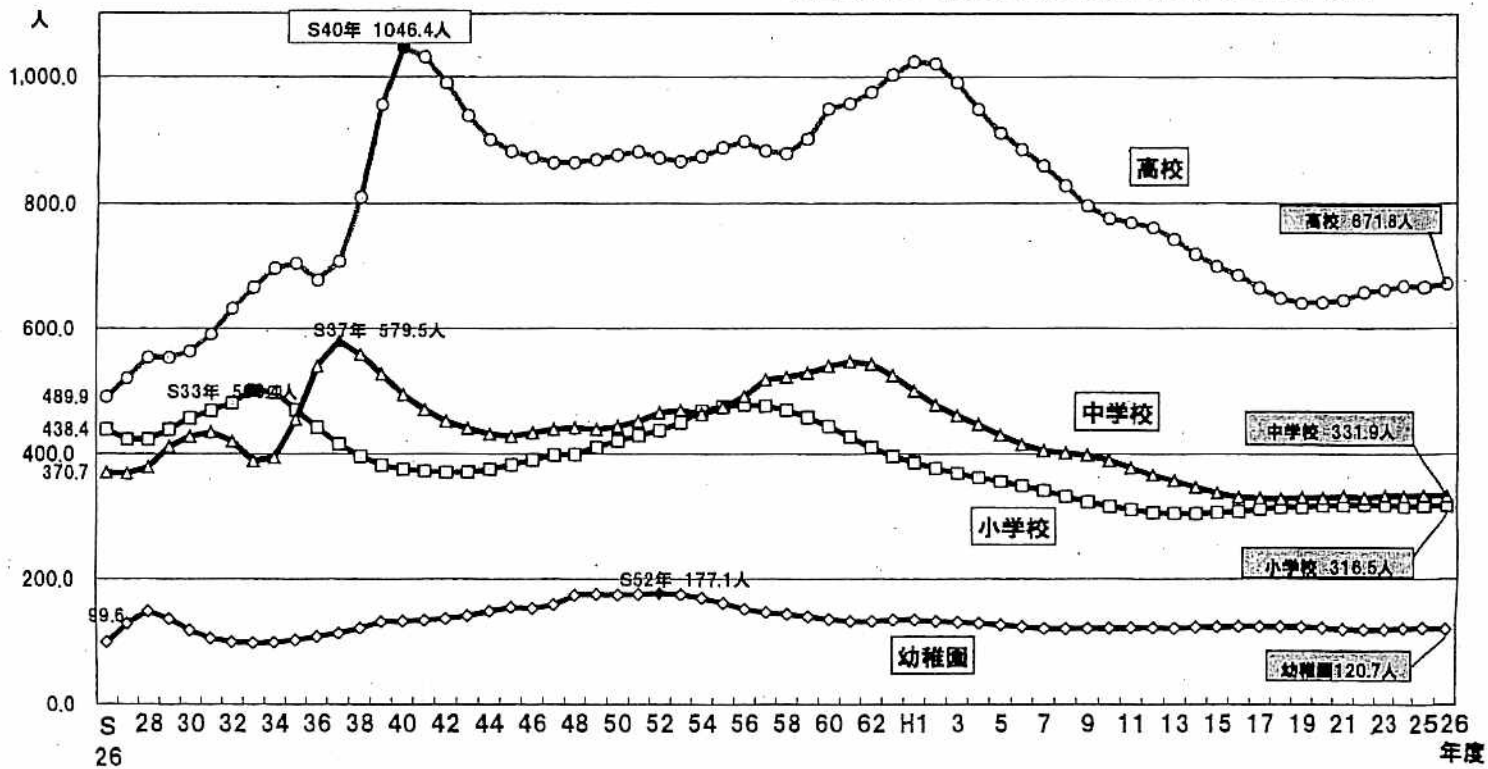


＊特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計（平成26年度）」

一校当たり児童生徒数【 推 移 】

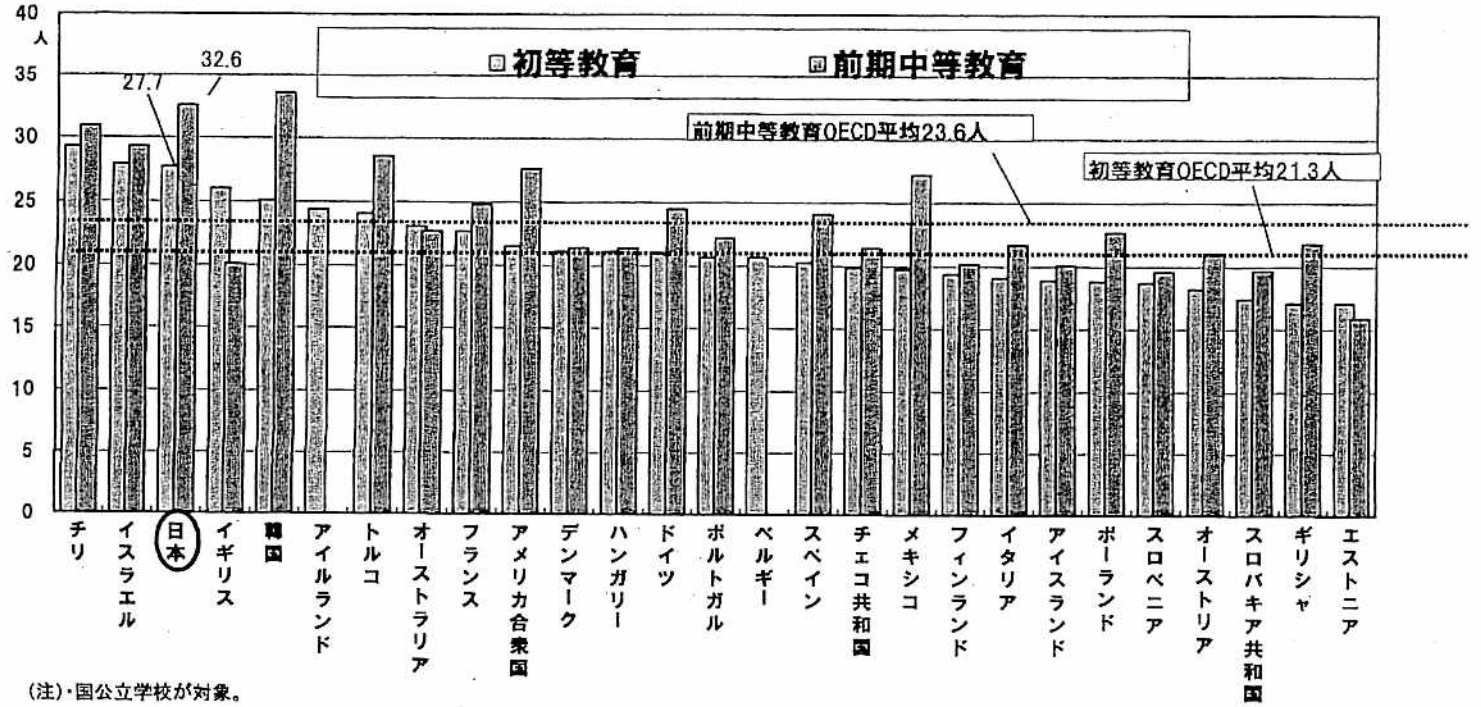
※国公私立の合計数(高校は全日制・定時制の計)



文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」

一学級当たり児童生徒数［国際比較］

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。
（初等教育27.7人（OECD平均21.3人）、前期中等教育32.6人（OECD平均23.6人））

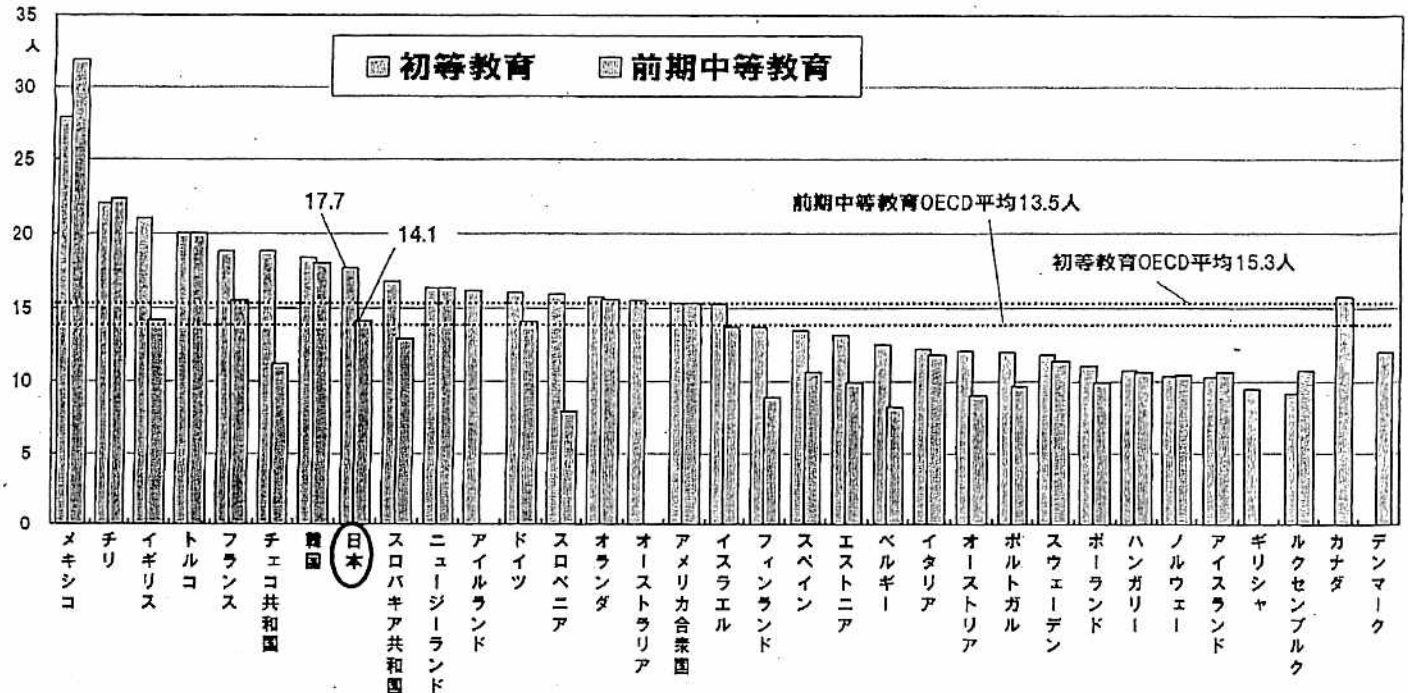


（注）・国公立学校が対象。
・日本の数値は、平成23年度学校基本統計を元に算出したもの。
・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。〔例.日本：平成23年（2011年）→ OECD平均：2012年）〕
・日本の数値が、学校基本統計に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。
・本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成（小数点第二位を四捨五入）。

OECD「図表でみる教育（2014年版）」表 D2.1

教員一人当たり児童生徒数［国際比較］

日本の学校における教員１人に対する児童生徒の数は、OECD平均より大きい。
（初等教育17.7人（OECD平均15.3人）、前期中等教育14.1人（OECD平均13.5人））

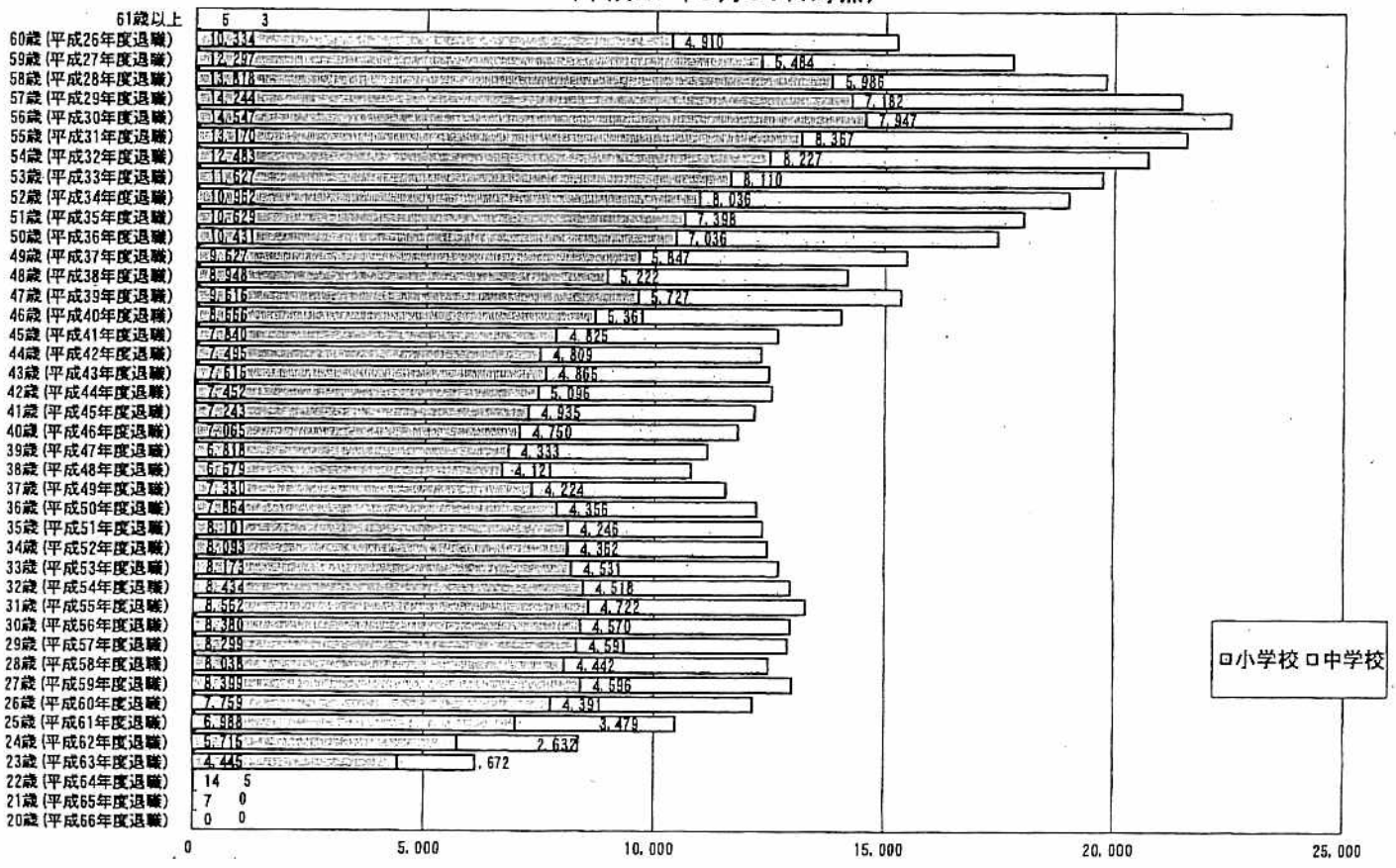


（注）・国公私立学校が対象。
・日本の数値は、平成23年度学校基本統計を元に算出したもの。
・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。〔例.日本：平成23年（2011年）→ OECD平均：2012年）〕
・日本の数値が、学校基本統計に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる。
・本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成（小数点第二位を四捨五入）。

OECD「図表で見る教育（2014年版）」表 D2.2

公立小・中学校の年齢別教員数

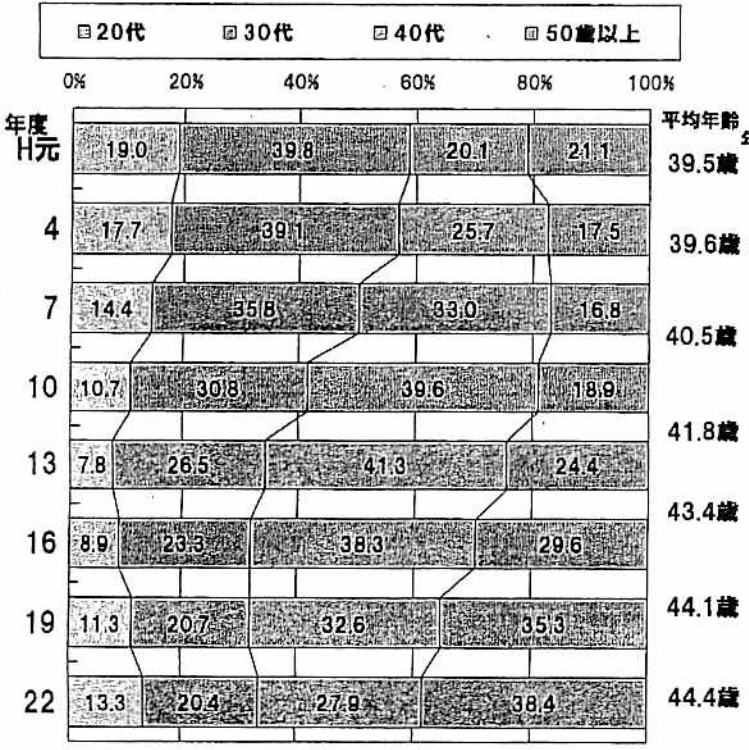
（平成27年3月31日時点）



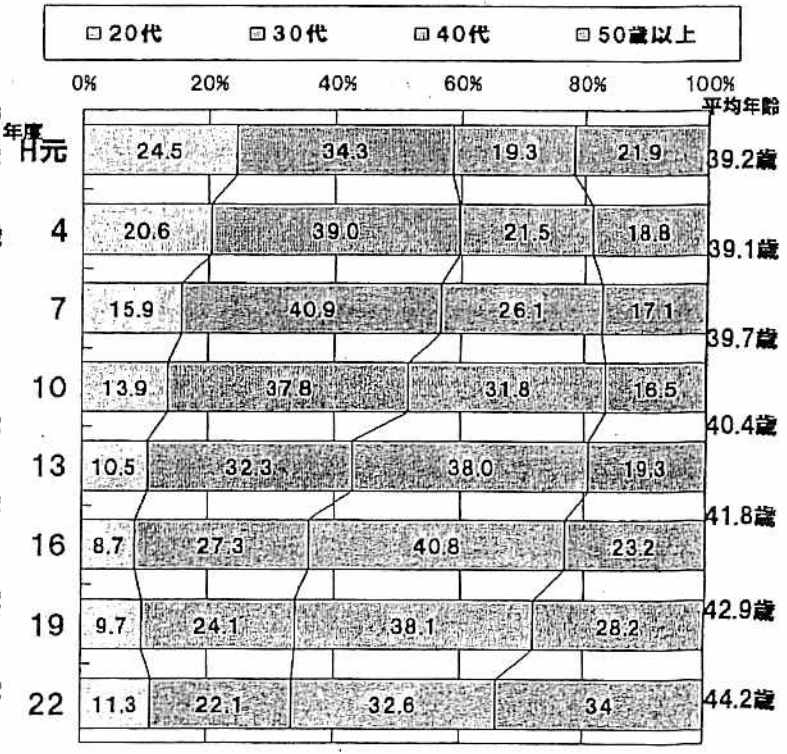
文部科学省調べ

公立小・中学校の教員の年齢構成【 推 移 】

小学校



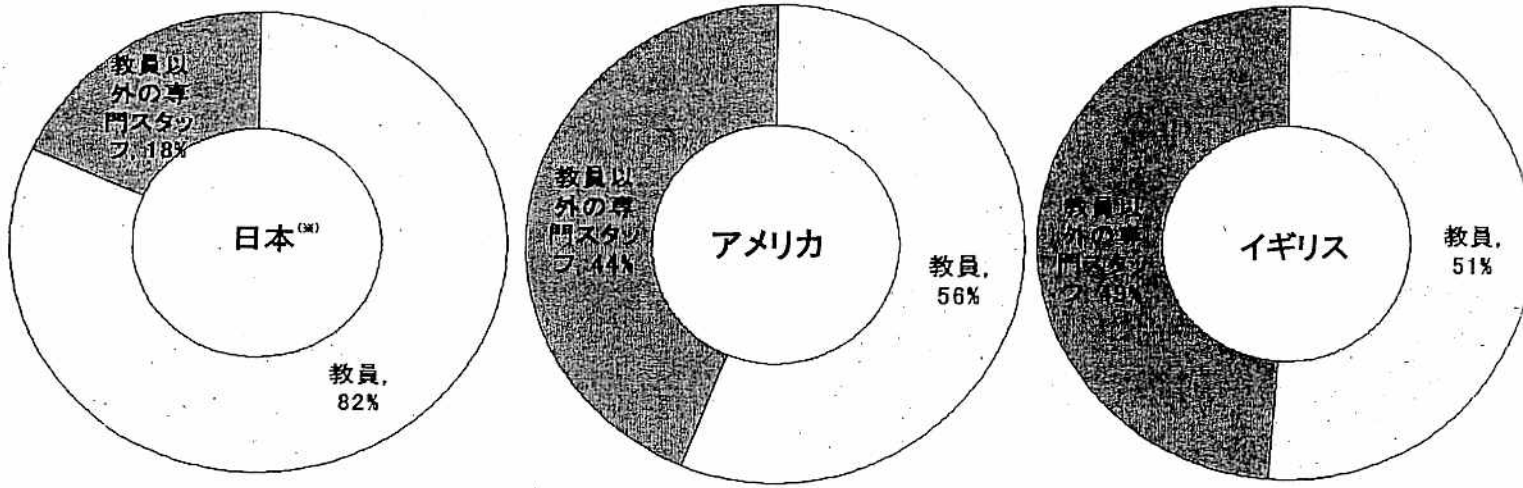
中学校



文部科学省調査

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典:文部科学省「学校基本統計報告書」(平成25年度)、"Digest of Education Statistics 2012"、"School Workforce in England November 2013"

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

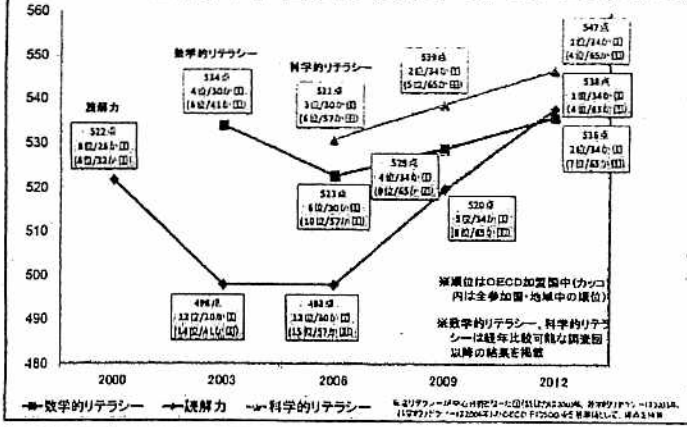
※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

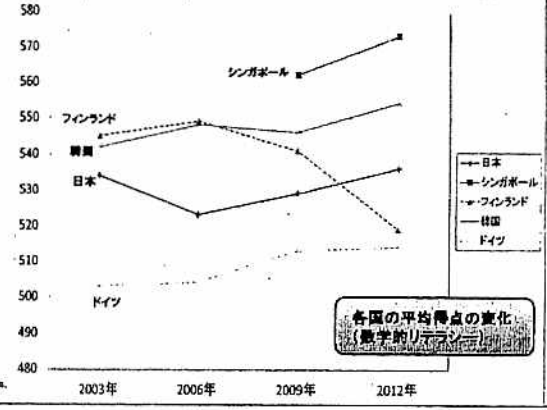
我が国の学校を取り巻く諸状況

国際調査における子供たちの学力と学習の状況

◆OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）の結果から

※PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施
知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価





・我が国の生徒の学力は、世界的に見て高い水準にある。

・一方、シンガポールなど、他の上位国も平均得点を更に上げるなど、世界的に学力の向上に熱心に取り組んでいる状況があり、我が国においても学力水準の維持向上を図ることが重要。

◆IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2011）の結果から

※TIMSS調査：IEA（国際教育到達度評価学会）が小学校4年生と中学校2年生を対象に実施
学校カリキュラムを通してどの程度知識が身に付いているかを調査

		1995	1999	2003	2007	2011
小学校4年生	算数	567点（3位/26か国）	（調査実施せず）	565点（3位/25か国）	568点（4位/36か国）	585点（5位/50か国）
	理科	553点（2位/26か国）	（調査実施せず）	543点（3位/25か国）	548点（4位/36か国）	559点（4位/50か国）
中学校2年生	数学	581点（3位/41か国）	579点（5位/38か国）	570点（5位/46か国）	570点（5位/49か国）	570点（5位/42か国）
	理科	554点（3位/41か国）	550点（4位/38か国）	552点（6位/46か国）	554点（3位/49か国）	558点（4位/42か国）

・勉強は楽しい

	小学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科
平成15(2003)年	85	81	39	59
平成19(2007)年	70	87	40	59
平成23(2011)年	73	90	48	63
国際平均(2011)	84	88	71	80

・私の先生の授業はわかりやすい

	小学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科
平成23(2011)年	85	81	69	65
国際平均(2011)	90	90	78	79

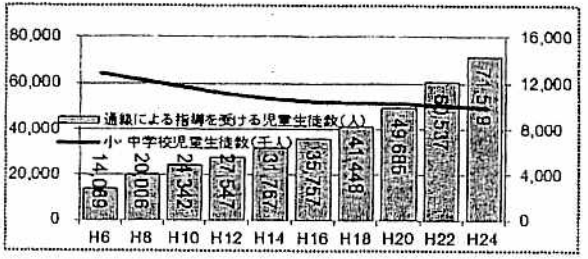
・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位を維持しているが、他の上位国・地域と比べると、習熟度の高い児童生徒の割合が低い。
・学習意欲等については、前回調査に比べ肯定的な回答をした児童生徒の割合は増加しているが、複数の項目において国際平均を下回っている。

我が国の教育を取り巻く状況

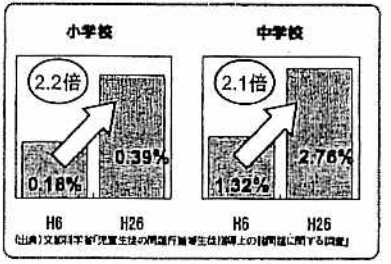
我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

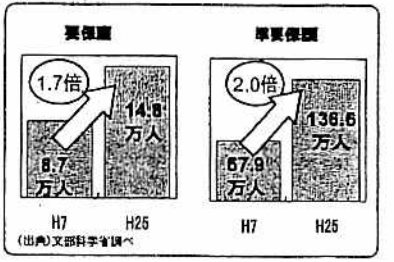
小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加



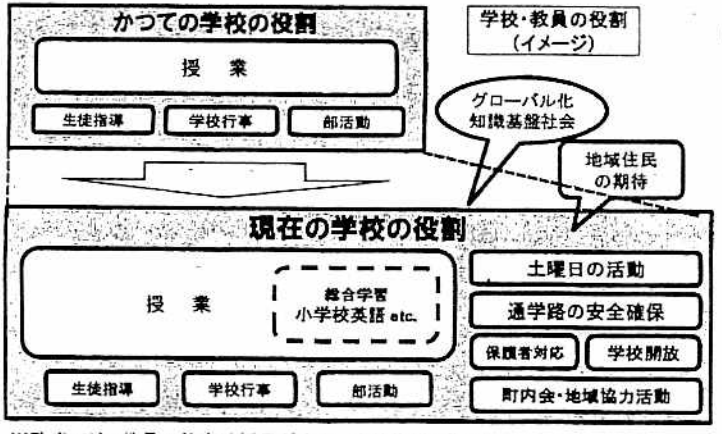
不登校の子供の割合が増加



学用品費等の援助を受けている子供が増加

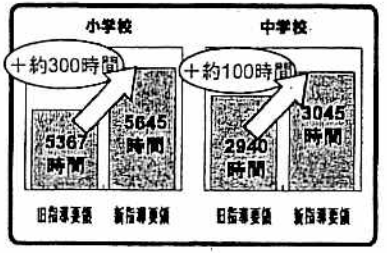


◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

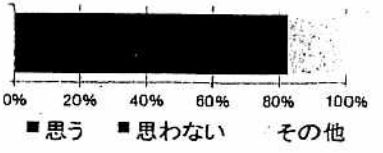


※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

学習指導要領の改訂で授業時数は増加

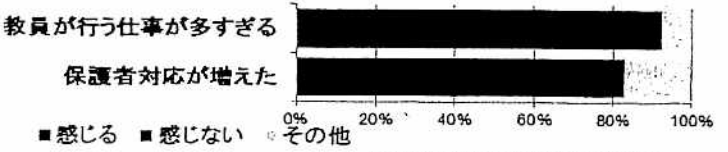


8割の親が家庭の教育力の低下を実感



（出典）文部科学省委託「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(H20)

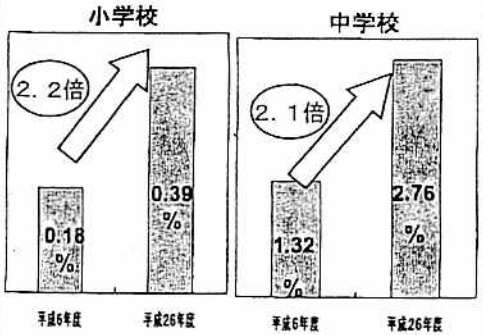
大部分の教員が仕事量や保護者対応を負担に感じている



（出典）文部科学省委託「教員勤務実態調査(H18)」より作成

学校現場が抱える問題の状況について

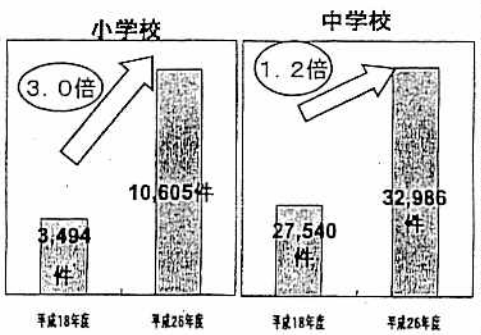
不登校児童生徒の割合



（注）国・公・私立学校のデータ

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

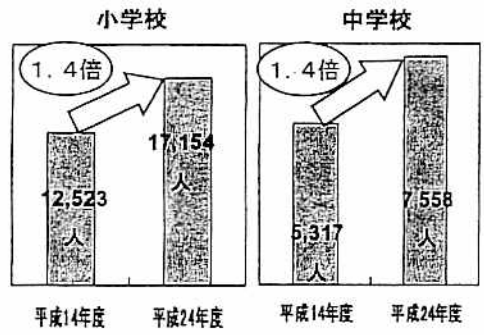
学校内での暴力行為の件数



（注）国・公・私立学校のデータ

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

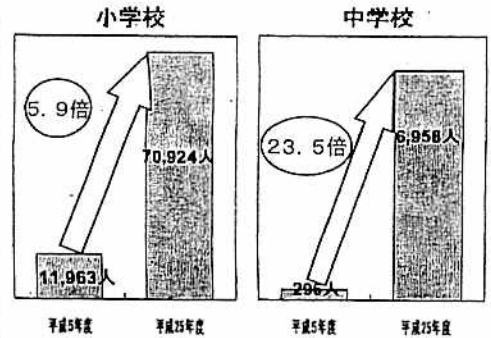
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



（注）公立学校のデータ

（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

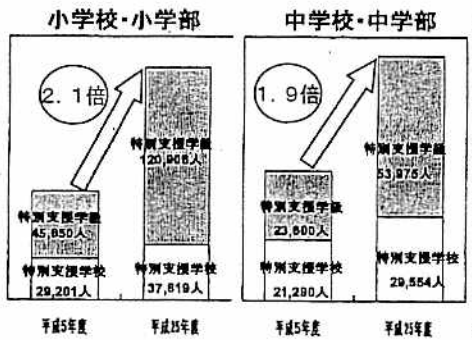
通級による指導を受けている児童生徒数



（注）通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒の割合は、6．5%程度と推計されている。（平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。）

（出典）文部科学省「通級による指導実施状況調査」

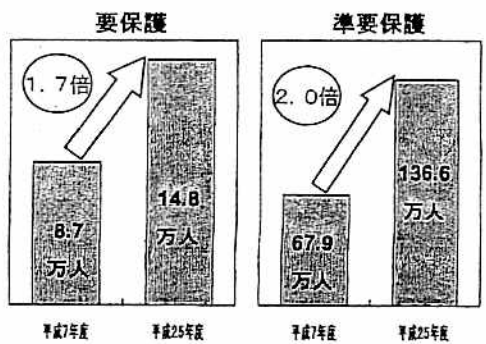
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数（国・公・私立計）



（注）平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

（出典）文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



（注）要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

（出典）文部科学省調べ

文部科学省教員勤務実態調査－職種別平均残業時間

●調査の概要

＜調査期間＞

平成18年7月3日 ～ 平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

＜調査対象校＞

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

＜調査対象教員＞

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

(校長)

平成18年度調査 約36時間(勤務日・休日) ※ 約31時間(勤務日)

(教頭・副校長)

平成18年度調査 約63時間(勤務日・休日) ※ 約55時間(勤務日)

(教諭)

平成18年度調査 約42時間(勤務日・休日) ※ 約34時間(勤務日)

昭和41年度調査 約 8時間(勤務日・休日)

(講師)

平成18年度調査 約41時間(勤務日・休日) ※ 約34時間(勤務日)

※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含まれない。

(参考)平成19年1月分 厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間所定外労働時間:12．9時間(早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等)

文部科学省教員勤務実態調査－ 教諭の勤務時間

○教諭の1日当たり勤務時間（勤務日）：10時間22分（うち残業時間：1時間43分）
→項目別に見ると、
① 児童生徒の指導に直接的にかかわる業務：5時間59分
（朝礼、授業、補習指導、生徒指導、部活動・クラブ活動、児童会・生徒会指導、学校行事　等）

② 児童生徒の指導に間接的にかかわる業務：2時間2分
（授業準備、成績処理、ホームルーム、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成　等）

③ 学校の運営にかかわる業務及びその他の業務：2時間6分
（学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務　等）

④ 外部対応（保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応　等）：0時間12分

○教諭の1日当たり勤務時間（勤務日）

	第1期（7月分）	第2期（8月分）（夏季休業期）	第3期（9月分）	第4期（10月分）	第5期（11月分）	第6期（12月分）	平均
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分	5時間59分
②児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分	2時間02分
③学校の運営にかかわる業務及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間11分	1時間37分	1時間45分	1時間38分	2時間06分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間06分	0時間16分	0時間12分
合　計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分	10時間22分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分	1時間43分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分	0時間14分

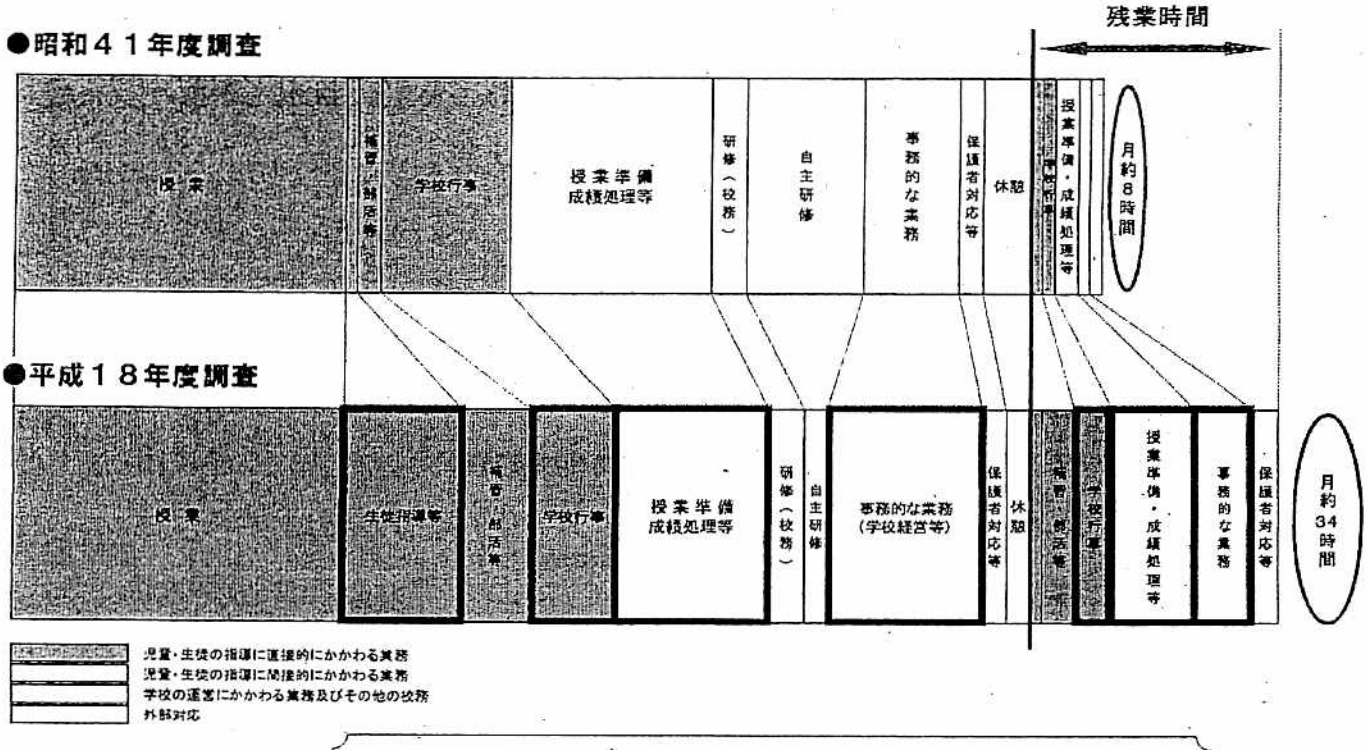
○1か月当たり残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分	34時間20分

文部科学省教員勤務実態調査－業務の分類

児童生徒の指導にかかわる業務	a 朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
	b 授業	正規の授業時間に行われる教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の授業、試験監督など
	c 授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備
	d 学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導（補習指導、個別指導など）、質問への対応、水泳指導など
	e 成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認・コメント記入、通知票記入、調査書作成、指導要録作成など
	f 生徒指導（集団）	正規の授業時間以外に行われる次のような指導：給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・安全指導、遊び指導（児童生徒とのふれ合いの時間）、健康・保健指導（健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む）、生活指導、全校集会、避難訓練など
	g 生徒指導（個別）	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など
	h 部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率（引率の移動時間を含む）など
	i 児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	j 学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など
	k 学年・学級経営	学級活動（学活・ホームルーム）、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など
学校の運営にかかわる業務	l 学校経営	校務分掌にかかわる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日番など
	m 会議・打合せ	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会、その他教員同士の打合せ・情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備など
	n 事務・報告書作成	業務日誌作成、資料・文書（調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる業務、予算・費用処理にかかわる書類など）の作成、年度末・学期末の部下職員評価、自己目標設定など
	o 校内研修	校内研修、校内の勉強会、研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	p 保護者・PTA対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者応対、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応など
	q 地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動（巡回・見回りなど）、地域への協力活動など
	r 行政・関係団体対応	教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者（業者、校医など）の対応など
校外	s 校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張をともなう研修など
	t 会議	校外での会議・打合せ、出張をともなう会議など
その他	u その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など
	v 休憩・休息	校務と関係のない雑談、休憩、休息など

文部科学省教員勤務実態調査－ 昭和41年度調査との比較



教員が多忙に感じていることや負担に感じている業務（赤枠）

アンケート調査結果の上位の項目（平成18年度教員意識調査）

（昭和41年度教員勤務状況調査・平成18年度教員勤務実態調査・平成18年度教員意識調査）

OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）のポイント

○調査概要・目的：
・学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査。職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。
・2008年に第1回調査、2013年に第2回調査（今回）を実施。日本は今回が初参加。

○調査対象：中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員
・1か国につき200校、1校につき教員（非正規教員を含む）20名を抽出
・日本の参加状況：全国192校、各校約20名（校長192名、教員3,521名）
・国公私の内訳（参加校に所属する総教員数における割合）：国公立校　約90%、私立学校　約10%

○調査時期：平成25年2月中旬～3月中旬（日本）

○調査方法：調査対象者が質問紙調査（教員用／校長用）に回答（所要各60分）

○調査項目：
◆教員と学校の概要　◆校長のリーダーシップ　◆職能開発　◆教員への評価とフィードバック
◆指導実践、教員の信念、学級の環境　◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国：OECD加盟国等34カ国・地域
アルバータ（カナダ）、オーストラリア、フランドル（ベルギー）、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ、キプロス、デンマーク、イングランド（イギリス）、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、アブダビ（アラブ首長国連邦）、アメリカ
※下線は第2回からの新規参加国

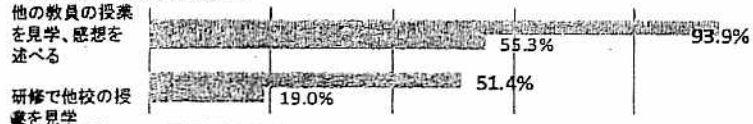
我が国の教員の現状と課題 －TALIS2013結果概要－

日本
参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

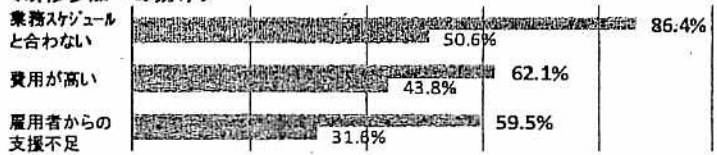
＜授業見学の実施状況＞



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

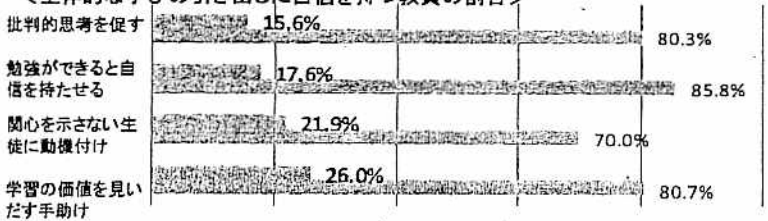
- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

＜研修参加への妨げ＞

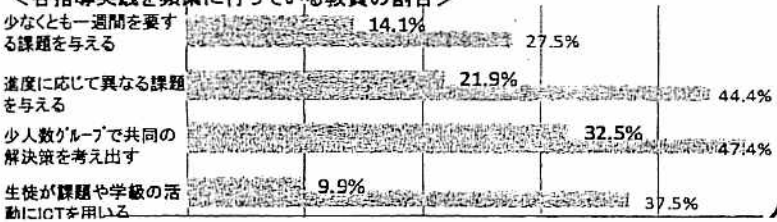


教員は、主体的な学びを引き出すことに対しての自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

＜主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合＞



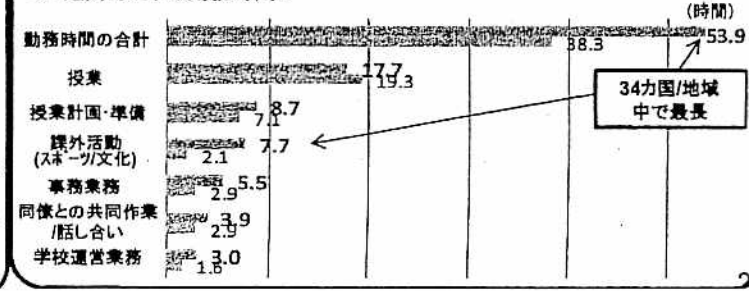
＜各指導実践を頻繁に行っている教員の割合＞



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い!人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

＜1週間あたりの勤務時間＞



OECD・TALIS － 教員の仕事の時間配分について

○ 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長（日本53．9時間 、平均38．3時間）。

○ 教員が指導（授業）に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度（日本17．7時間、平均19．3時間）である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7．7時間、平均2．1時間）。

○ また、一般的事務業務（日本5．5時間、平均2．9時間）や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間（日本8．7時間、平均7．1時間）等も長い。

（参考）平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査
30人以上の事業所規模の月間総実労働時間：146．7時間（所定外労働時間を含む）

（参考）教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導（授業）に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間

	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間

※直近の「通常の一週間」（休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間）において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

OECD・TALIS ー教員間の協力

○ 日本では、「他の教員の授業を見学し、感想を述べる」という項目に「行っていない」と回答した教員が参加国平均に比べて極めて低い（日本6．1%、平均44．7%）。

○ 一方、「同僚と教材のやりとりをしていない」（日本11．1%、平均7．4%）、「特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない」（日本6．0%、平均3．5%）、「他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況を評価する基準を定めることを行っていない」（日本16．6%、平均8．8%）、「専門性を高めるための勉強会に参加していない」（日本18．8%、平均15．7%）と回答した教員の割合は、参加国平均より高い。

（参考）教員間の協力

	学級内でチーム・ティーチングを行っていない	他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない	学級や学年をまたいだ合同学習を行っていない	同僚と教材のやりとりをしていない
日本	34.0%	6.1%	37.5%	11.1%
参加国平均	41.9%	44.7%	21.5%	7.4%

	特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない	他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況を評価する基準を定めることを行っていない	分掌や担当の会議に出席していない	専門性を高めるための勉強会に参加していない
日本	6.0%	16.6%	3.6%	18.8%
参加国平均	3.5%	8.8%	9.0%	15.7%

OECD・TALIS －学校における教育資源

○ 日本の学校においては、質の高い指導を行う上で、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」（日本79．7%、平均38．4%）、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」」（日本76．0%、平均48．0%）、「職業教育を行う教員の不足」（日本37．3%、平均19．3%）、「支援職員の不足」（日本72．4%、平均46．9%）が「妨げになっている」と回答した校長の学校に所属する教員の割合が、参加国平均に比べて高い。

（参考）学校における教育資源

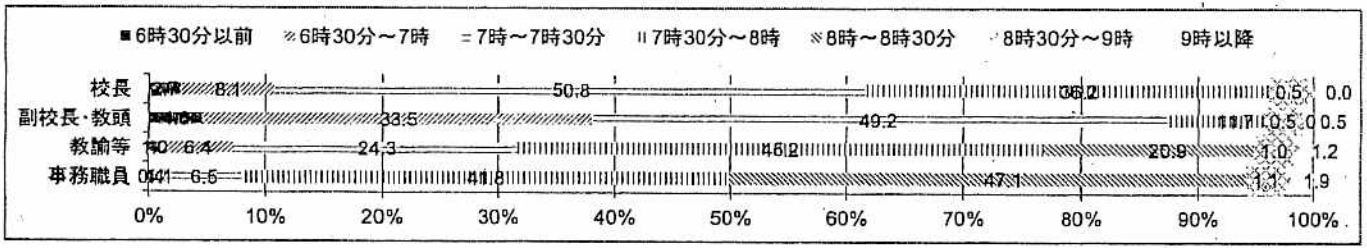
	資格を持つ教員や有能な教員の不足	特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足	職業教育を行う教員の不足	教材（教科書など）が不足している、あるいは適切ではない	教育用コンピュータが不足している、あるいは適切ではない
日本	79.7%	76.0%	37.3%	17.2%	28.3%
参加国平均	38.4%	48.0%	19.3%	26.3%	38.1%

	インターネット接続環境が不十分である	教育用コンピュータソフトウェアが不足している、あるいは適切ではない	図書館の教材が不足している、あるいは適切ではない	支援職員の不足
日本	29.8%	40.1%	40.2%	72.4%
参加国平均	29.9%	37.5%	29.3%	46.9%

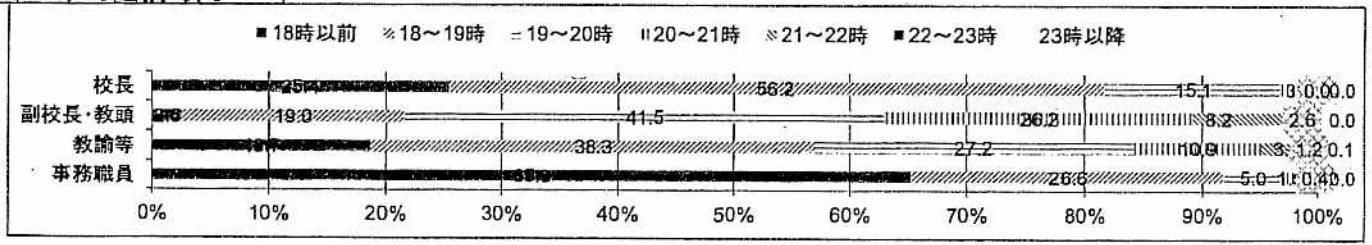
※質の高い指導を行う上で、各項目の教育資源の問題が「非常に妨げになっている」「いくらか妨げになっている」と回答した校長の学校に所属する教員の割合

各職種の平均入校・退校時間等

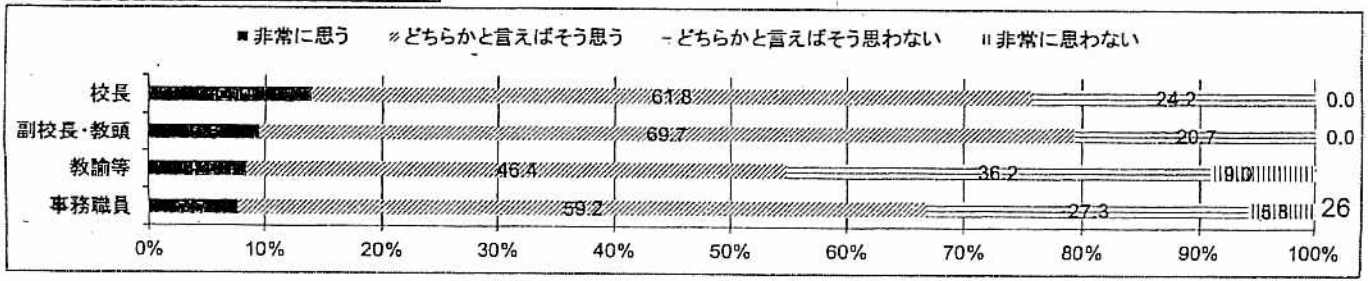
１か月の平均入校時間



１か月の平均退校時間



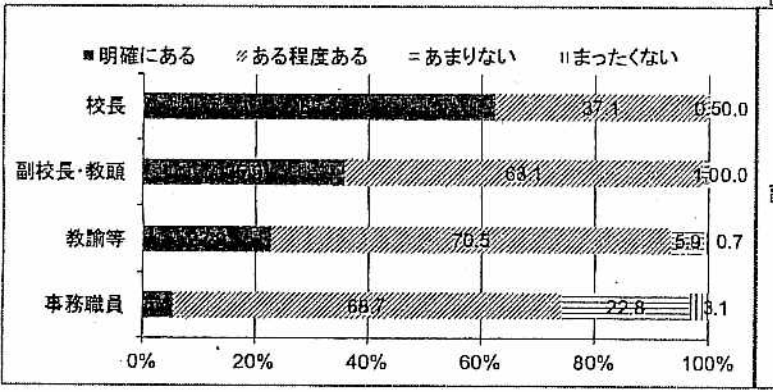
業務の効率化などの改善を図る動き



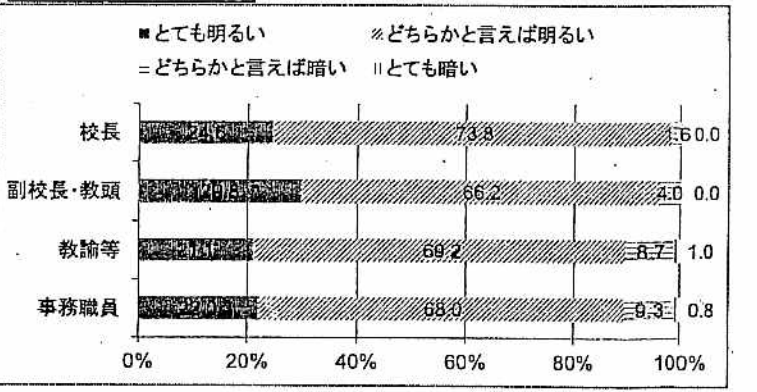
出典「平成24年度教職員のメンタルヘルスに関する調査」(文部科学省委託調査)

教職員の業務の特徴・職場での人間関係

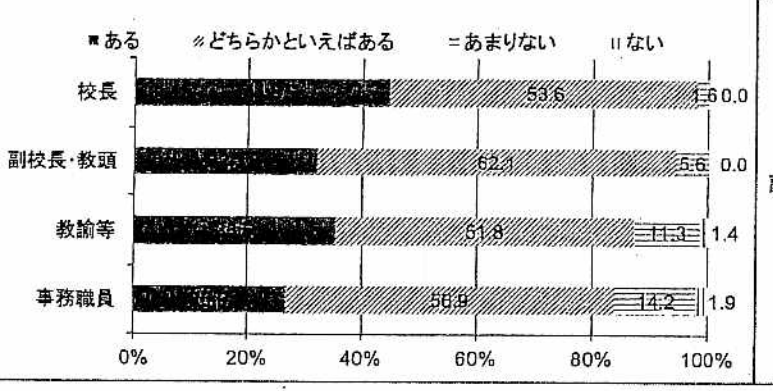
教職員としての理想像



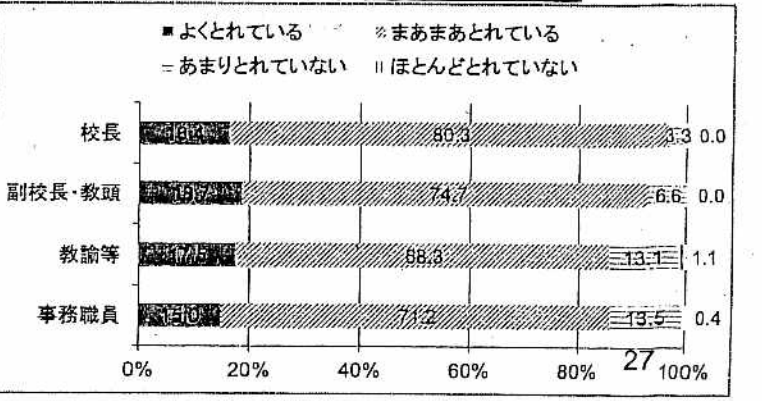
職場内の雰囲気



教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気



職場におけるコミュニケーションの状況



出典「平成24年度教職員のメンタルヘルスに関する調査」(文部科学省委託調査)

27

学校の教職員構造の転換　～チーム学校の推進～

■我が国の教員の置かれている現状
1. 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。➢教職員総数に占める教員の割合　日:82%、米:56%、英:51%）
2. 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。　➢日本:53.9時間（参加国平均38.3時間）　出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

チーム学校の推進

・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
・校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担。
・併せて、本年7月に公表した「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を活用するなど、業務改善を一層徹底。
・これにより、教員は授業など子供への指導に一層専念。

① 教職員（義務標準法で基幹的な教職員として規定）:H28要求 3,040人の定数改善（義務教育費国庫負担金）





チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実　660人

○養護教諭・栄養教諭等の充実　:150人
　大規模校等における配置の充実
○専門人材の配置充実　:100人
　学校司書、ICT専門職員等の配置の充実
○学校マネジメント機能の強化　:410人
　副校長、主幹教諭・事務職員等の拡充

今後の教育活動の充実に向けた定数改善　2,380人

○創造性を育む学校教育の推進　:1,440人
　主体的な思考力・表現力等を育成する双方向・対話型・少人数による指導の充実等
○学校が抱える課題への対応　:940人
　特別支援教育の充実、いじめ・不登校等への対応、家庭環境による教育格差の解消、外国人児童生徒等への日本語指導等

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により拡充



スクールカウンセラー　H28要求額:48億円（8億円増）

○全公立中学校への配置に加え、週5日相談体制を実施　:200校
○小中学校の相談体制の連携促進　:300校→3,100校
○貧困対策のための重点加配　:600校→1,200校
（スクールカウンセラーの主な業務内容）
・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア　等

スクールソーシャルワーカー　H28要求額:10億円（4億円増）

○配置数の増　:2,247人→3,047人
○貧困対策のための重点加配　:600人→1,200人
○質向上のためのスーパーバイザーの配置　:47人【新規】
（スクールソーシャルワーカーの主な業務内容）
・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供　等



特別支援教育専門家等　H28要求額:14億円の内数（新規）

○特別支援教育専門家等の配置
・看護師:約1,460人
・合理的配慮協力員:約350人
・外部専門家:約430人（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により拡充

教育サポーター　H28要求:49億円（8億円増）

○配置人数　10,000人→12,000人
（主な業務内容）
・補充学習、発展的な学習への対応
・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
・小学校における英語指導への対応
・中学校における部活動指導支援　等



学習指導要領改訂とカリキュラムマネジメント

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（平成26年11月）の概要

趣旨

◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。

◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。

⇒

◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。

◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1．新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

2．新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

- 主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
- 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
- より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
- より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
- 社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等　　など

3．各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年（平成32年）から順次実施予定

学習指導要領改訂の視点

（出典）
教育課程企画特別部会　論点整理
補足資料　より

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

①「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」
　各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
②「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」
　主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」
　①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。
・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を踏まえた観点からの
学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化（小学校高学年での教科化等）や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実

◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善（地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必履修科目の設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。）　等

どのように学ぶか

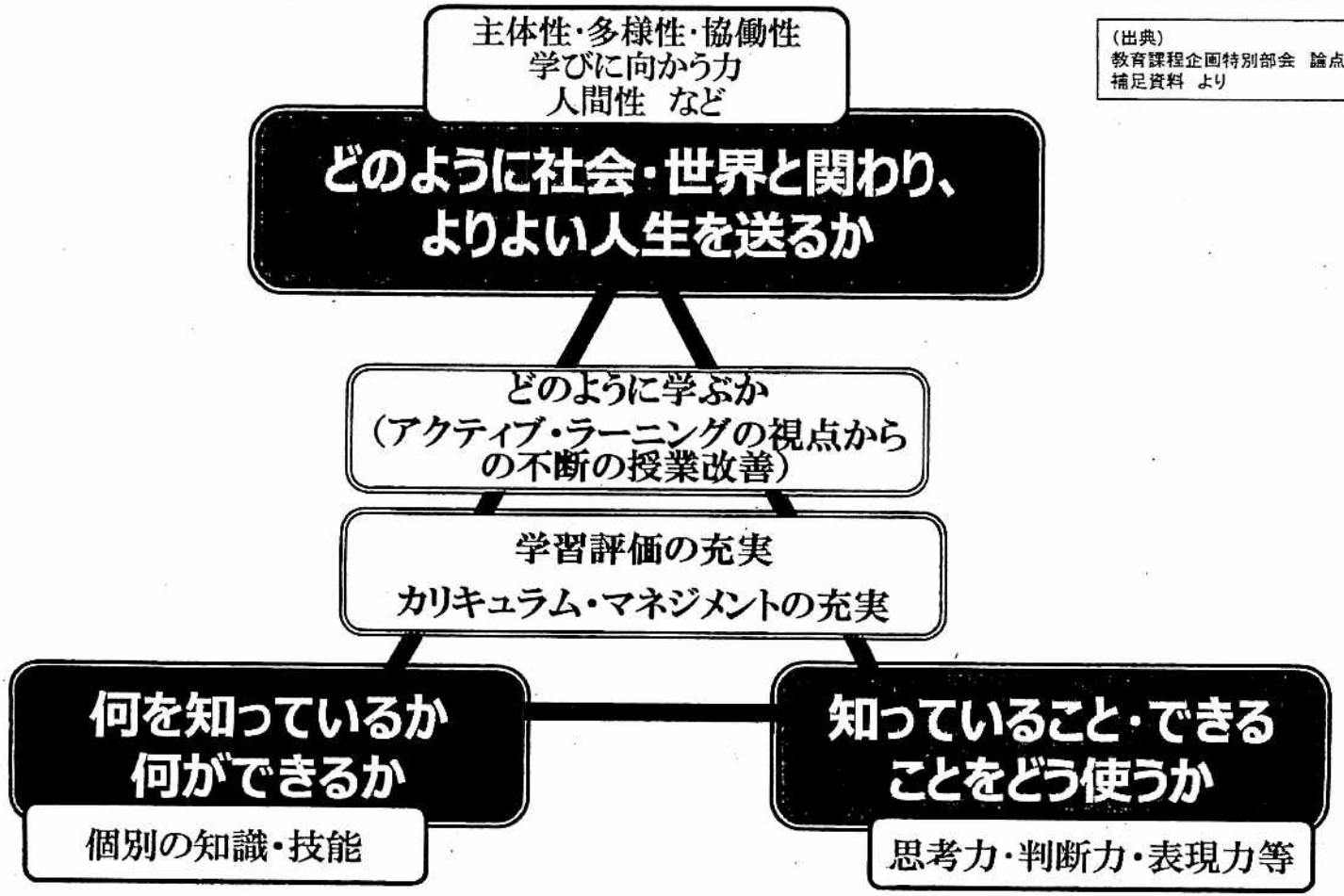
アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善

◆ 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか

◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか

◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえた日本版カリキュラム・デザインのための概念



（出典）
教育課程企画特別部会　論点整理
補足資料　より

カリキュラムマネジメント　手順・構成要素（カリキュラム面）

①子どもや地域等の実態把握に基づく学校教育目標の設定と共通理解
②教育活動の内容や方法についての基本的な理念や方針の設定
③各教科・領域等の教育活動の目標や内容、方法の具体化
④日々の教育・経営活動の形成的・総括的な評価・改善

村川雅弘ほか編『「カリマネ」で学校はここまで変わる！』ぎょうせい、2013年、pp.2-11

出典　：　平成２７年５月１９日　チーム学校作業部会

カリキュラムマネジメント　手順・構成要素（マネジメント面）

④日々の教育・経営活動の形成的・総括的な評価・改善

⑤指導体制と運営体制、学習環境と研修環境、経費や時間などの工夫・改善

⑥教職員の力量向上や意識改革のための研修

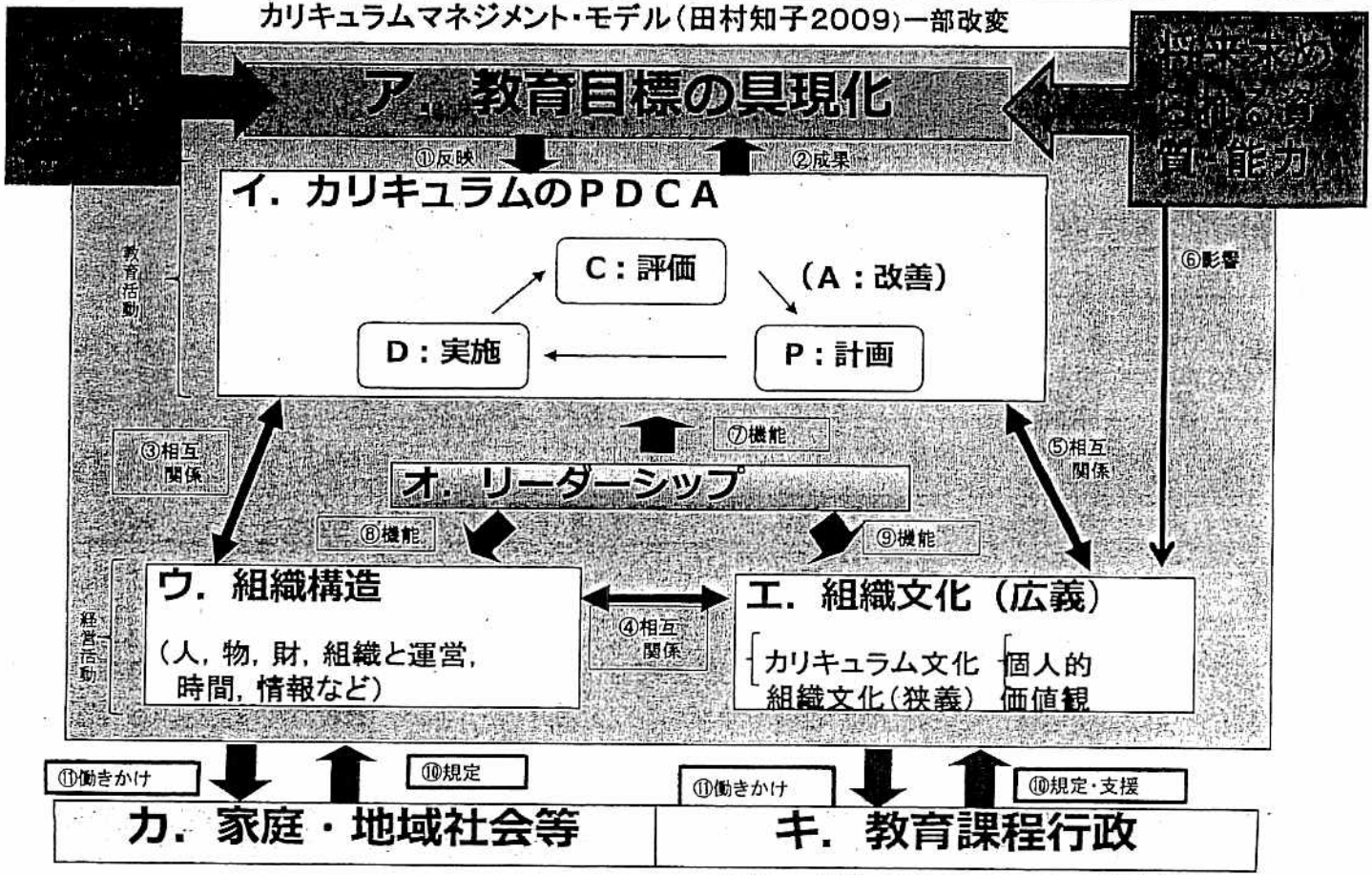
⑦家庭・地域及び外部機関との連携・協力

⑧管理職及び中堅層のリーダーシップ

村川雅弘ほか編『「カリマネ」で学校はここまで変わる！』ぎょうせい、2013年、pp.2-11

出典　：　平成２７年５月１９日　チーム学校作業部会
鳴門教育大学　村川雅弘　教授　提出資料

カリキュラムマネジメントモデル



出典　：　平成２７年５月１９日　チーム学校作業部会
鳴門教育大学　村川雅弘　教授　提出資料

学校におかれる教職員

— 管理職 —

管理職に関する職務規定等

○校長：校務をつかさどり、所属職員を監督する。
（学校教育法第37条第4項等）　【人数：3, 3761名】

○副校長　：校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。
（学校教育法第37条第5項等）
【設置県市数：44都道府県市、人数：3, 646名】

○教頭：校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
（学校教育法第37条第7項等）
【設置県市数：66道府県市、人数：33, 846名】

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）
調査対象：人事権を持つ67都道府県・指定都市教育委員会

管理職等の数及び登用者数（平成26年4月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数 本校 分校＜外数＞	20, 357 ＜201＞	9, 626 ＜81＞	3, 577 ＜89＞	924 ＜113＞	34, 484 ＜484＞
校長数	19, 977	9, 320	3, 540	924	33, 761
うち 校長登用者数	3, 203	1, 243	689	207	5, 342
副校長数	1, 750	900	758	238	3, 646
うち 副校長登用者数	271	141	246	65	723
教頭数	18, 640	9, 095	4, 761	1, 350	33, 846
うち 教頭登用者数	3, 272	1, 692	884	298	6, 146
主幹教諭数	9, 009	6, 224	3, 432	1, 077	19, 742
うち 主幹教諭 登用者数	1, 901	1, 204	610	215	3, 930
指導教諭数	828	529	407	109	1,873
うち 指導教諭 登用者数	215	110	75	19	419

（出典）平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）

校長・副校長・教頭の登用率の推移（各年4月1日現在）

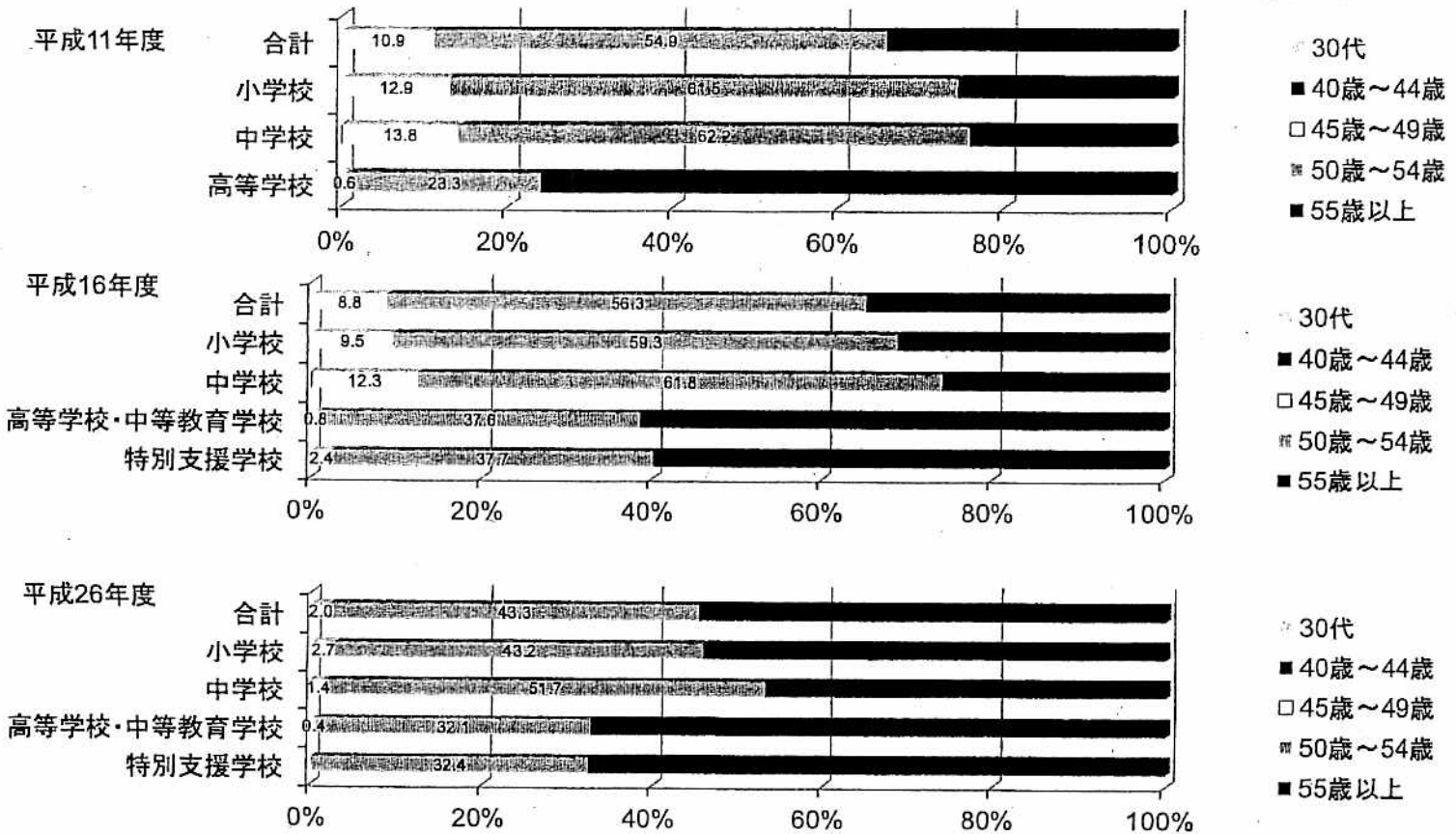
（単位：%）

	小学校			中学校			高等学校 中等教育学校			特別支援学校			合計		
	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭
11	13.2	—	12.1	11.8	—	15.8	19.5	—	18.7	21.7	—	20.8	13.7	—	14.2
16	14.1	—	13.6	12.4	—	15.1	18.3	—	15.8	19.7	—	18.5	14.2	—	14.5
22	15.4	12.3	15.9	13.8	21.9	18.1	18.6	26.2	17.3	22.6	30.5	20.3	15.5	18.4	16.8
23	14.6	15.7	14.5	12.6	16.8	17.2	17.9	30.2	15.7	20.3	29.0	19.4	14.5	19.6	15.6
24	14.9	15.9	15.5	12.7	15.9	17.0	19.1	29.5	17.3	23.3	24.1	20.7	14.9	19.1	16.4
25	15.1	15.8	16.1	13.5	19.8	18.1	19.9	36.4	18.7	23.0	30.4	22.8	15.4	22.0	17.3
26	16.0	15.5	17.6	13.3	15.7	18.6	19.5	32.5	18.6	22.4	27.3	22.1	15.8	19.8	18.2

（出典）平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）

校長の年齢別登用状況の推移

（単位：%）



（出典）平成25年度　公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）

校長等登用者の直前の職

登用直前の職歴	校長 登用者数	副校長 登用者数	教頭 登用者数	主幹教諭 登用者数	指導教諭 登用者数
副校長	623 (115)				
教頭	3,445 (649)	279 (45)			4
主幹教諭		325 (73)	1,534 (278)		28 (7)
指導教諭			56 (23)	392 (171)	
教諭		60 (8)	2,951 (516)	3,257 (1010)	368 (169)
養護教諭			3 (3)	104 (65)	3 (3)
事務職員	3	1	8 (2)		
その他の教育職員	27 (4)	1	19 (4)	4 (2)	2 (2)
教育委員会事務局職員	1,190 (130)	57 (9)	1,535 (283)	171 (36)	13 (6)
その他	54 (4)		40 (8)	2 (1)	1
合　計	5,342 (902)	723 (135)	6,146 (1,117)	3,930 (1,285)	419 (187)

(注)( )は、登用者に占める女性の人数

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

公立学校の校長・副校長・教頭数と登用者数・女性数

（平成26年4月1日現在）

		小学校	中学校	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数	本校	20,357	9,626	3,569	924	34,476
	分校〈外数〉	〈201〉	〈81〉	〈89〉	〈113〉	〈484〉
校長数		19,977	9,320	3,540	924	33,761
	女性（内数）	〈3,805〉	〈531〉	〈238〉	〈197〉	〈4,771〉
うち校長登用者数		3,203	1,243	689	207	5,342
	女性（内数）	〈709〉	〈79〉	〈58〉	〈56〉	〈902〉
副校長数		1,750	900	758	238	3,646
	女性（内数）	〈486〉	〈87〉	〈72〉	〈62〉	〈707〉
うち副校長登用者数		271	141	246	65	723
	女性（内数）	〈76〉	〈16〉	〈20〉	〈23〉	〈135〉
教頭数		18,640	9,095	4,761	1,350	33,846
	女性（内数）	〈3,995〉	〈717〉	〈354〉	〈319〉	〈5,385〉
うち教頭登用者数		3,272	1,692	884	298	6,146
	女性（内数）	〈823〉	〈144〉	〈71〉	〈79〉	〈1,117〉

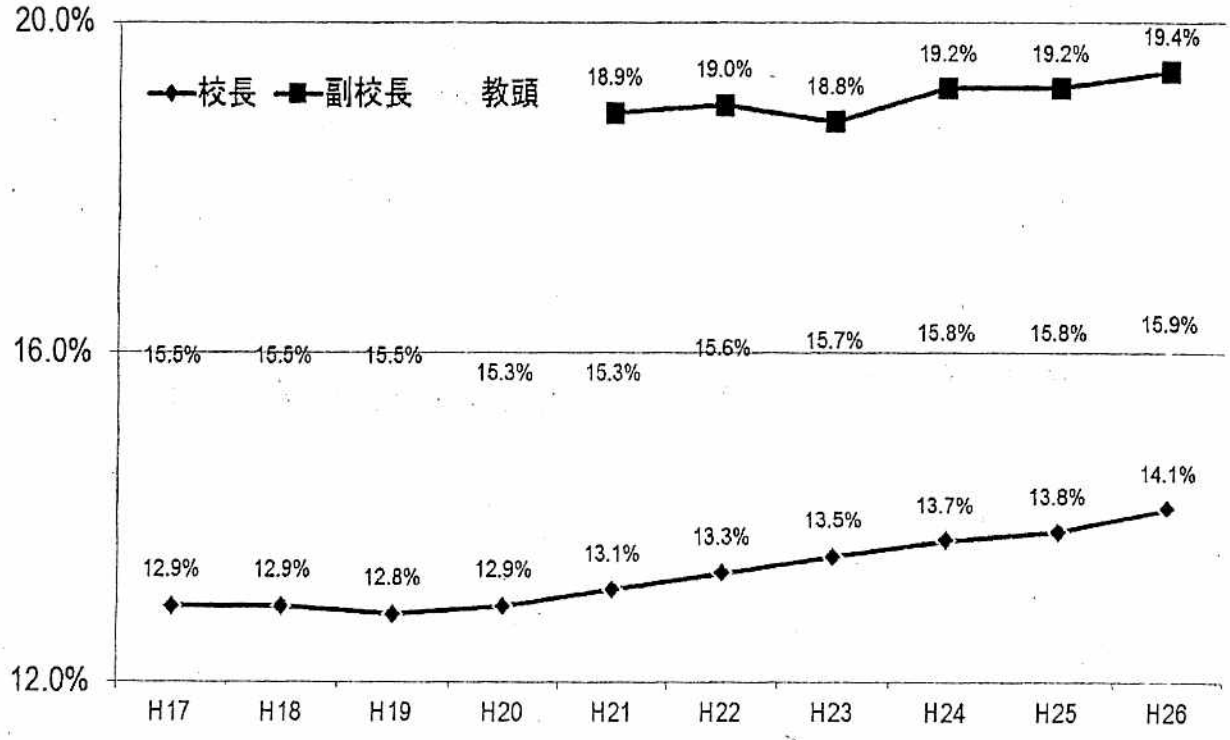
※登用者：平成２６年度に新たに任用された者

※公立学校数は平成２６年度学校基本統計（平成２６年５月１日現在）。

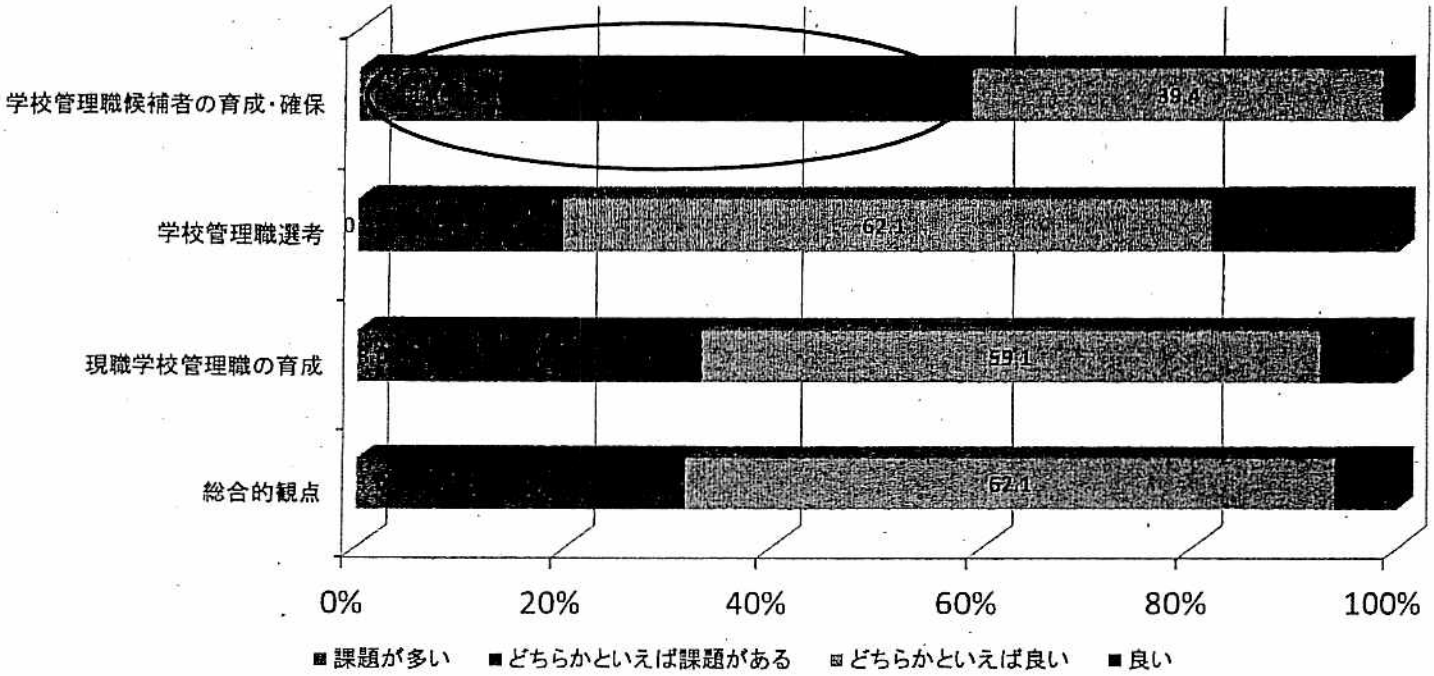
文部科学省調査

職種別女性管理職の割合の推移

※職種別の女性管理職の割合（平成17年度～平成26年度）



学校管理職育成のプロセスの各ステージにおける評価

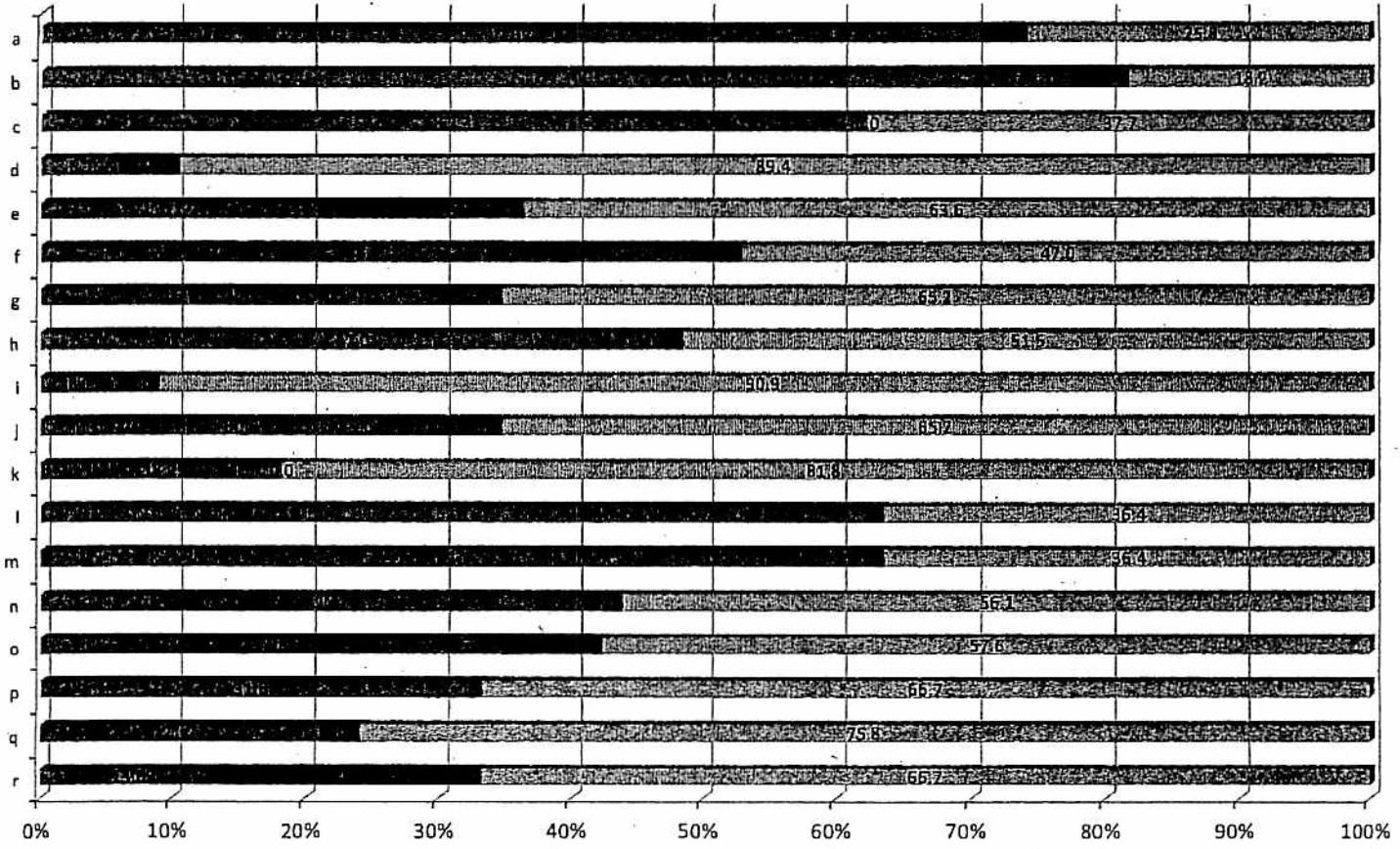


※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職候補者の育成・確保の手立ての実施状況

a.学校管理職選考の在り方に関して現職学校管理職へ積極的に周知徹底を図り、協力して学校管理職候補者を育成する体制を作っている
b.将来の学校管理職育成における、自らの役割の重要性を現職学校管理職に向けて喚起する働きかけを行う
c.市区町村教育委員会と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
d.処遇の改善を図ることにより学校管理職の魅力を向上させる
e.勤務負担軽減や学校管理職の権限を拡大することにより学校管理職の魅力を向上させる
f.有望な学校管理職候補者を選びセンター等で研修を行う
g.有望な学校管理職候補者を選び大学院派遣研修を行う
h.有望な学校管理職候補者を選び派遣研修(大学院を除く)を行う
i.学校管理職選考試験受験の条件として特定の研修を指定する
j.研修において有望な学校管理職候補者を見極めるため、教育委員会として組織的・計画的な取組を行う
k.有望な学校管理職候補者を優秀な校長在籍校へ異動させて育成を行う
l.有望な学校管理職候補者に主幹教諭等のいわゆる「新たな職」の経験をさせて育成を行う
m.教職員評価を通じて校長と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
n.有望な学校管理職候補者を選び、異動を通じた育成・評価を計画的に行う(例えば、教育委員会による適切な支援の下で課題校を経験させる等)
o.任用資格の変更により受験者層増加を図る
p.いわゆる民間人校長(学校教育法施行規則第二十二条の規定に基づくもの)の導入を図る
q.「教育に関する職に十年以上あつたこと」という条件で任用される校長(学校教育法施行規則第二十二条の二の規定に基づくもの)の導入を図る
r.校長の定年延長、再任用を行う

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英)

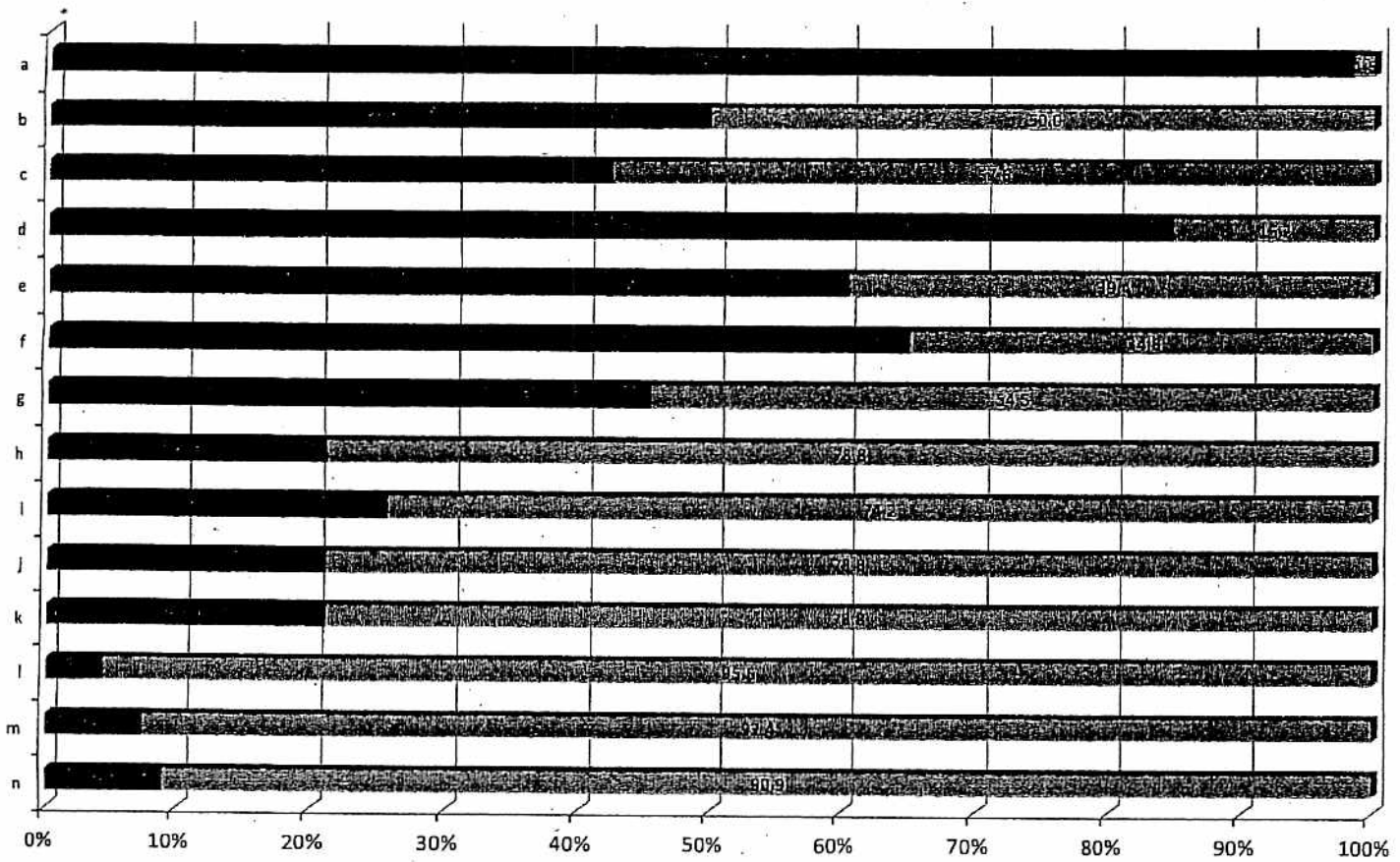


※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月 研究代表者 大杉 昭英)

学校管理職選考の手立て

a.学校管理職選考試験を実施する
b.学校管理職選考試験の出願に際して推薦制を導入する
c.学校管理職選考試験の出願に際して自己推薦制を導入する
d.勤務実績を合否の判断材料とする
e.研修履歴、研修における取組等を判断材料とする
f.校長推薦書等を合否の判断材料とする
g.実績報告書(受験者が作成)などを合否の判断材料とする
h.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長)を行う
i.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長を除く)を行う
j.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長)を行う
k.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長を除く)を行う
l.学校管理職選考合格者に対する大学院派遣研修を行う
m.学校管理職選考合格者に対する派遣研修(大学院を除く)を行う
n.選考試験とは別の任用審査の実施を行う



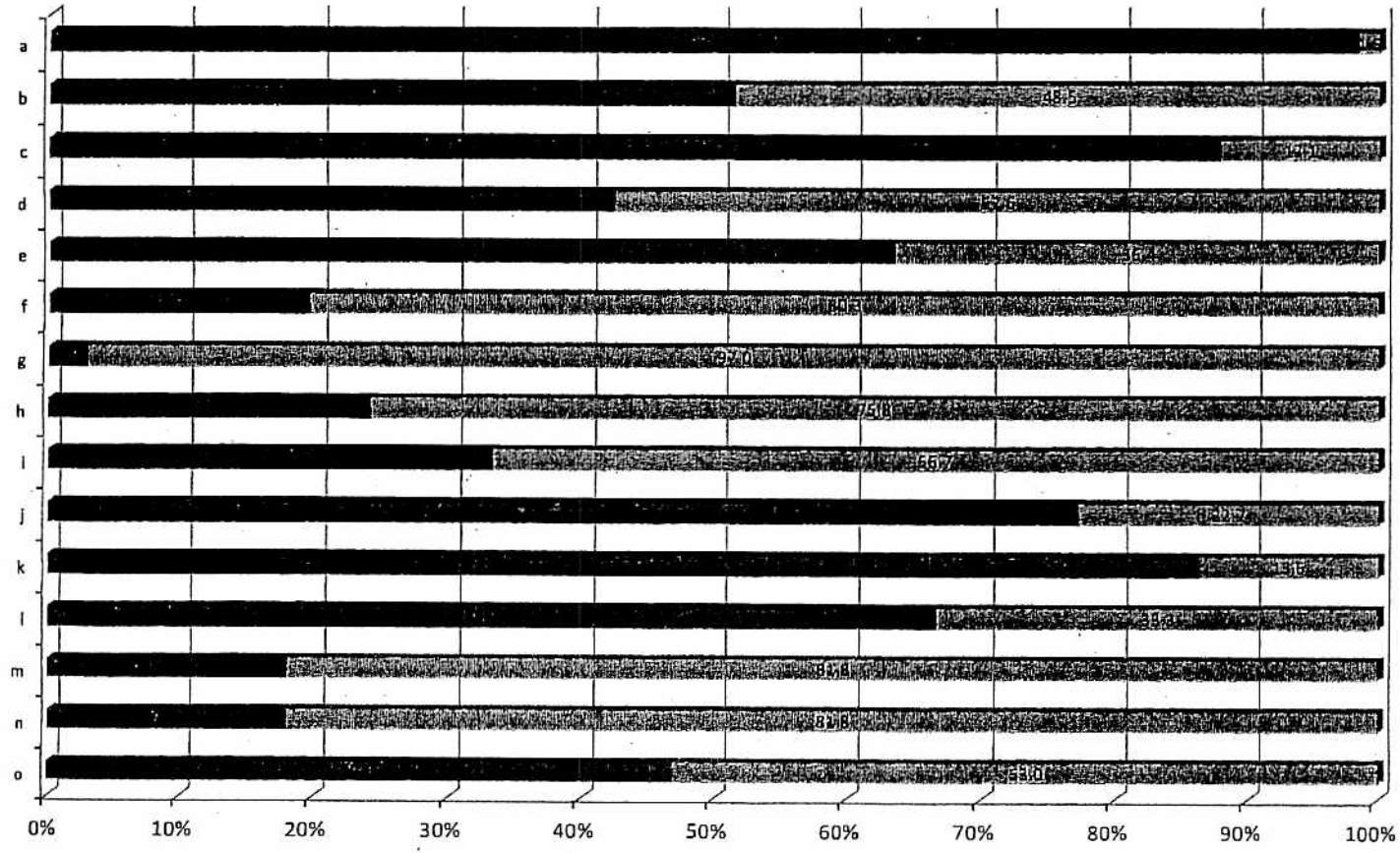
※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英)

現職学校管理職の育成の手立て

a.任用初年度に新任学校管理職研修を行う
b.任用初年度以降、複数年にわたる連続した学校管理職研修を行う
c.新任か否かを問わず学校管理職全員を対象とした研修を行う
d.学校管理職登用後の派遣研修を行う
e.新任学校管理職に対して教育委員会等が訪問指導を行う
f.学校管理職を支援するための外部アドバイザー制度を設け、支援を行う
g.統括校長等の配置により学校管理職に対する指導助言を行う
h.学校管理職向けの業務遂行に関するガイドブックの作製・配布をする
i.他県の事例も含めて学校管理職の先駆的実践の紹介・共有の促進を図る
j.行政主催の校長会等の開催による情報伝達を行う
k.校長会等の独自の運営による校長会等における情報共有の支援を行う
l.民間企業の経営者等を研修会で活用する
m.大学の研究者と連携した現職学校管理職研修の開発・実施を行う
n.教育委員会に学校管理職の学校経営の指導を行う専門ポストを設け支援を行う
o.降任制度の積極的活用による質の保証を行う

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書（平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英）



■1. 既に実施している　■2. 実施に向けて検討中である　■3. 実施していない

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英)

管理職着任前研修・任用前研修の有無について

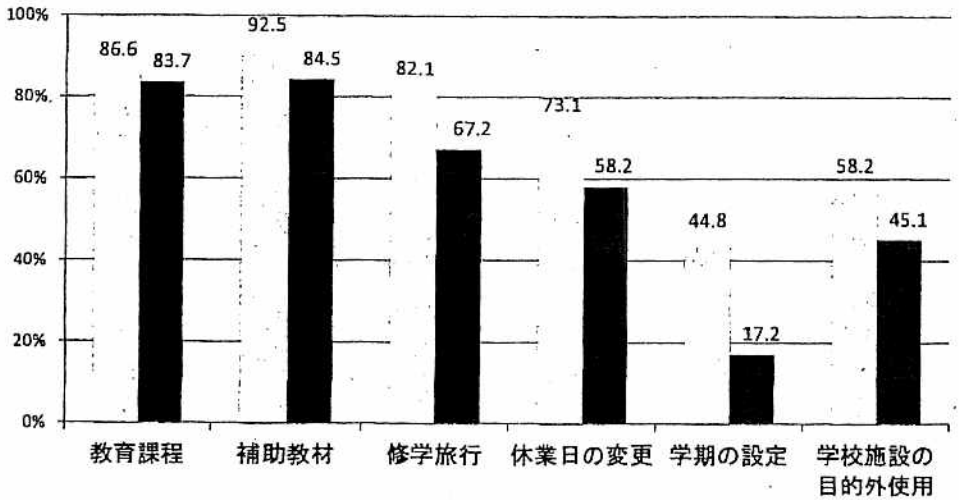
類型	自治体数	比率
着任前・任用前研修のどちらもおこなっている自治体	3	4. 7%
任用前研修をおこなっている自治体	3	4. 7%
着任前研修をおこなっている自治体	11	17. 2%
着任前・任用前研修のどちらもおこなっていない自治体	47	73. 4%
合計	64	100. 0%

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)、未回答2
※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英)

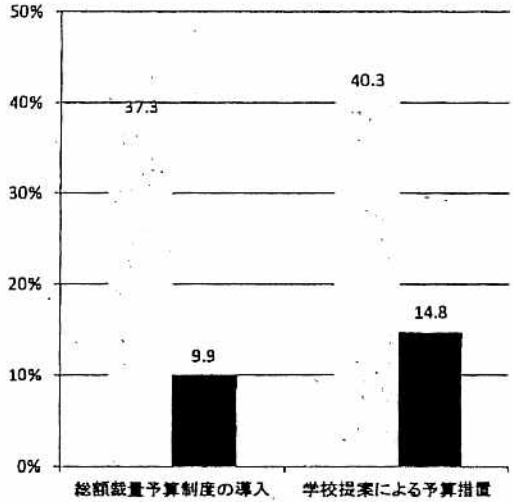
各都道府県等における学校の裁量拡大の取組状況

学校管理規則にて、学校の各種取組について
許可・承認による関与を行わない教育委員会の割合（％）



都道府県・指定都市 ■ 市町村

学校裁量予算を導入している
教育委員会の割合（％）



都道府県・指定都市
■ 市町村

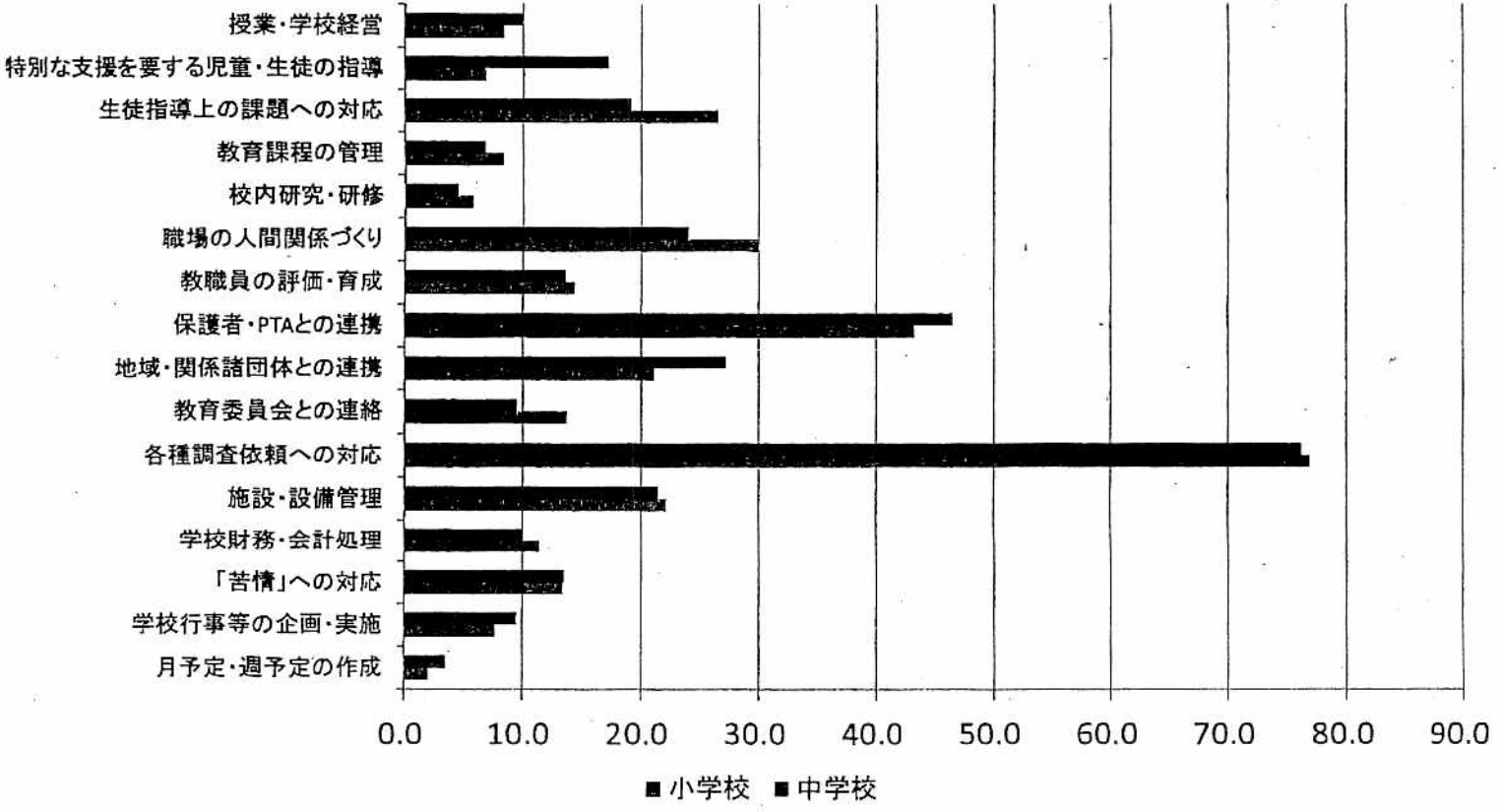
文部科学省　教育委員会の現状に関する調査（平成25年度間）

（中学校）校長の仕事の時間配分

参加国平均	日本	校長の仕事のカテゴリー	補足事項
41．3%	35．6%	管理・統括に関する業務や打合せ	人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む
21．4%	25．2%	教育課程や学習指導に関する業務や会議	カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導（メンタリング）、教員の職能開発を含む
14．9%	14．6%	生徒との関わり	規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む
11．2%	11．2%	保護者との関わり	公式なものと非公式なものを含む
7．1%	8．3%	地域コミュニティや産業界との関わり	―
4．1%	5．0%	その他	―
100．0%	100．0%	合計	―

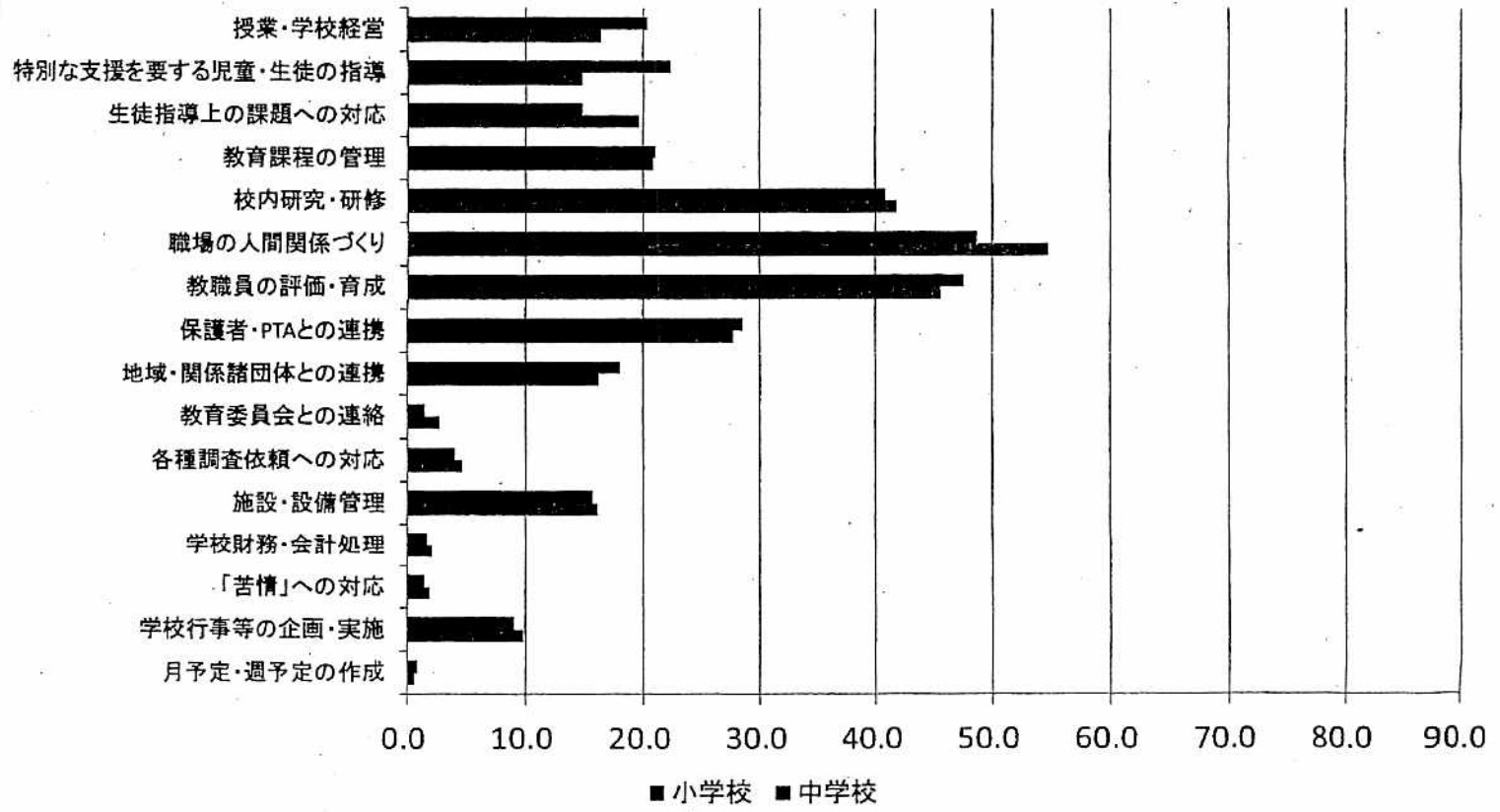
教員環境の国際比較　OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2013年調査結果報告書（国立教育政策研究所　編）

教頭が実際に費やす職務内容



全国公立学校教頭会の調査（平成26年度）

教頭が費やしたい職務内容



全国公立学校教頭会の調査（平成26年度）

教職大学院制度について

1. 教職大学院の目的及び特性

1．目的及び機能

① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、より実践的な指導力・展開力を備え、**新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成**

② **現職教員を対象に**、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えた**スクールリーダーの養成**

2．特性

① １０単位以上は**学校等での実習**とするなど**理論と実践を往還させた体系的な教育課程**

② **現職教員学生**と**学部卒学生**が同じ課程で協働しながら学修するカリキュラム

③ **実務家教員**と研究者教員の**チームティーチング**による授業運営

④ **学校現場での今日的諸課題を題材**とした事例研究、討論等を中心とした授業方法

2. 今後の方向性

現 状

① **設置大学数**：２２都道府県　２７大学（国立大学２１校、私立大学６校）［H27年度］

② **教員就職率**：９４．４％（現職教員学生を除く）［H26.3卒業者］
※国立教員養成大学学部新卒者：69.0%、同修士課程修了者：55.2%

① **全ての都道府県**に設置・拡充を推進（国立は教員養成系修士課程を教職大学院に移行）

② 教育委員会等との連携・協働を強化し、アクティブラーニング等より学校現場のニーズに即したカリキュラムの編成を促進

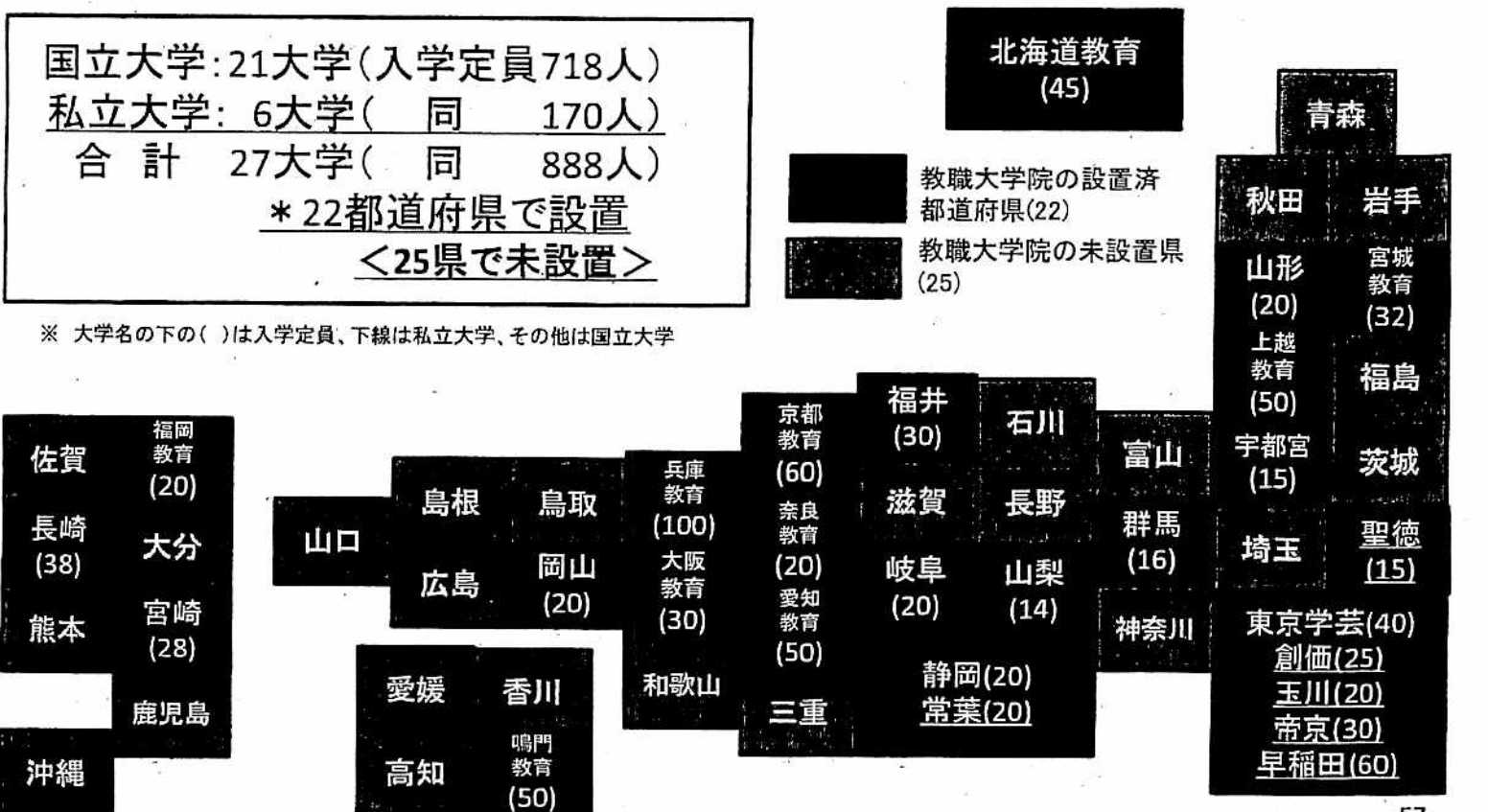
③ **指導主事など学校運営等において中心的役割を担う教員、管理職候補者となる高度な学校マネジメント能力を有する教員の養成**も推進

④ 教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、**教職大学院の学びを明確に位置付け**、（１）教職大学院で履修した者に関し、教員採用の**選考において特例**を設けることや**法定研修の一部を免除**、（２）**現職研修や管理職登用等**における教職大学院のプログラム等の活用、（３）現職教員が履修しやすい**プログラムへの改善・充実**を推進

教職大学院の設置状況 [平成27年度]

国立大学:21大学(入学定員718人)
私立大学: 6大学(同 170人)
合 計 27大学(同 888人)
＊22都道府県で設置
<25県で未設置>

※ 大学名の下の( )は入学定員、下線は私立大学、その他は国立大学



学校におかれる教職員

― 主幹教諭 ―

主幹教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

○ 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
○ 任命権者である教育委員会が、教諭等から選考を行い任用(昇任)

2. 職務の内容

○ 校長、副校長、教頭を補佐するとともに、校長から任された校務の一部について、校長等が判断・処理するできるよう、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当する。(学校教育法第37条第9項)

> *学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)*
> *第37条*
> *9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。*

[職務の具体例]

① 教育計画の企画立案など教務に関する校務
② 校内における生徒指導体制の整備や個別のいじめ、不登校問題への対応など生徒指導に関する校務

○ 上記の立場から、所属職員に対して職務命令を発しうる。

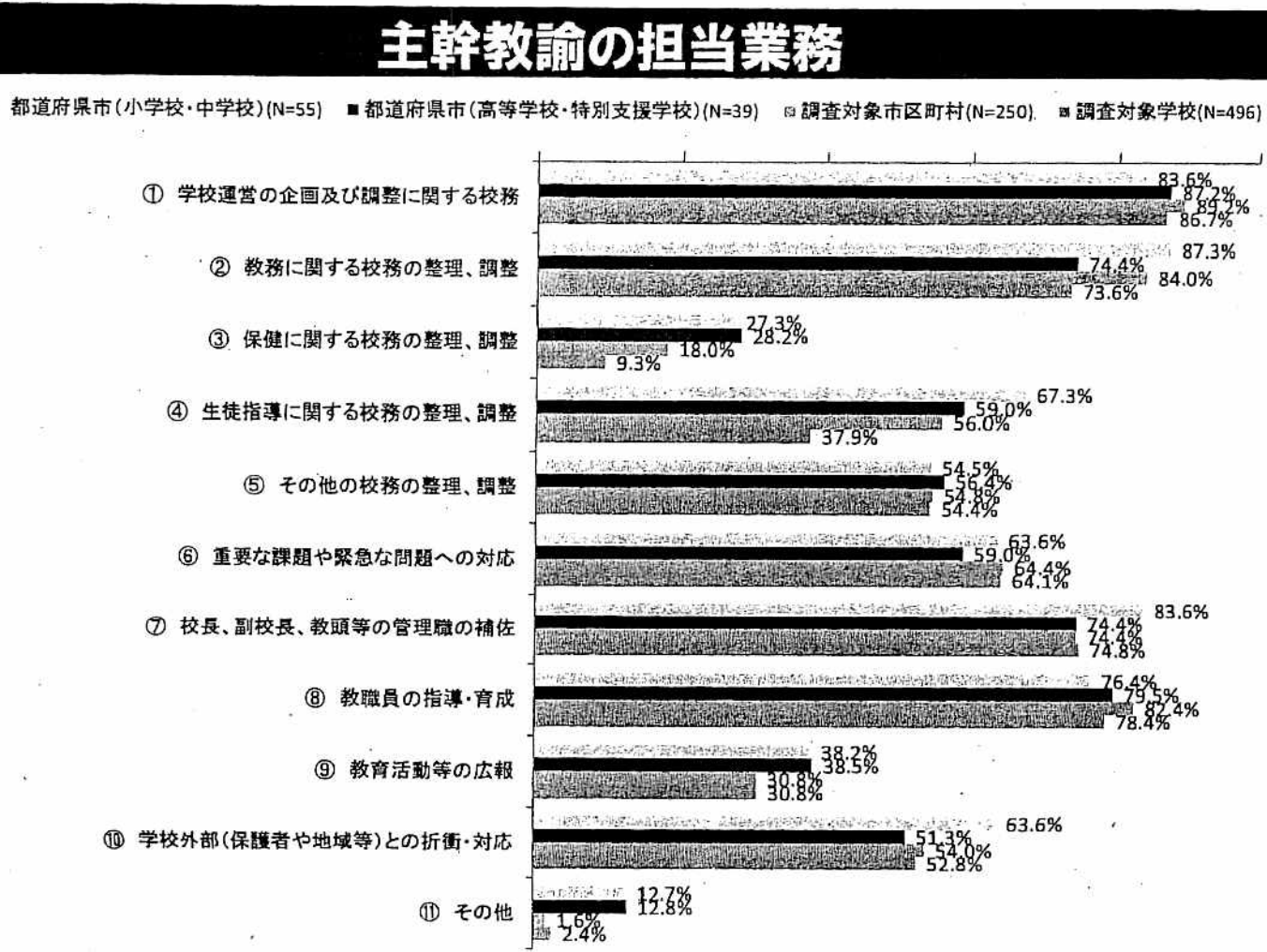
3. 処遇

○ 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

4. 現状

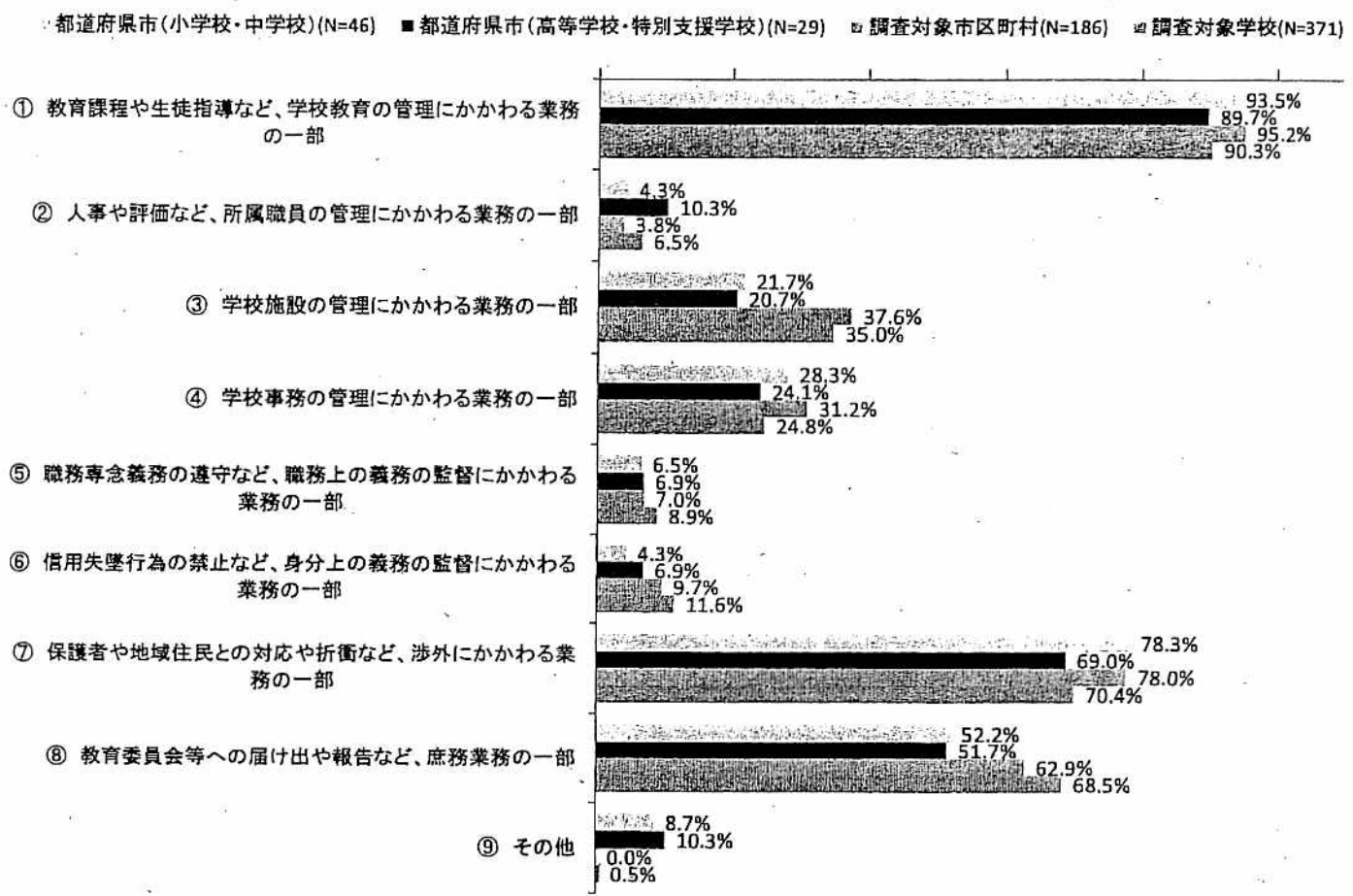
○ 平成26年4月1日現在、55県市において19,742人が任用されている。
○ 主幹教諭を配置した場合には、当該主幹教諭の授業時数を軽減するための加配措置がある。(平成27年度は1,698人)

主幹教諭の担当業務



文部科学省調べ（H27. 5）

主幹教諭の担当業務（校長、副校長及び教頭の補佐）



主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	○教諭と異なる職であり任命権者（都道府県・指定都市教育委員会）の任命行為が必要。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。	○職務命令による校務分掌であり服務監督権者（市町村教育委員会又は校長）が命じる（例えば、教務主任については、教諭、指導教諭をもって充てることとされている）。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	○任意設置 全国で約2万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計） （26年度学校基本調査）	○原則必置（教務主任、学年主任等が必置） 全国で約27万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計） （26年度学校基本調査より）
職務	○　主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。（学校教育法第37条9項）	○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。（学校教育法施行規則第44条4項）
給与	○教諭とは別の級で処遇	○手当で処遇（級は教諭と同じ）

主幹教諭の役割（埼玉県の例）

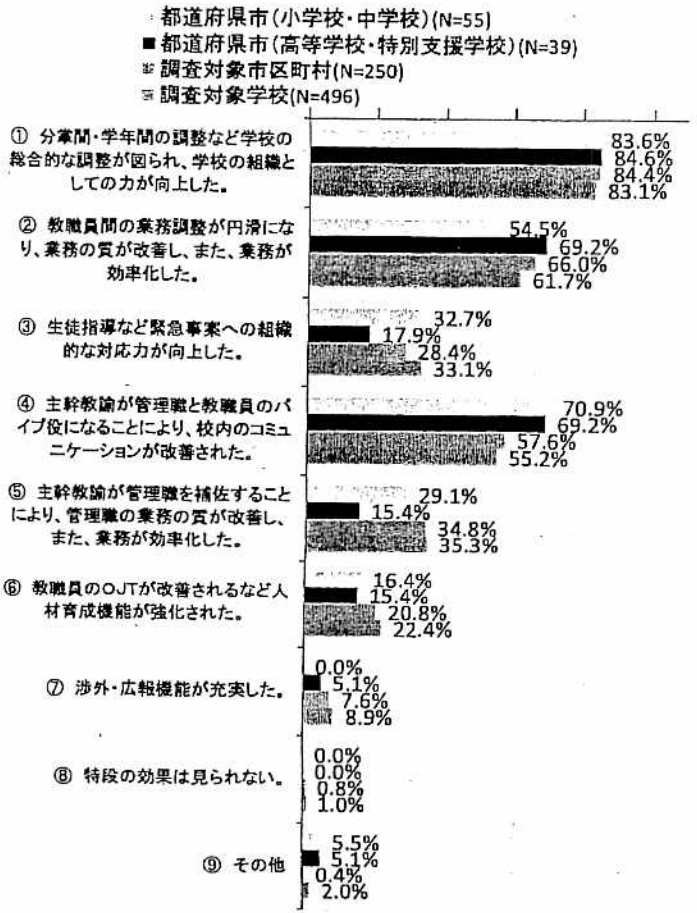
内容		教頭	主幹教諭	教務担当	校内の各分掌教諭	事務職員
総務事務	設施設備管理	◎				○
	予算執行	◎				○
	校務用パソコン管理		○		◎	
	施設開放		◎			○
学事	在籍管理	◎		○		
	転出入			◎		○
	学級編制調査関係	◎	○			
服務	服務管理	◎	○			
	出張・休暇関係管理	◎				○
	倫理確立委員会	◎	○			
	教職員事故防止	◎	○			
	免許更新関係	◎		○		
委員会	企画委員会		◎	○		
	生徒指導委員会		◎	○		
	教育相談部会			○	◎	
	校内研修会			◎	○	
渉外	学校応援団		◎	○		
	PTA		○	◎		
	学校評議員	◎	○			
	民生児童委員会議	◎	○			
	サポートチーム会議		◎	○		

（ ◎:主担当　○:副担当 ）

出典　：　平成２７年度新任主幹教諭研修資料

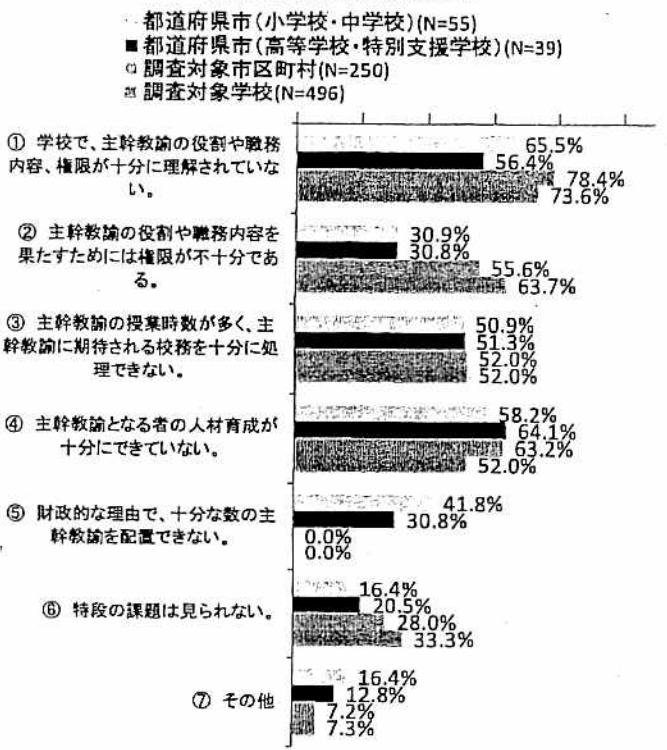
主幹教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】



文部科学省調べ(H27. 5)

【配置に係る主な課題】



文部科学省調べ(H27. 5)

主幹教諭配置に係る成果と課題（埼玉県の例）

（1）成果

ア　組織的・機動的な学校運営の充実（迅速な対応）

・学校の運営上の課題への組織的対応、特色ある教育活動の推進、地域との連携等における対応力が増す。

イ　主幹教諭及び教職員の経営参画意識の高揚（学校の活性化）

・管理職と教職員のパイプ役として校長の経営方針を周知するとともに、教職員の意見を取りまとめ校長へ具申する。

ウ　教育指導体制の確立（人材育成）

・教職員への指導助言と指示、校務の進行管理の徹底が図れる。

（2）課題

ア　主幹教諭の配置数拡大

イ　主幹教諭の授業持ち時数の削減

ウ　主幹教諭という「職」に対する学校内外の理解促進

エ　一般教職員人事の中で組まれる人事異動

出典　：　平成２７年４月２８日　チーム学校作業部会
埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課
岡田管理主幹　提出資料

主幹教諭配置に係る成果と課題（徳島県の例）

主幹教諭の役割

○校長，副校長及び教頭の補佐，教職員に対する校長の学校運営方針の具体化及び意見具申，緊急時における管理職の補佐，地域や関係機関との連携等。

○担当する校務に係る目標設定，達成状況のとりまとめと進行管理，教諭等に対する指示，指導・助言及び連絡調整等。

主幹教諭設置の効果と課題

主幹教諭等を設置することにより，学校運営における権限と責任が明確化され，校長のリーダーシップのもと，学校の抱える課題に対して，組織的に，迅速かつ的確な対応ができるようになってきている。また，教頭等の補佐を積極的に進めていくことにより，教頭等の負担軽減が図られ，管理職としてのモチベーションを維持しながら，機動的な取組が進むことにもつながっている。さらに，管理職と教諭とをつなぐパイプ役となることにより，スピード感をもった情報の共有化が図られるとともに，教諭等のマネジメントへの参画意識の醸成にもよい効果をもたらしていると考える。

今後は，任用された主幹教諭について，基本的に任用審査を受けた学校で留まる形になっている配置の在り方について検討し，「課題をもった学校」への対応も考えていきたい。

出典　：　平成２７年４月２８日　チーム学校作業部会
徳島県教育委員会教職員課　藤田統括管理主事　提出資料

学校におかれる教職員

— 指導教諭 —

指導教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

○ 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。

○ 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用(昇任)。

2. 職務の内容

○ 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。(学校教育法第37条第10項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)
第37条
10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

[職務の具体例]

① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言

○ 他の職員への職務命令を発する立場にはない。

3. 処遇

○ 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

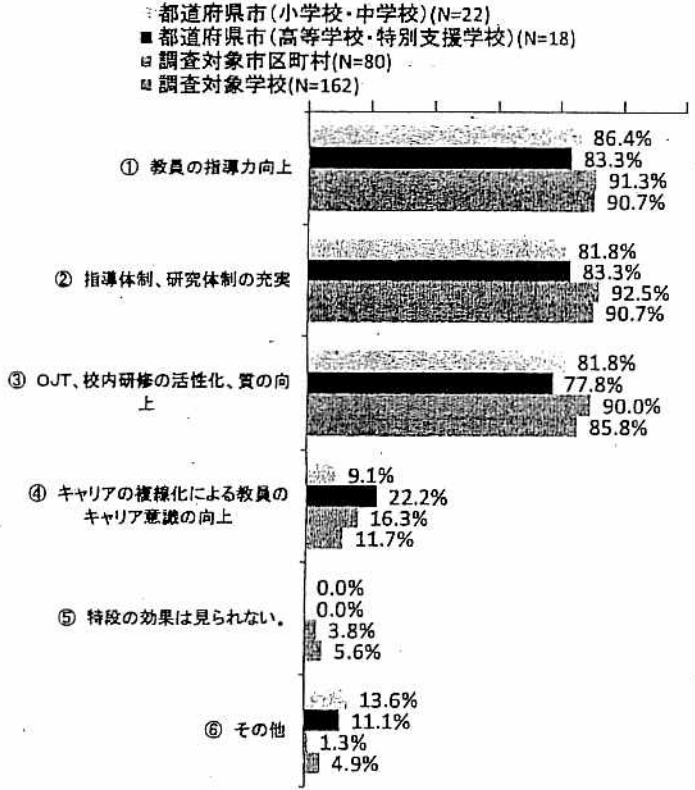
4. 現状

○ 平成26年4月1日現在、23県市において1,873人が任用されている。

○ 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

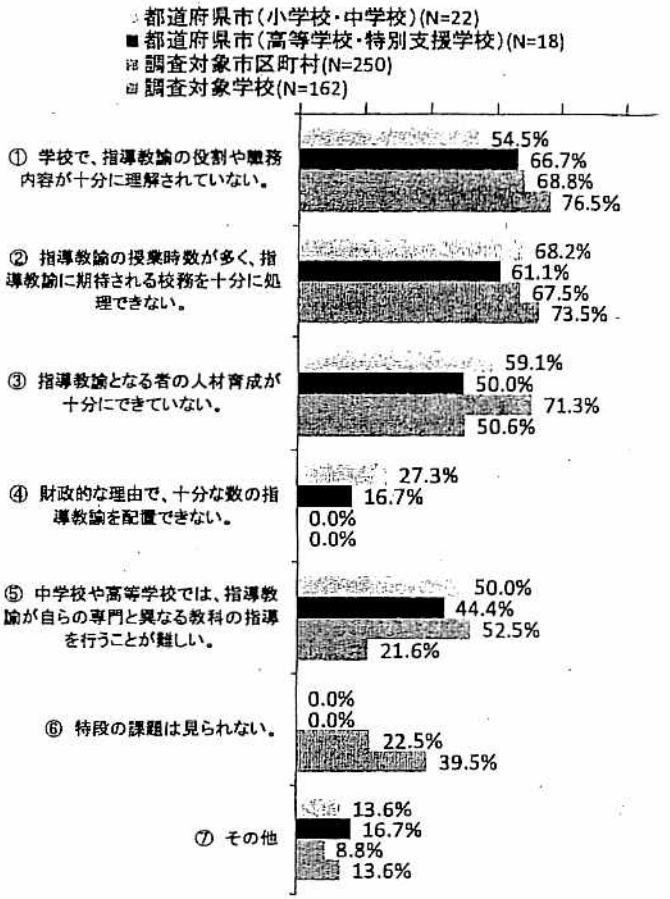
指導教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】



文部科学省調べ(H27. 5)

【配置に係る主な課題】

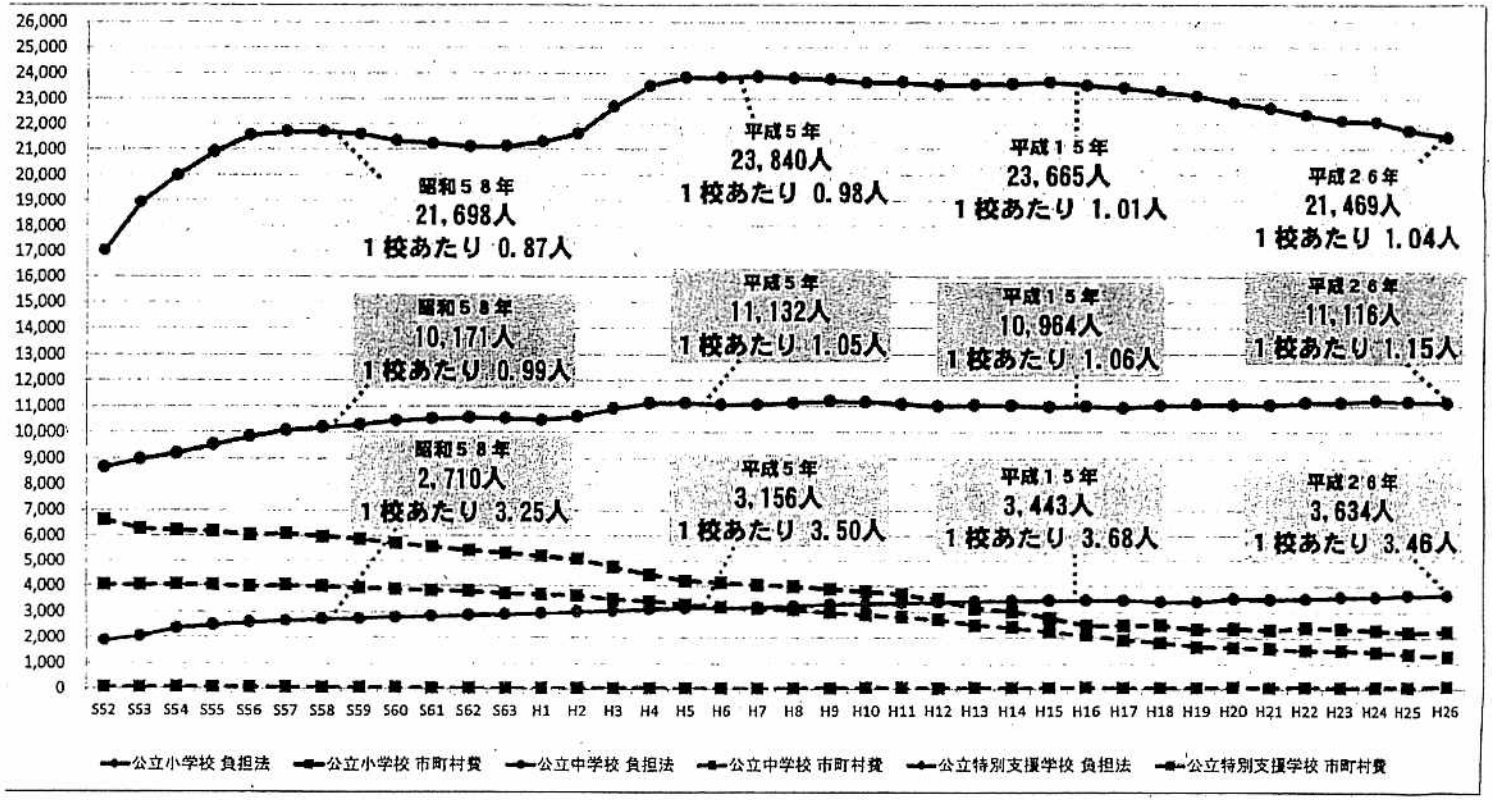


文部科学省調べ(H27. 5)

学校におかれる教職員

― 事務職員 ―

公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



「学校基本統計報告書より」

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務
（具体例）
- 授業、授業準備、成績処理
- 生徒指導、部活動
- 学校行事
- 教育課程の管理

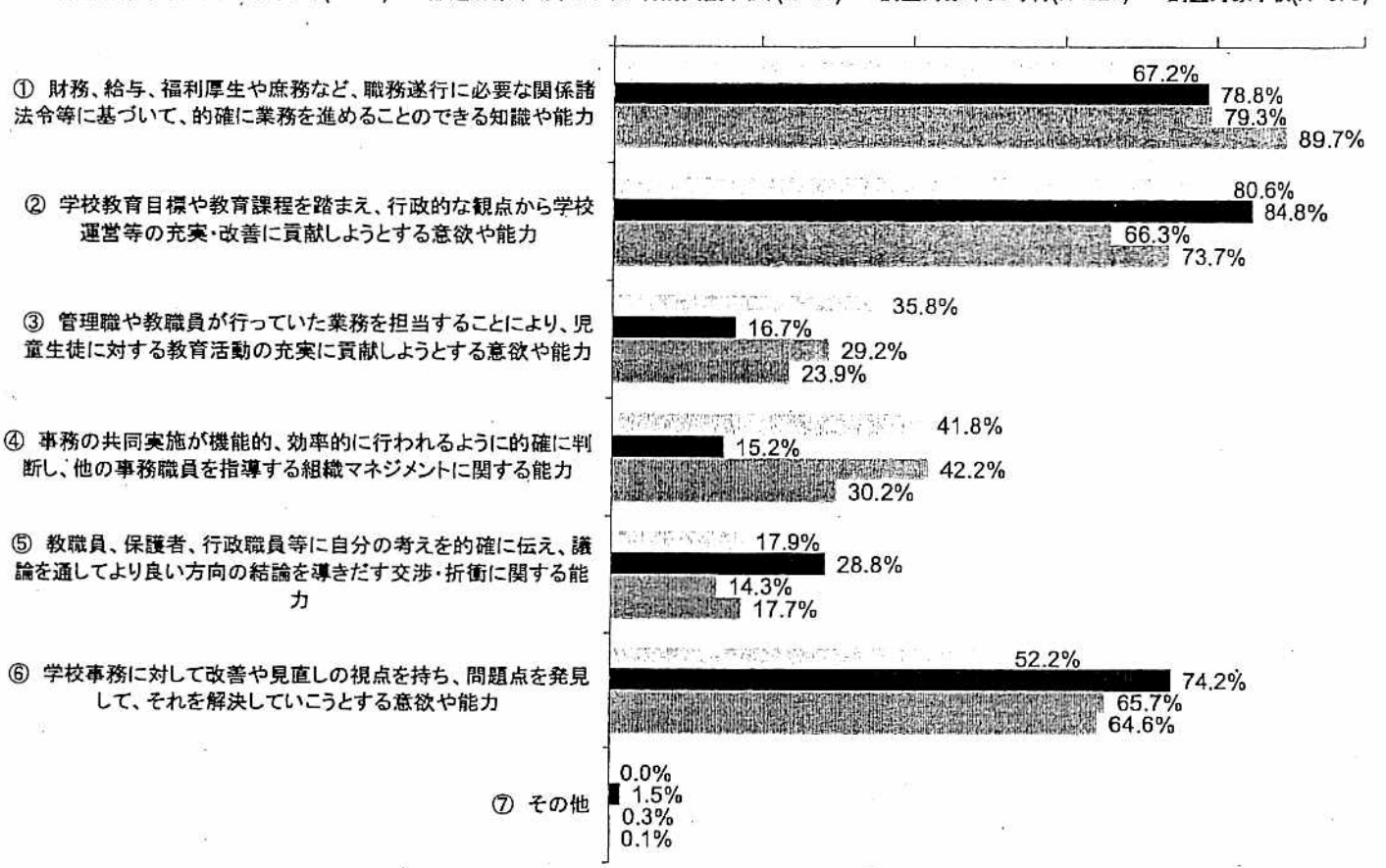
○校務運営に関する事務
（具体例）
- 学校経営（企画運営）
- 保護者対応、PTA対応、地域対応
- 教科書給与事務
- 情報管理、情報発信
- 助成金・補助金に関する事務

事務職員が従事している事務

○総務・財務等に関する事務
（具体例）
- 予算、決算等の会計管理
- 施設・設備及び教材・物品の管理
- 給与・旅費の管理、支給事務
- 就学援助に係る事務
- 学校徴収金の計画・執行管理
- 文書の収受・発送
- 諸手当の認定
- 福利厚生に関する事務

主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応
		人事・服務管理	教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理
		学校広報	学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新
	児童生徒への指導事務	教育課程、時間割	教育課程の編成・実施管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備
		学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、運営管理
		成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理
		教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入
		安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備
		学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行
		生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談
		特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営
		進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導
		学校保健	学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断
		給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理
	総務・財務に関する事務	学校予算	予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理
		就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
		備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
		給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
		福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
		庶務・文書	文書の収受・発送、諸帳簿の整備・管理

これからの事務職員に求められる資質・能力として重要な事項

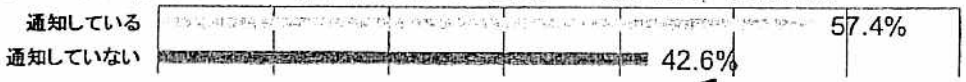


文部科学省調べ（H27. 5）

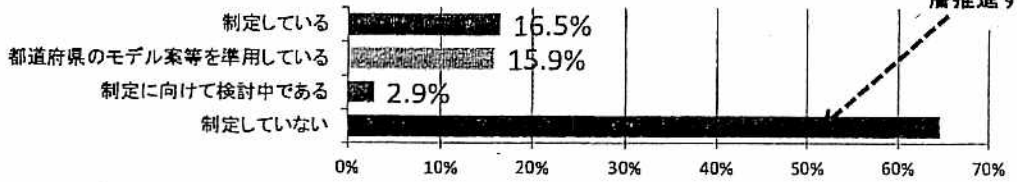
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】　【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】　【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出典：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」（全国公立小中学校事務職員研究会）

職務範囲の明確化・効果的役割分担の事例

＜取組事例①：新潟県教育委員会＞

○Ｈ１４の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、Ｈ２５に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

①Ｈ１８の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置

②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化

③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと

などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

＜取組事例②：山口県教育委員会＞

○Ｈ２３からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

事務職員の職務の範囲と役割の見直し（新潟県の例）

平成14年の分掌事務通知から10年間の変化として

- 事務主幹職の設置　（平成18年度）
- 「学校事務の共同実施」の開始　（平成20年度）
- 総括事務主幹職の設置　（平成25年度）

標準的職務の考え方

学校組織マネジメントを成立させるための重要な学校経営職員

教頭とともに校長を補佐し学校経営を担い、学校事務共同実施の経営及び企画運営を担う。

○学校事務職員の位置づけ・役割・標準的職務を掲示
「標準的職務通知」　（平成25年1月25日）

出典　：　平成２７年２月３日　チーム学校作業部会
新潟県学校事務職員研究協議会　佐野会長提出資料

事務職員の職務の範囲と役割の見直し（新潟県の例）

標準的職務（新潟県の例）

学校事務職員が積極的に参画する範囲は次のものとする。

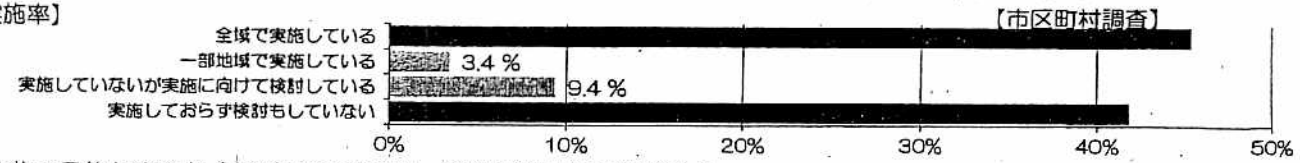
職務内容		具体的な業務の例
教育・経営目的の教育・経営領域	企画運営評価等に関すること	学校組織マネジメントの推進 グランドデザインの策定参画 学校運営組織の整理、学校業務改善の推進 学校評価・関係者評価・第三者評価の企画参画、結果分析
		学校評議員会事務局、学校運営協議会事務局
		職員会議の参加、企画（運営）委員会・研究推進委員会・生活（生徒）指導委員会等の参画 財務委員会・情報委員会等の企画運営
		アカウンタビリティ、コンプライアンスの推進 校内諸規定の整備、監査・検査の対応
	危機管理に関すること	学校安全計画・学校防災計画・事件事故発生時対応マニュアル・危機対応チェックリストの策定
		危険箇所情報管理、校内施設設備安全点検
		緊急対策会議の参画
	連携・渉外に関すること	学校間連携事業、地域各種機関との連携
		情報公開、学校だより・学校ＨＰの作成等参画、蓄積した情報の活用
		官公庁・ＰＴＡその他関係団体との連携推進
教育目的の経営領域	授業研修等に関すること	教材選択・教材活用研修等の企画・実施
	行事活動に関すること	校内・校外行事の情報管理、入札、関係機関・団体との連絡
	研究事業に関すること	研究報告書編集、研究発表会企画・運営

出典　：　平成２７年２月３日　チーム学校作業部会

学校事務の共同実施の現状と課題

◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているものも含めると、48．8%となっている。
◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

【学校事務の共同実施率】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】



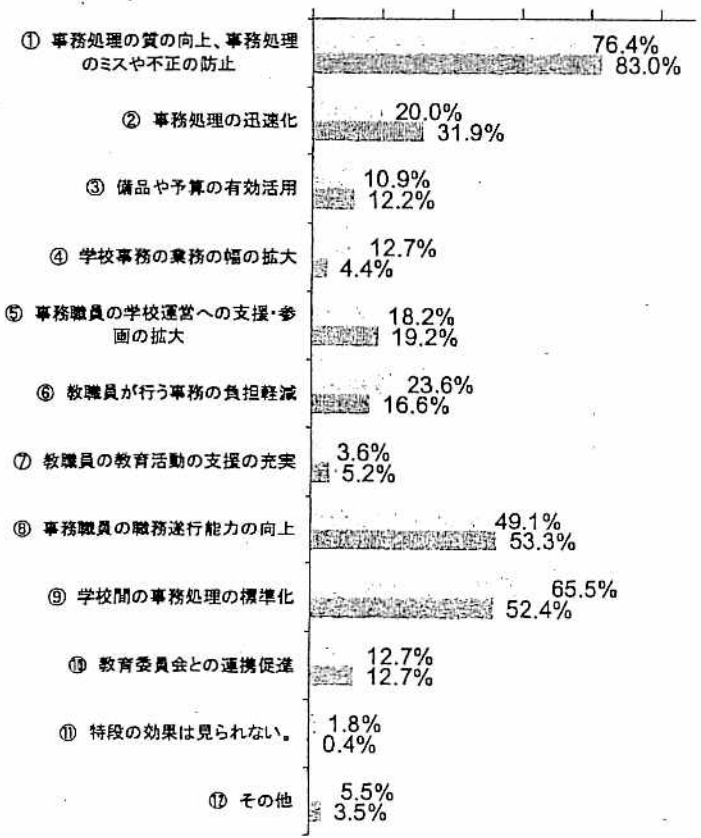
共同実施の事例

＜取組事例①：福岡県春日市教育委員会＞
○H１４以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。
○H１８以降、学校事務の共同実施により、
①日常の業務遂行を通した上司や先輩によるＯＪＴ機能の発揮
②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
③相互チェックによる事務の正確性・効率性
など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

＜取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会＞
○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、
学校運営への積極的な参画を図っている。
○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、

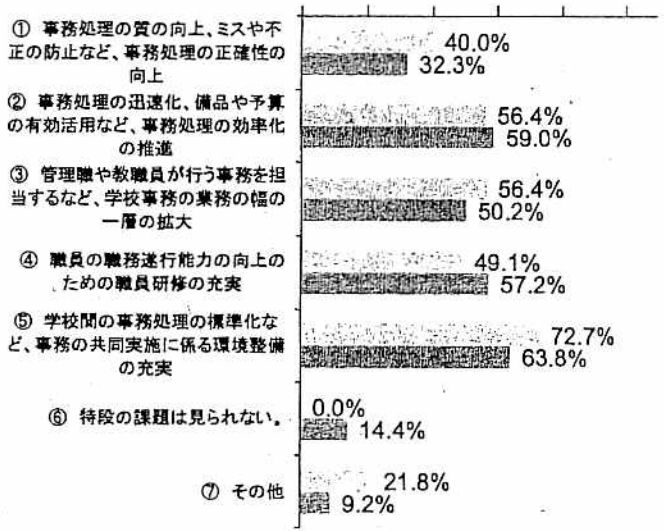
学校事務の共同実施による成果と課題

【共同実施による主な成果】



文部科学省調べ(H27. 5)

【共同実施に係る主な課題】

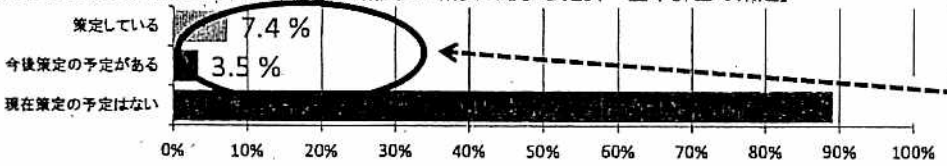


文部科学省調べ(H27. 5)

事務職員の資質・能力の向上

◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。
◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

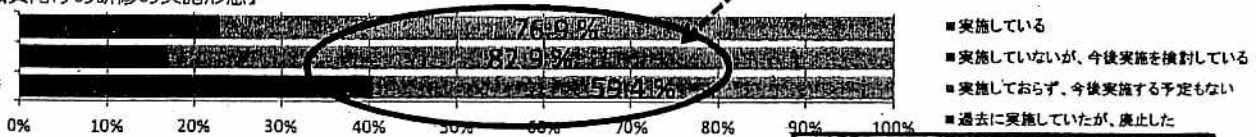
【教育委員会による市区町村立学校事務職員の 研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】

策定、実施率が低いだけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】

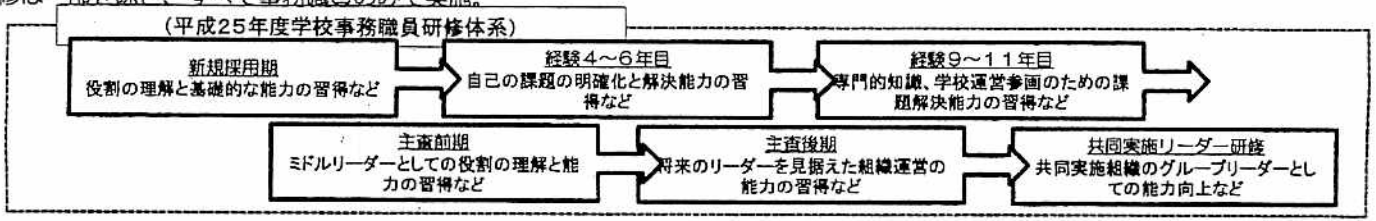


研修制度の事例

＜取組事例：三重県教育委員会＞

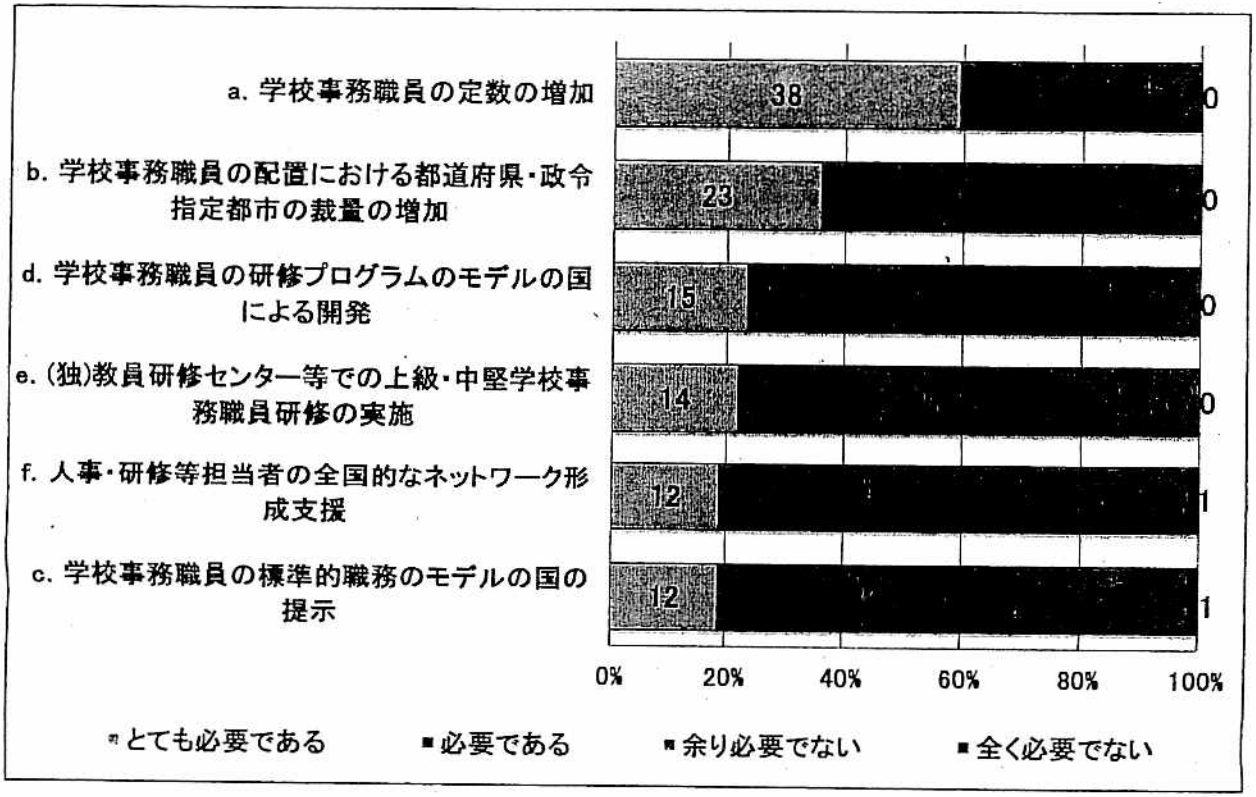
○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。
①Ｈ１１の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
②Ｈ１４以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
③Ｈ１８の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。



○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。
①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上　など

学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待

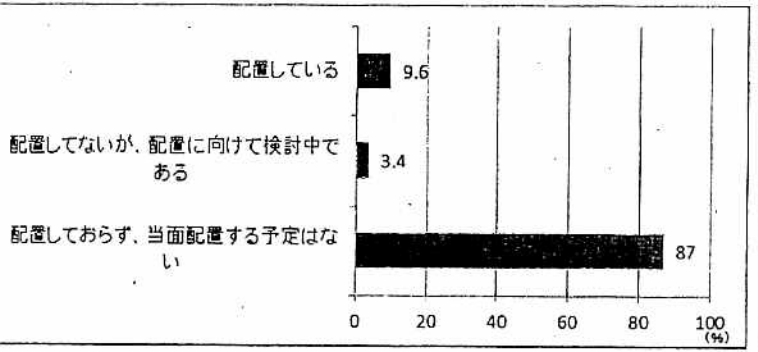


出典 ： 平成27年２月３日 第３回 チーム学校作業部会 藤原委員配付資料

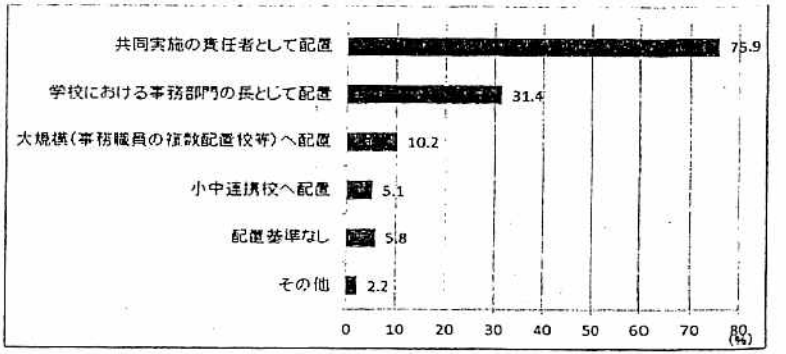
事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

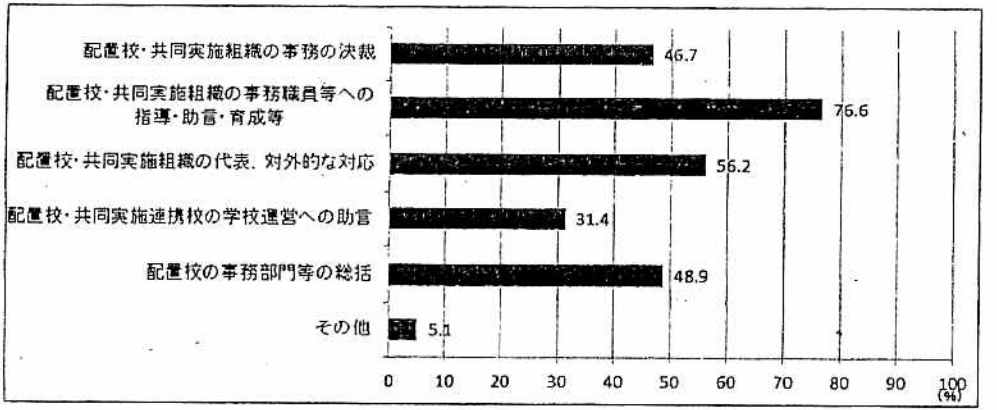
■「規則に規定された事務長」の配置(N=1050)



■「規則に規定された事務長」を配置した(検討している)配置基準(N=137)



■規則の規定により配置した(検討している)事務長の職務内容(N=137)



N:市区町村数

【出典】平成24年度文部科学省委託調査(全国公立小中学校事務職員研究会報告書)

学校におかれる教職員

― 教員以外の専門スタッフ ―

教員以外の専門スタッフの配置状況等について

	職務内容等	資格	配置状況等【H26】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	臨床心理等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医　等	7,344人 (※補助金対象者)	予算補助(1／3)
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援	社会福祉士 精神保健福祉士　等	1,186人 (※補助金対象者)	予算補助(1／3)
医療的ケアを行う看護師	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	特別支援学校:1,460人 (うち、補助金対象者:429人) 公立小・中学校:379人	予算補助(1／3) 【特別支援学校のみ】
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等医療的ケアを実施	なし	49,706人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士　等	公立特別支援学校:1,380人 (地域の公立小・中学校への巡回も実施)	委託事業を実施
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国40地域において、 計57人を配置	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	約2,000人	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	※今後検討	21,294人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,739人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,101人 ※JETのみ(H26.7.1現在)	地方交付税措置 (JET)予算補助(1／3)(non-JET)
サポートスタッフ	放課後や土曜日における学習、補充学習等の支援	なし	8,000人 (※予算積算上人数)	予算補助(1／3)

学校における教育相談体制の充実

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額4,781百万円（平成27年度予算額4,024百万円） 補助率：1/3

家庭（保護者）　教職員

助言・援助　助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 （臨床心理士等）

悩みのある児童生徒へのカウンセリング

問題行動等
いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣
心のケアを要する事象の発生
（自殺、災害等）

児童生徒

友人　家庭　地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額1,009百万円（平成27年度予算額647百万円） 補助率：1/3

教職員　関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整　連携・調整

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け

問題行動等
いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等
児童虐待
就学援助
生活保護 など

児童生徒

友人　家庭　地域

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのそれぞれの職務（東京都の例）

スクールカウンセラーの職務

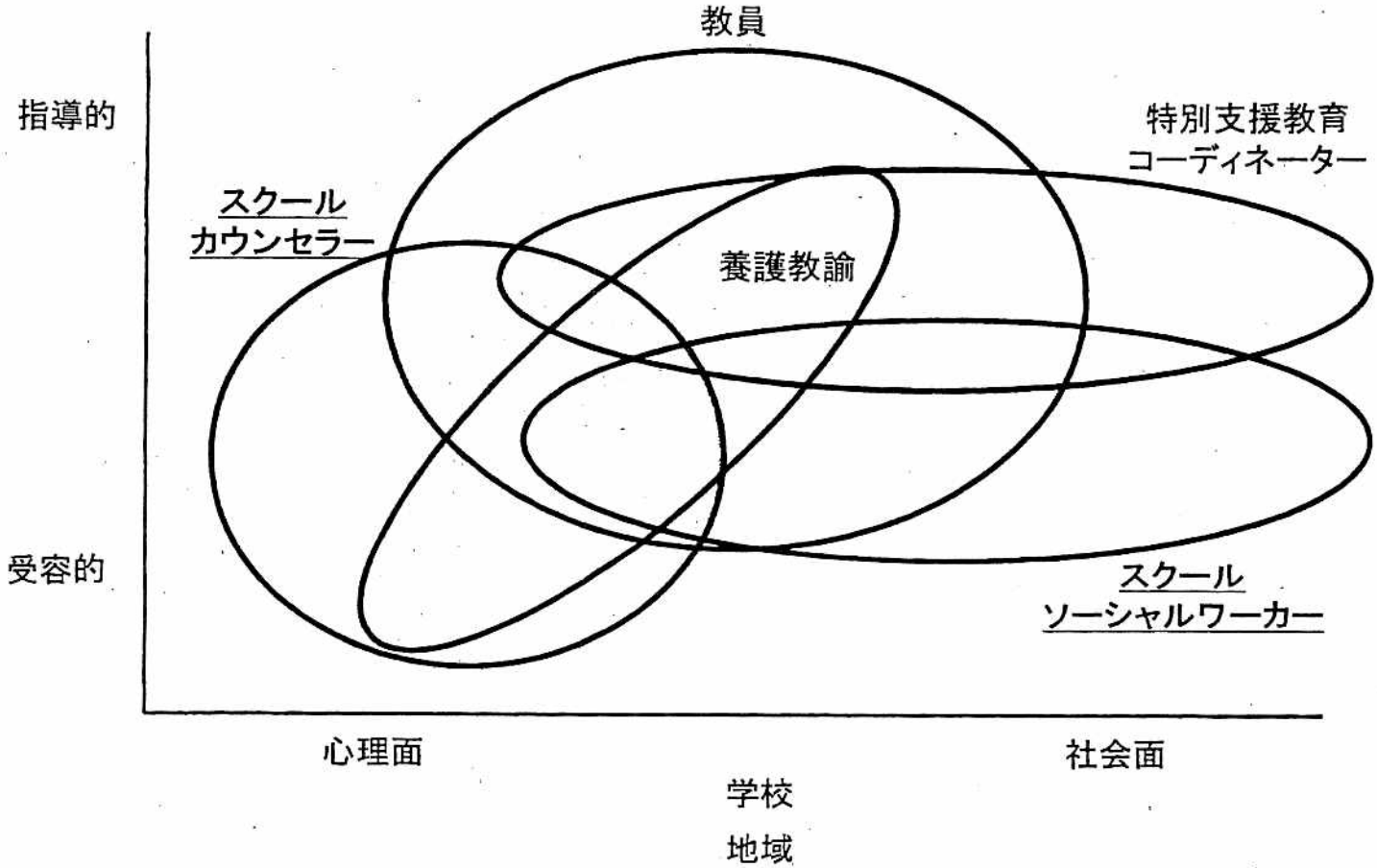
（1）児童・生徒へのカウンセリング
（2）カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
（3）児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
（4）児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項

スクールソーシャルワーカーの職務

（1）問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
（2）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
（3）学校内におけるチーム体制の構築、支援
（4）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

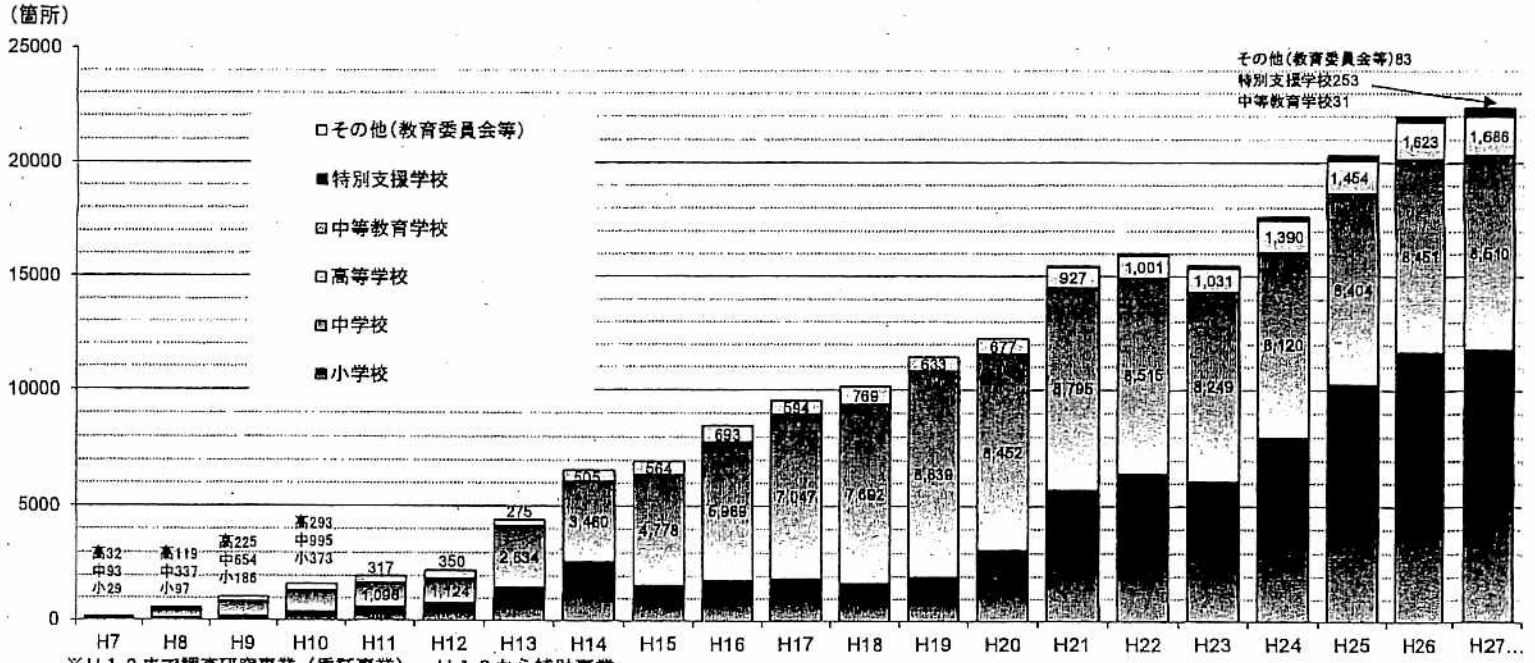
出典　：　平成２７年３月９日　チーム学校作業部会

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担（イメージ）



出典　：　東京学芸大学　子どもの問題支援システムプロジェクト　編　「スクールソーシャルワーカーのしごと」より作成

スクールカウンセラーの配置状況

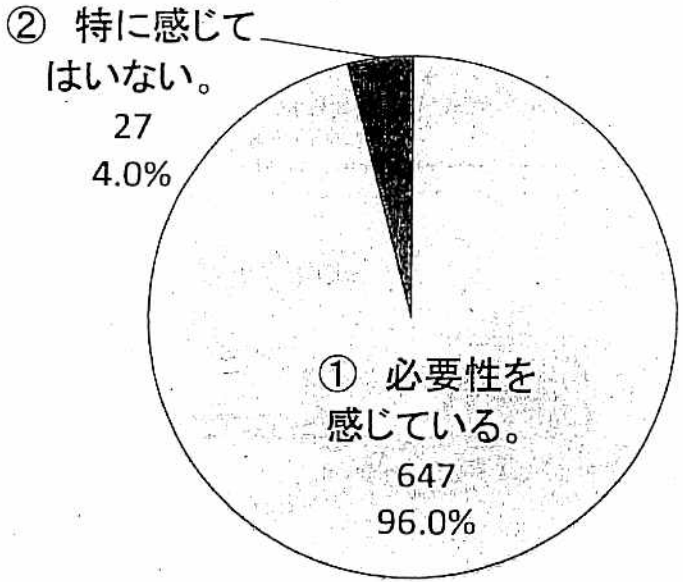


※Ｈ１２まで調査研究事業（委託事業）、Ｈ１３から補助事業。
※Ｈ２１から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）
必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
※Ｈ２３～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災３県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。
※Ｈ２７は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27(計画)	
合計	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	22,373	

学校のスクールカウンセラーの必要性に係る意識

【調査対象学校（N=674）】

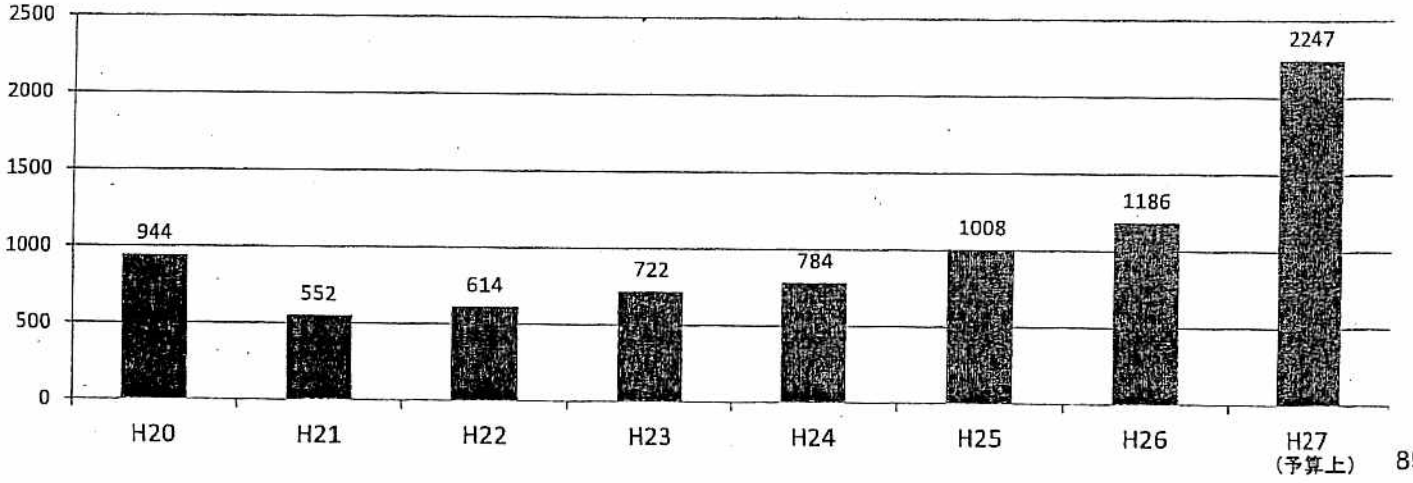


文部科学省調べ（H27. 5）

スクールソーシャルワーカーの配置状況

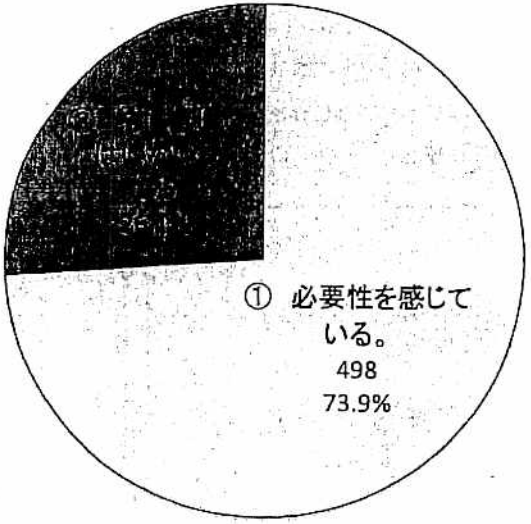
区分＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	1，538百万円	14，261百万円の内数	13，092百万円の内数	9，450百万円の内数	8，516百万円の内数	355百万円	394百万円	647百万円
配置人数	944人	552人	614人	722人	784人	1，008人	1，186人	2，247人（予算上）

○ 平成27年度は予算上の配置人数。
○ スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業（平成20年度）―国の全額委託事業（10／10）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成21度～22年度）―都道府県・指定都市に対する補助事業（補助率　1／3）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成23年度～）―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業（補助率　1／3）
○ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
○ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



学校のスクールソーシャルワーカーの必要性に係る意識

【調査対象学校（N=674）】



文部科学省調べ（H27．5）

医療的ケアを行う看護師等について

○ 学校教育法上の規定はない。

○ 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などの**いわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置**。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

○ 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施

○ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言

○ 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡　　等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。
経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。

○ 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1／3を補助。
（補助上限額は一人当たり70万円）

3. 配置状況

○ 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,794人、配置されている看護師等1,450人。

○ 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒976人、配置されている看護師等379人。

○ 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在。　特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

＜ 公立特別支援学校 ＞

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	615	7,531	1,291
平成24年度	615	7,842	1,354
平成25年度	622	7,774	1,450

＜ 公立小・中学校 ＞

	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

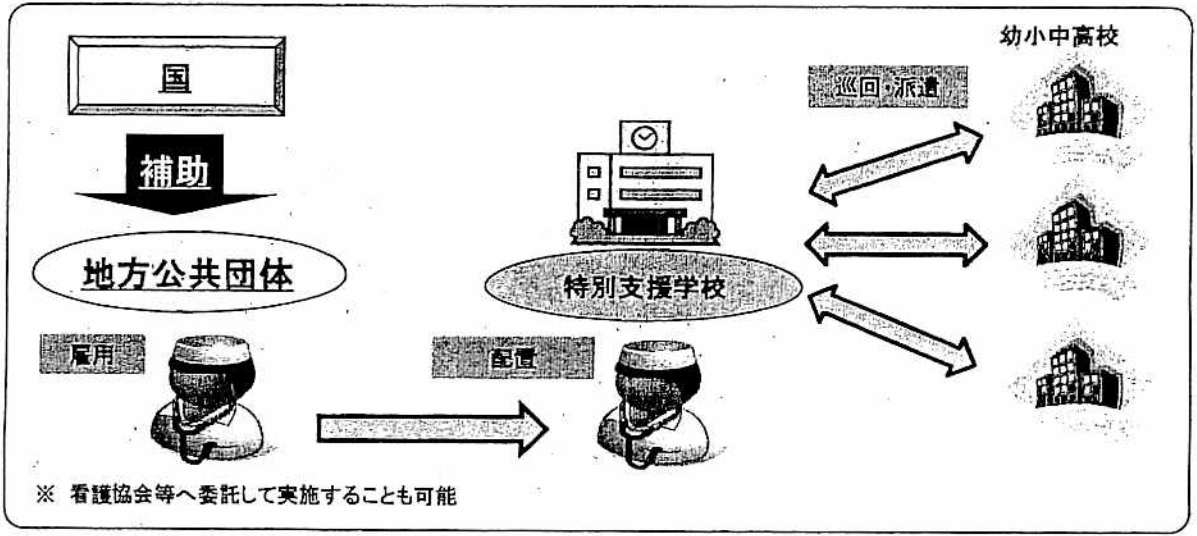
※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在　　特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

特別支援教育専門家（看護師等）配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算 235，050 千円



特別支援学校を 設置する都道府 県及び市区町村

補助金概要

補助率：1／3
(補助上限額：
1人当たり210万円)

補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費 等

配置人数：329人



想定される業務例

・医療的ケアの実施
・教員への指導・助言
・研修の講師 等

看護師配置の効果

仙台市教育委員会
SENDAI CITY BOARD OF EDUCATION

○看護師

- 共に学校生活を送ることを通して信頼関係を築くことができ，それを基礎に医療的ケアの自立に向けた支援ができる。
- 医療的ケアの自立に必要な事をすぐに担任に相談でき，指導に反映させてもらえる（体の動きや時間の管理，清潔の意識等）。
- 看護師が学校生活を知ることで，対象児の生活スタイルに合わせた医療的ケアの仕方を提案することができる。
- 他の児童生徒に医療的ケアの大切さ等を伝えることができる。

○学級担任

- 看護師が健康観察をしてくれるため，安心して児童生徒を学習活動に参加させることができる。
- 児童生徒が自分で医療的ケアをするようになった後，担任や養護教諭がどのようにかかわればよいかなどについて，日々の学校生活を通して教えてもらえる。
- 医療的ケアの自立に向けて，日常の学習活動で指導できることは何かを，看護師と一緒に考えられる。
- 児童生徒の成長を一緒に喜べる。

○管理職

- 担任が精神的なゆとりを感じることで，学級全体の学習指導，生活指導に集中することができ，他の児童生徒にとってもよい環境がつくれている。
- 学校に務める医療の専門家として，医療と教育の橋渡しやすり合わせをする役割を果たしている。
- 保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができている。
- 本人や担任，養護教諭のよき相談相手になっている。

○児童生徒とその保護者

- 学校での医療的ケアを看護師が行うことで，家庭生活と学校生活を分けることができる。子どもが「子どもの社会」を十分に楽しめる。
- 保護者以外の人から医療的ケアを受けることを経験する機会となる。
- 子どもの成長について，専門家の視点で意見をもらえる。
- 保護者自身，自分の時間がとれる。仕事を持つこともできる。





- 看護師さんは，導尿が必要な理由や体の不思議を教えてくれる。
- 医療的ケアでできるようになったことを先生たちに伝えてくれるからみんなに「すごいね」って言われる。またチャレンジしようと思う。
- 医療的ケアが大切なことだと友達にも伝えてくれているから安心。



出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会
仙台市教育局学校教育部特別支援教育課　赤間課長　提出資料

特別支援教育支援員について

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
○ 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

○ 日常生活上の介助

例）食事・排泄の介助、教室の移動補助

○ 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援

例）・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、 ADHD：注意欠陥多動性障害

○ 幼児児童生徒の健康・安全確保

例）他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止

○ 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進　　等

2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。

○ 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

○ 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
（平成26年5月1日現在）

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

（人）

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの（文部科学省特別支援教育課調べ）。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円（26年度措置額：約530億円】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費（拡充）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。





学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 （事業費：約569億円）	46,300人 （事業費：約530億円）

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、**特別支援学校における専門性の向上を目的として配置。**
○ 地域内の小・中学校等にこれらの専門家を派遣し、**地域のセンター的機能の役割**を果たしている。

1. 職務の内容

○ 言語聴覚士 (ST : Speech-Language-Hearing Therapist)
・言語の発声・発音の評価、摂食機能の評価・改善
・人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善

○ 作業療法士 (OT : Occupational Therapist)
・着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価
・日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価
・日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等

○ 理学療法士 (PT:Physical Therapist)
・呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価
・学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導
・障害の状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等

2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
○ 平成25年度より、特別支援学校の専門性の向上及び地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させるためのモデル事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

○ モデル事業において、公立特別支援学校に1,380人の専門家を配置。（平成26年度）
○ 特別支援学校以外の学校への配置はモデル事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された専門家が地域の学校を巡回することも可能としている。

就職支援コーディネーター

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、高等学校及び特別支援学校高等部において、進路指導主事等と連携し、一人一人の障害に応じた就労支援の充実を目的として配置。
○ 就職支援コーディネーターが共通して有すべき資格はなく、一人一人の障害の特性等に応じた就労を促進するための知識・技能を有する人材を採用。
（例：高等学校等での就職指導経験者、特別支援学校教員経験者、民間企業での雇用管理経験者、公共職業安定所経験者等）

1. 職務の内容

○ ハローワーク、企業等の外部機関との連携
例 ・就労先・就業体験先の開拓
・障害者の就労に関する啓発活動 等

○ 障害のある生徒に対する直接的な支援
例 ・就職相談、面接指導
・就業体験時の巡回指導
・卒業後のアフターフォロー 等

○ 教職員、保護者への支援
例 ・保護者との懇談
・就労に関する教職員への研修 等

2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
○ 平成26年度より、就職支援コーディネーターの配置等を促進する委託事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

○ 平成26年度より、委託事業により全国40地域をモデル地域として指定し、配置を促進している。

ICT支援員について

ICT支援員とは

学校における教員のICT活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。
（地方公共団体で配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人）

＜ICT支援員の具体的な業務＞
- ●機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- ●機器等の簡単なメンテナンス
- ●機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- ●情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- ●デジタル教材作成等の支援　　等

課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要

- ・ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす
- ・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

ICT支援員導入の事例について（東京都日野市）

概要

- 「日野市の全ての学校で、全ての教員がICTを活用した指導を実施できるようにする」ための方策として、ICT支援員（メディアコーディネータ）制度を平成18年度（2006年度）に導入
- 市教育委員会が主導してICT支援員の活動をサポート
  - 校長のリーダーシップによるICTを活用した教育の推進やICT支援員が活躍できる校内の雰囲気づくり
  - 企業や学識経験者の協力による実践的な指導・助言
  - ICT支援員同士の情報交換・勉強会等の支援　等
- ICT支援員による継続的・日常的な支援（1校当たり年間約35回の訪問・支援）

ICT支援員の支援内容の変化

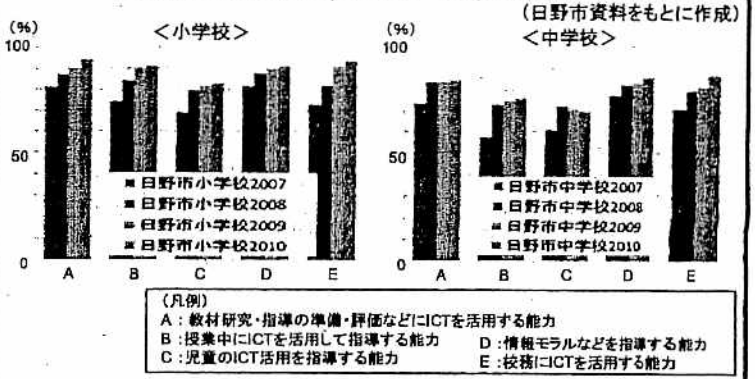
支援の内容	2006年度	2008年度
環境整備に対する支援	21%	7%
授業に関する支援	59%	74%

（日野市資料をもとに作成）

環境整備に対する支援件数の割合が減少し、授業に関する支援件数の割合が増加
⇒ICT支援員に求められる業務が、機器操作やトラブル対応等の環境整備から、授業支援や教材作成など創意工夫を求められる業務に高度化

教員のICT活用指導力の推移

（日野市資料をもとに作成）



教員のICT活用指導力が向上

ICT支援員を導入することで教員のICT活用が進み、ICT活用指導力の向上などの好循環が生じる

ICT支援員の必要性について

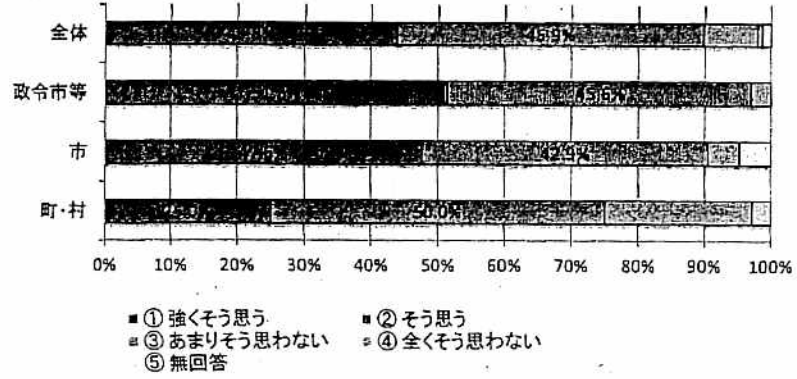
出典：第9回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書（平成26年5月　一般社団法人日本教育情報化振興会）

調査概要

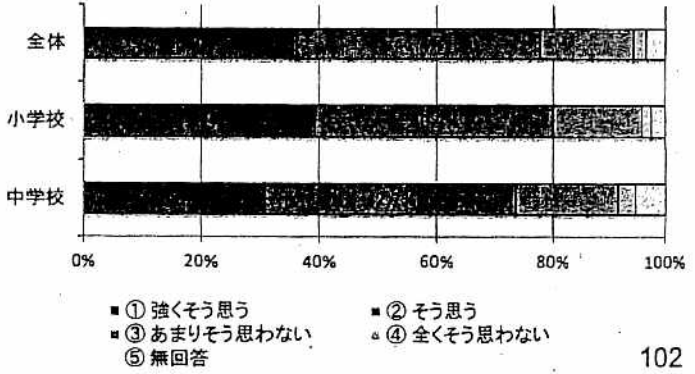
（1）調査対象　教育委員会の情報教育担当及び全国公立小中学校の情報担当教諭
（2）調査地域　全国の市区町村の教育委員会及び全国公立小中学校
（3）標本調査
①全国市区町村の400教育委員会（政令市全市、中核市全市、特別区全区、特例市全市、市町村無作為抽出）
②全国公立小中学校4,200 校無作為抽出（小学校2,800 校、中学校1,400 校）
（4）調査時期　平成25年8月～10月
（5）調査方法　調査協力依頼と回答（依頼文の郵送、Webサイトからアンケート票のダウンロード）から調査データ回収回答結果のメール送信（事務局で受信））

調査結果

＜教育委員会向け調査＞
授業での活用、校務支援システムの導入などで、ICT支援員の必要性が高まっている



＜学校向け調査＞
学校にICT支援員を配置すべきである



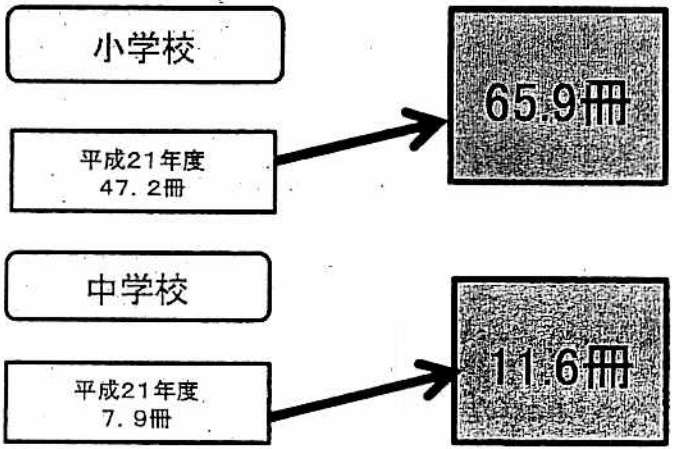
学校図書館の活動の充実について

学校図書館は、学校の教育を充実させる上で欠くことのできない基礎的な施設であり、近年では、国語や社会、美術等における調べ学習等、様々な授業での活用を通じ、「アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善」を支援していく役割が期待されている。

□読書活動の推進（荒川区）

荒川区（平成２１年度から学校司書全校配置）における一人当たり貸出冊数の推移

貸出冊数(一人当たり／年)



□司書教諭と学校司書とが連携して行う学校図書館を活用した授業（横浜市白幡小学校）

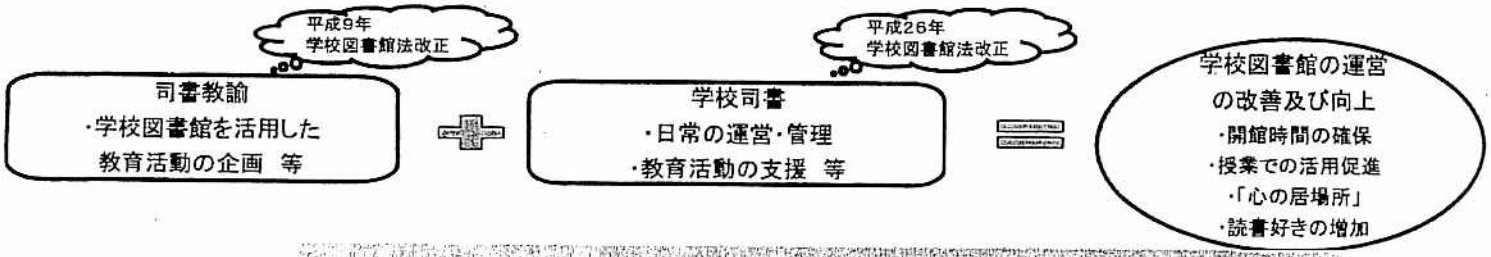
教師の授業観・教材観の改善
～授業を変えた、読書単元の開発【国語】～



２年国語　「がまくん」シリーズをよんで、お気に入りをしょうかいしよう

学習指導要領における主な記述（小学校　国語）
「読むこと」の指導事項
・読んだ本について、好きなところを紹介すること。

司書教諭と学校司書について



	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 ≪学校図書館法第5条第1項≫ ※11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。	学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 ≪学校図書館法第6条第1項≫
業務内容	学校図書館の専門的職務を掌る。 ○学校図書館資料の選択・収集・提供 ○学校図書館を活用した教育活動の企画の実施 ○教育課程の編成に関する他教員への助言	※ 制度上の業務の定めなし。 ○図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務 ○学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援
位置付け	教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項》	※制度上の規定なし ○ 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》)として任用。
資格	司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。≪学校図書館法第5条第2項≫	※ 制度上の資格の定めなし ○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求める等の資格要件を定めて募集

学校司書の配置状況

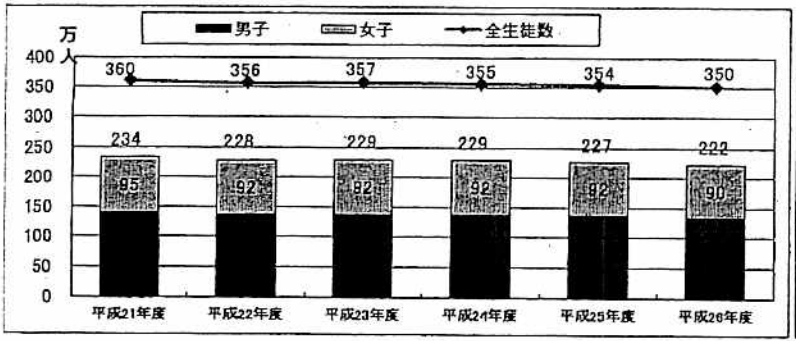
学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

		学校数（A）	学校司書配置学校数		学校司書の勤務形態	
			（B）	割合（B/A）	常勤職員数	非常勤職員数
小学校	平成20年	21,809	8,340	38.2%	1,580	7,081
	平成26年	20,431	11,097	54.3%	2,065	9,573
中学校	平成20年	10,684	4,188	39.2%	1,190	3,325
	平成26年	10,370	5,499	53.0%	1,417	4,482
高等学校	平成20年	5,102	3,625	71.0%	3,371	599
	平成26年	4,966	3,201	64.5%	2,826	931

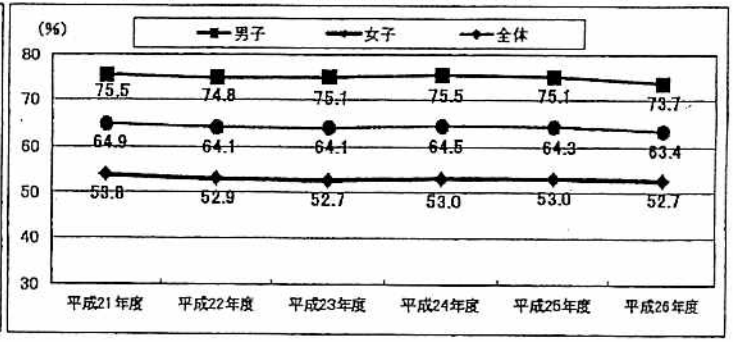
「学校図書館の現状に関する調査」より
（数値は各年5月1日現在）

運動部活動の状況（参加生徒数・参加率の推移）

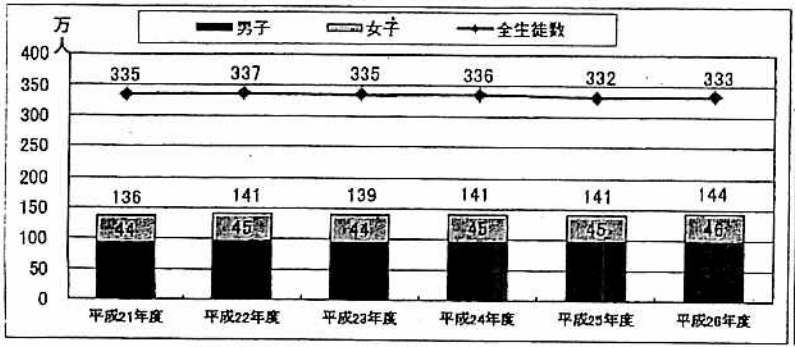
○中学校における運動部活動参加生徒数



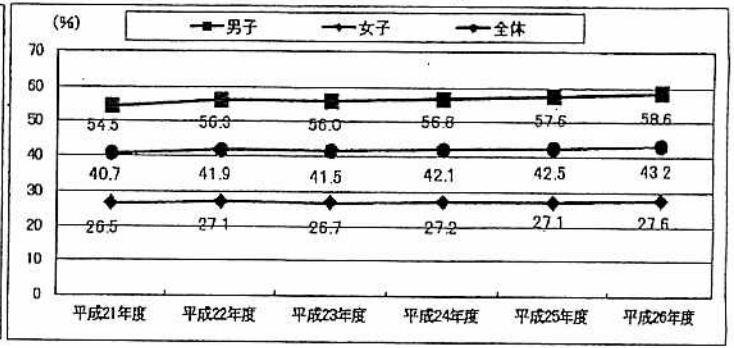
○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動参加生徒数



○高等学校における運動部活動の参加率

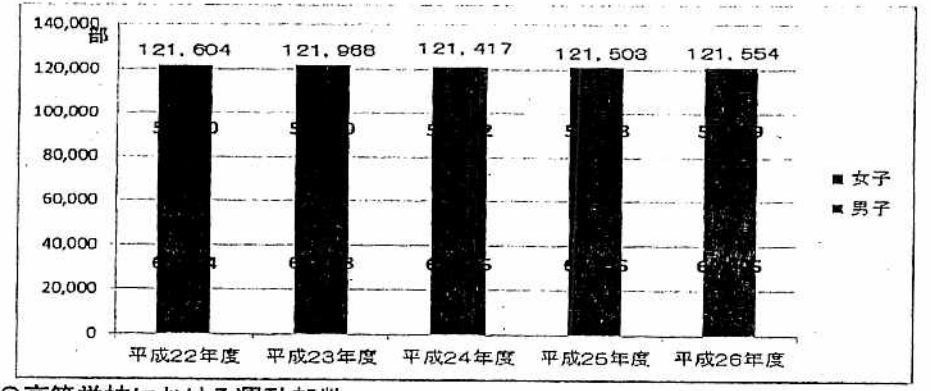


中 学 校：（公財）日本中体連調べ（全国中学校体育大会種目のみを合計）

高等学校：（公財）全国高体連及び（公財）日本高野連調べ（インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計）

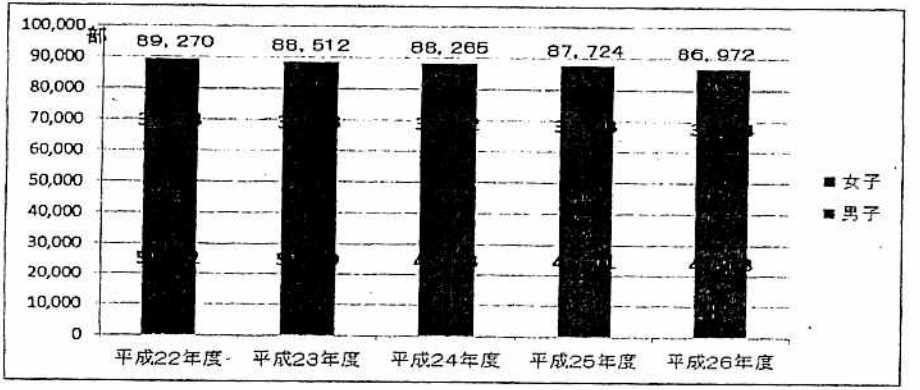
運動部活動の状況（運動部数の推移）

○中学校における運動部数



中学校・学校数	
平成22年度	10,815
平成23年度	10,751
平成24年度	10,699
平成25年度	10,628
平成26年度	10,557

○高等学校における運動部数



高等学校・学校数	
平成22年度	5,116
平成23年度	5,060
平成24年度	5,022
平成25年度	4,981
平成26年度	4,963

※学校数は、学校基本統計調べ（文部科学省HPより）

中 学 校：(公財)日本中体連調べ（加盟競技及び参考競技を合計）

高等学校：(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ（加盟種目及び専門部以外種目、硬式野球・軟式野球を合計）

中学校・高等学校における主な競技別運動部数の推移

中学校における主な競技別運動部数の推移

（単位：部）

	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	（26年－14年）		（26年－20年）	
					増△減数	増△減率（%）	増△減数	増△減率（%）
男子	軟式野球	8,945	8,978	8,784	△ 161	△ 1.8	△ 194	△ 2.2
	バスケットボール	7,508	7,255	7,210	△ 298	△ 4.0	△ 45	△ 0.6
	卓球	7,395	7,052	6,816	△ 579	△ 7.8	△ 236	△ 3.3
	サッカー	6,984	6,980	7,003	19	0.3	23	0.3
	陸上競技	6,627	6,301	6,509	△ 118	△ 1.8	208	3.3
女子	バレーボール	9,041	8,770	9,865	824	9.1	1,095	12.5
	バスケットボール	7,486	7,495	7,419	△ 67	△ 0.9	△ 76	△ 1.0
	ソフトテニス	7,609	7,336	7,089	△ 520	△ 6.8	△ 247	△ 3.4
	陸上競技	6,497	6,176	6,210	△ 287	△ 4.4	34	0.6
	卓球	6,458	5,916	5,900	△ 558	△ 8.6	△ 16	△ 0.3

出典：公益財団法人日本中学校体育連盟調べ

高等学校における主な競技別運動部数の推移

（単位：部）

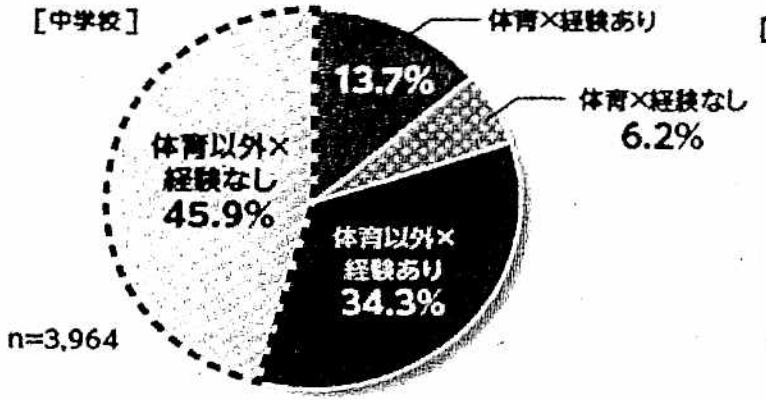
	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	（26年－14年）		（26年－20年）	
					増△減数	増△減率（%）	増△減数	増△減率（%）
男子	硬式野球	4,218	4,163	4,030	△ 188	△ 4.5	△ 133	△ 3.2
	バスケットボール	4,369	4,238	4,023	△ 346	△ 7.9	△ 215	△ 5.1
	サッカー	4,250	4,082	3,905	△ 345	△ 8.1	△ 177	△ 4.3
	陸上競技	4,319	4,058	3,979	△ 340	△ 7.9	△ 79	△ 1.9
	卓球	3,802	3,844	3,590	△ 212	△ 5.6	△ 254	△ 6.6
女子	バレーボール	4,310	4,096	3,831	△ 479	△ 11.1	△ 265	△ 6.5
	バスケットボール	3,960	3,875	3,755	△ 205	△ 5.2	△ 120	△ 3.1
	陸上競技	3,974	3,733	3,718	△ 256	△ 6.4	△ 15	△ 0.4
	バドミントン	3,398	3,428	3,293	△ 105	△ 3.1	△ 135	△ 3.9
	剣道	3,257	2,968	2,820	△ 437	△ 13.4	△ 148	△ 5.0

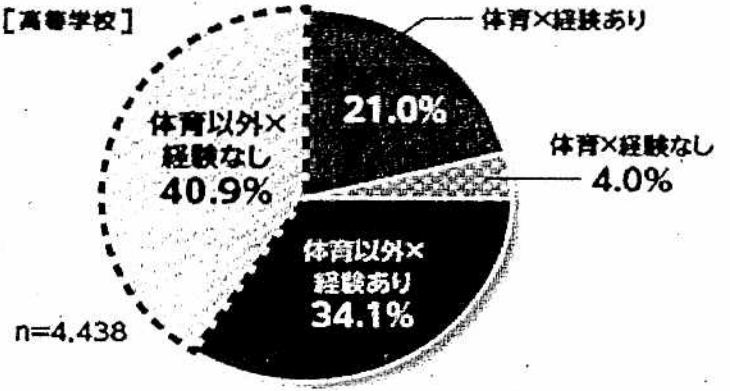
出典：公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟調べ

運動部活動指導者の実情

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- **体育×経験あり**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育×経験なし**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- **体育以外×経験あり**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育以外×経験なし**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」

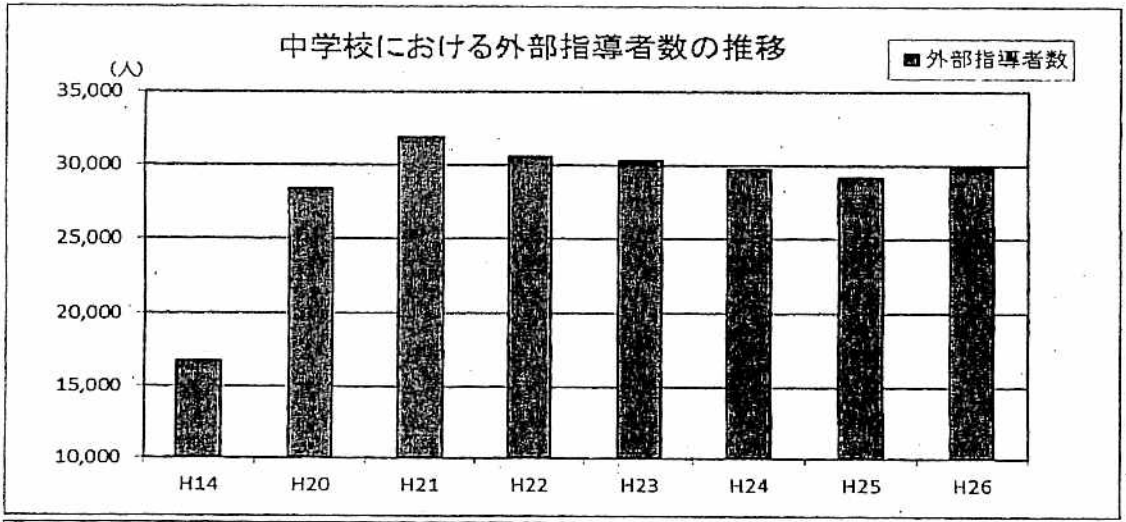




(公財)日本体育協会調べ
学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)

外部指導者について

中学校の運動部活動における外部指導者の数は、平成14年度の16，754人から、平成26年度は約1．8倍の29，805人に増加している（13，051人の増）。



	H14	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
外部指導者数	16,754	28,394	31,911	30,578	30,324	29,758	29,211	29,805

中学校における外部指導者数（(公財)日本中体連調べ）

運動部活動指導の工夫・改善支援事業

現 状

○学習指導要領において、部活動を学校教育の一環として明確に位置づけ
○平成24年12月の桜宮高校での体罰事案を発端として、運動部活動での体罰等が社会問題化
○教員数減、高齢化により、練習や引率の負担増、加えて組織的な指導体制の整備、適切な指導内容・方法の定着、体系的な資質向上の取組が不十分
○指導の高度化、専門化が求められる一方顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験なし
○全国体力・運動能力等調査によると、一週間の運動時間の分布は二極化しており、特に、中学校女子のおよそ5分の1がほとんど運動していない

目指す方向

指導体制の工夫改善

生徒の自発的取組につながる指導内容・方法の研究・定着

体罰根絶と指導内容・方法の改善につながる資質向上の場の整備

事業の概要

スポーツ医・科学等を活用した高度な運動部活動指導体制の構築

運動部活動等推進委員会
・スポーツ医・科学で先見的な知見を有する指導者等の確保及び整備
・取組の推進や事例研究等

報告 ⇕ 方向性の示唆

具体的活動
・退職教員等、教職経験者の活用
・スポーツ医・科学で専門的な知見を有する者の活用
・オリ・パラ出場経験者等、模範となる者の活用

都道府県・指定都市教育委員会（27箇所）

女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

地域実践研究協議会
・関係団体等との連携協力体制の構築
・取組の推進や事例研究等

報告 ⇕ 方向性の示唆

具体的活動
・女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施
・選択の幅を広げるため中体連大会、インターハイ種目以外の運動部活動等の実施
・複数種目等、多様な形態の運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

都道府県・市区町村教育委員会（18箇所）

運動部活動顧問の資質向上

・運動部活動における体罰根絶にむけた取組の徹底と科学的指導方法等の習得による指導者養成を各競技毎に実施
・運動部活動の場における指導内容・方法の改善につながる資質向上のため、習熟度別研修等を実施

都道府県・指定都市教育委員会（67箇所）、民間団体（2団体）

運動部活動指導者サミットの開催

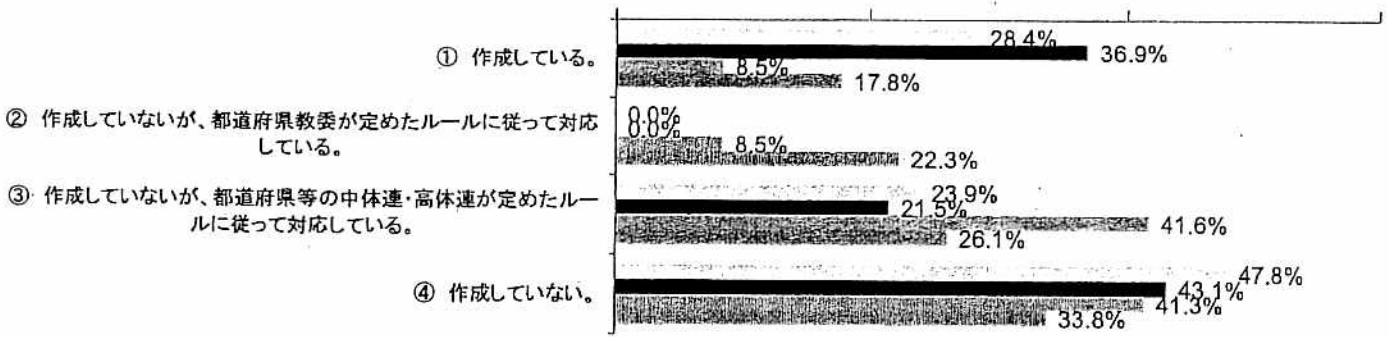
各委託事業の好事例の共有
「運動部活動での指導のガイドライン」の具現化等により、体罰根絶にむけた指導のあり方の紹介、実体的な資質向上のための研究協議等の場の整備

運動部活動における体罰を根絶するとともに適切な内容・方法による運動部活動を推進

部活動指導者・顧問についての統一的なルール作成の有無

統一的なルール作成の有無

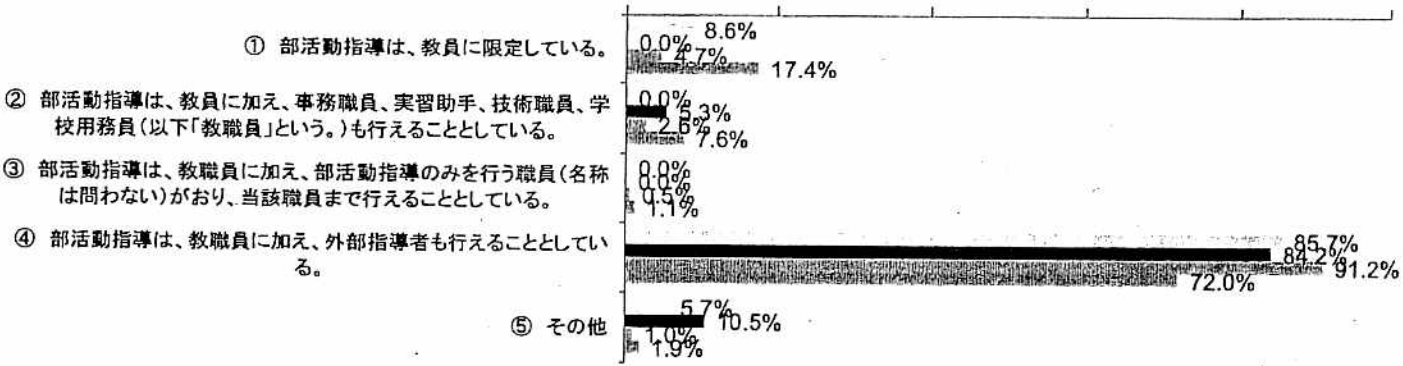
都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ▒調査対象市区町村(N=329) ▒調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)

統一的なルールの内容

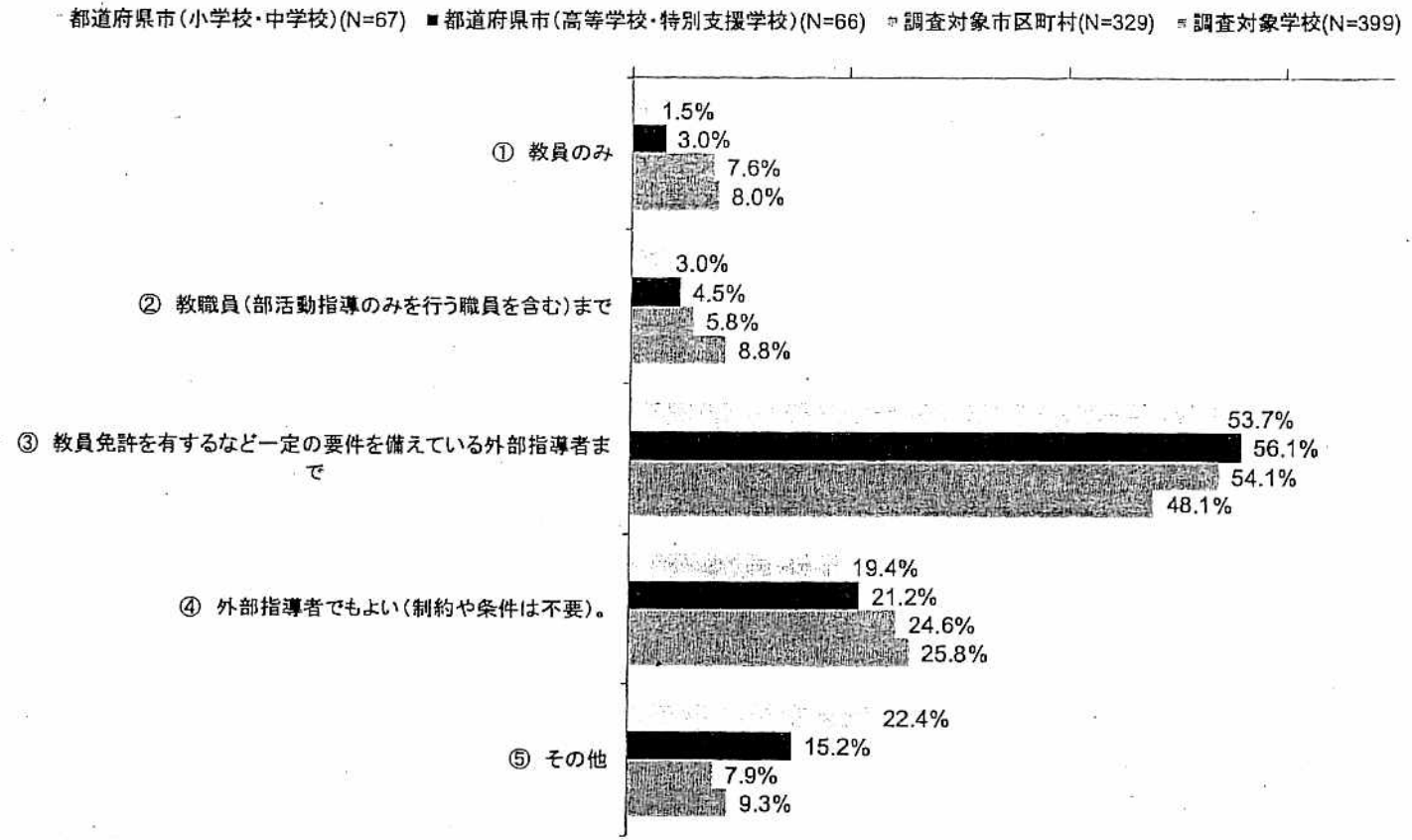
都道府県市(小学校・中学校)(N=35) ■都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=38) ▒調査対象市区町村(N=193) ▒調査対象学校(N=264)



文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方①

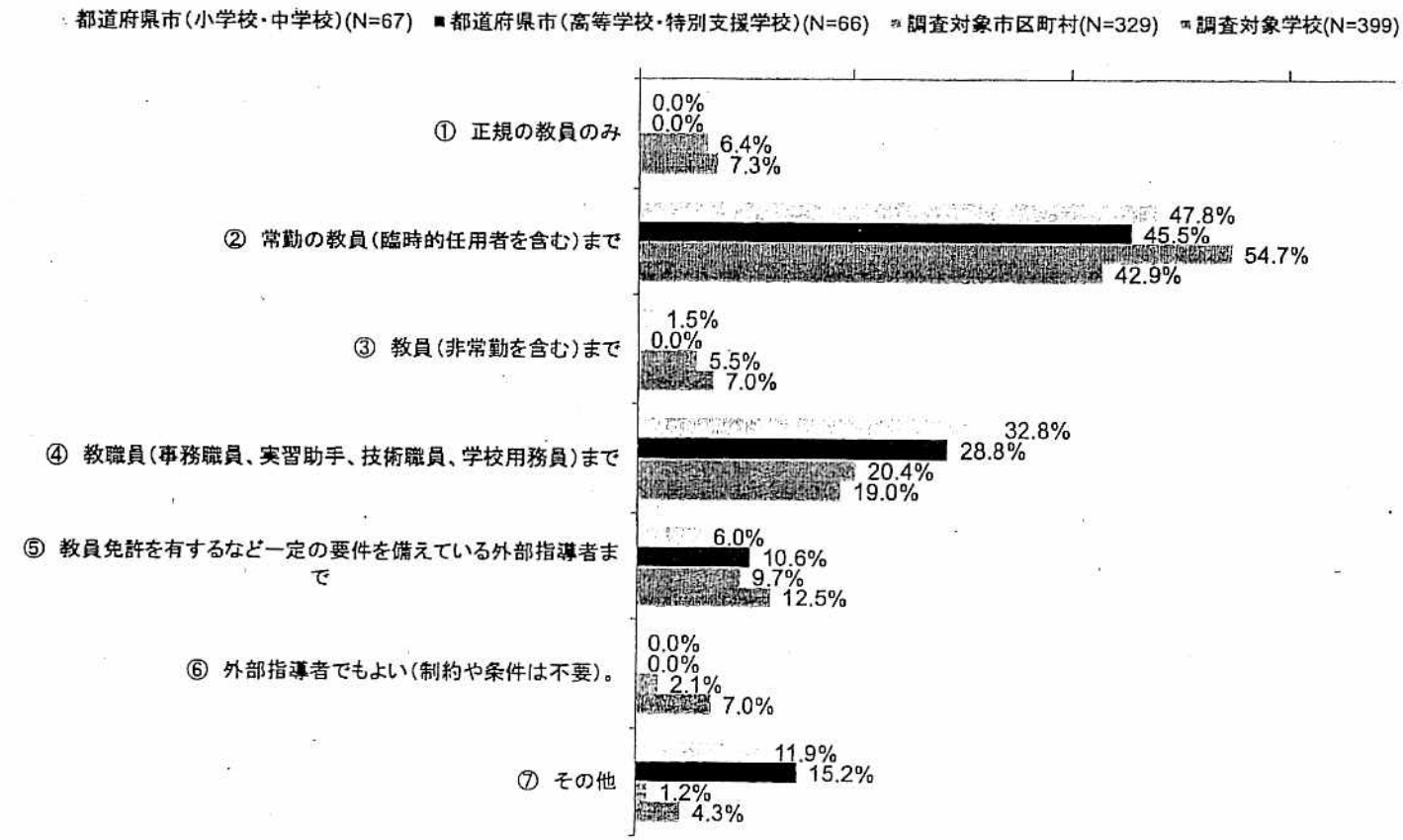
部活動指導の望ましい範囲



文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方②

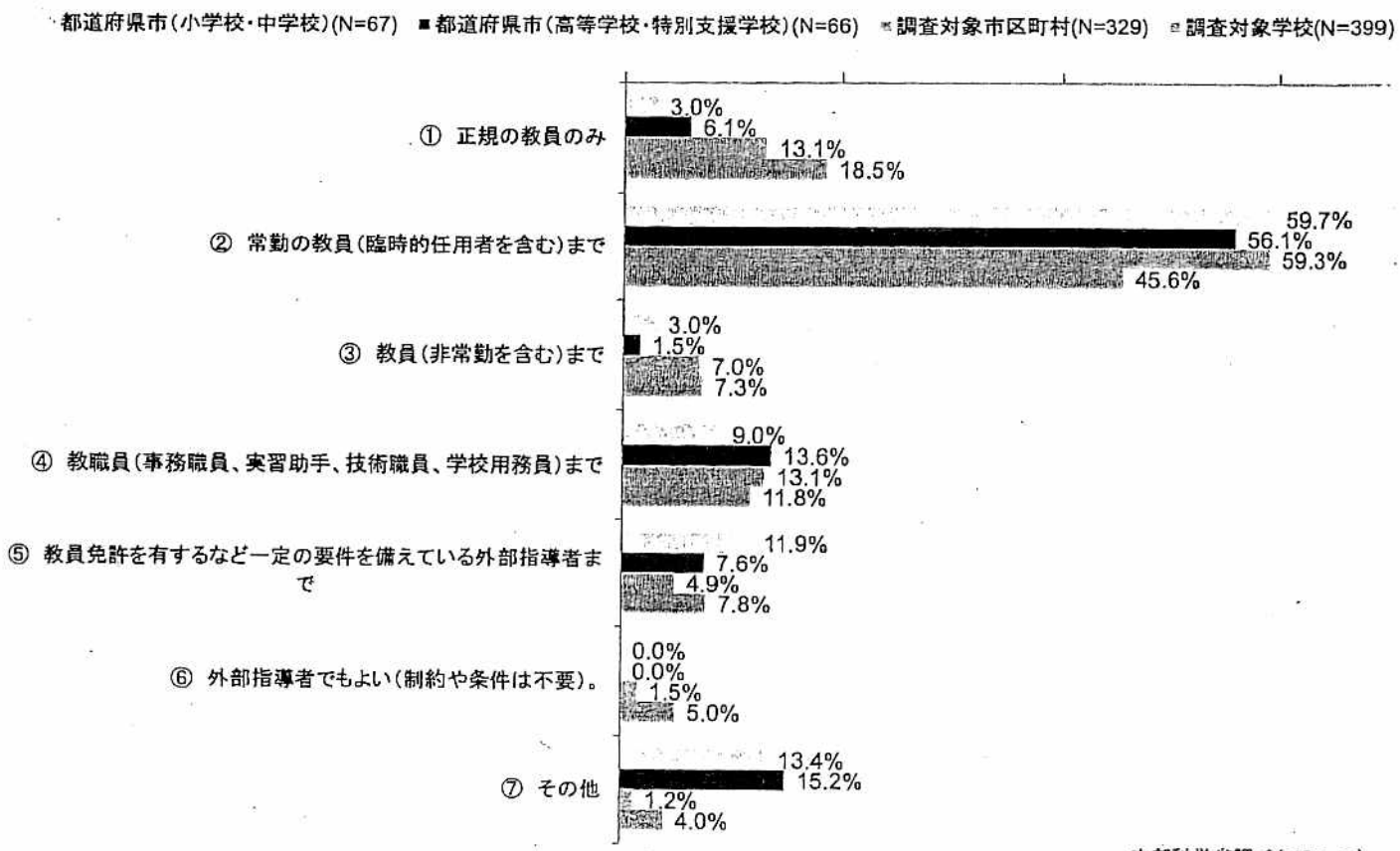
顧問の望ましい範囲



文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方③

単独での引率を認める範囲



文部科学省調べ(H27. 5)

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業
（名古屋市の例）

（1） 事業の目的

○ 部活動外部指導者派遣事業

部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。

○ 部活動顧問派遣事業

名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

（2） 派遣事業の経緯

外部指導者派遣事業（S61～）

①事業開始（S61～、中学校の柔道・剣道）

教員顧問の技術的補助

（学級数の減少→形式だけの教員顧問→指導の専門性に問題）

②中学校・高等学校の全部活動に拡大（H2～）

③小学校に拡大（H5～）

顧問派遣事業（中学校・H16～）

①外部顧問のみによる単独指導ができる制度として開始

②小学校に拡大（H26～）

出典 ： 平成２７年３月２７日 チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会 スポーツ振興課 岩田指導主事 提出資料

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業（名古屋市の例）

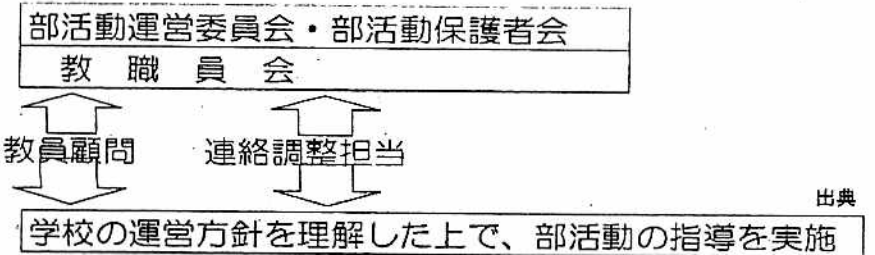
(3)身分取り扱いと役割

	外部指導者	外部顧問
身分取扱	学校協力者	非常勤特別職（市教委委嘱）
謝金・報酬	謝金　小：2，700円／回 中：3，600円／回	報酬　中：48，000円／月 小：36，000円／月
位置付け	教員の指導補助【単独指導不可】	教員に替わって指導【単独指導可】
役　割	教員の指導方針に沿った専門的な技術指導の補助	学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督

(4) 指導の内容

①技術指導　②下校時刻・方法　③活動場所　④部室・更衣室の使い方
⑤服装　⑥持ち物　⑦安全な活動　⑧予定等の連絡
※ 怪我の情報は、家庭と学校が共有する。【特に頭部外傷（脳しんとう等）】
※ 熱中症等についても十分配慮する（活動時間帯）

(5) 連携



出典　：　平成２７年３月２７日　チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会　スポーツ振興課

平成26年度外国語指導助手（ALT）の任用・契約形態別人数と外国語の授業等における活用率

ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JETプログラム	直接任用	労働者派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校（小学校のみ）	2,040人（416人）	1,683人（796人）	1,033人（601人）	1,607人（918人）	3,800人（3,623人）	10,163人（6,354人）
中学校（中学校のみ）	2,345人（664人）	1,405人（512人）	1,126人（693人）	1,516人（819人）	594人（410人）	6,986人（3,098人）
高等学校（中学校等と兼務）	1,389人（1,320人）	178人（165人）	116人（109人）	291人（280人）	240人（232人）	2,214人（2106人）

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より（括弧外の数値は、小中高で重複あり）

※平成26年度より、「その他」（ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材）に日本人も含めて調査を実施。

計 ※兼務を除く純人数	4,093人（26.5%）	2,373人（15.3%）	1,842人（11.9%）	2,717人（17.6%）	4,450人（28.8%）	15,475人

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとティームティーチングを行った授業時数の割合を示す。

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	58.4%	21.9%	10.0%

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より（平成26年度計画）

JETプログラムに係る地方財政措置について

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、ティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手（ALT）が教員を補助する授業コマ数も増加する予定。

＜従来（平成25年度）＞

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルでの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

＜平成25年度実招致人数：4,372人＞

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

＜課題1＞JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

＜課題2＞教育現場でのJET－ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET－ALTの能力が最大限には発揮されていない

＜改正（平成26年度）＞

【JETプログラムに係る標準的な経費について、引き続き、地方財政措置】　（平成26年度地方財政措置額：300億円程度）

都道府県（標準団体規模170万人）における標準的な経費として24,690万円を地方交付税措置

市町村（標準団体規模10万人）における標準的な経費として118万円を地方交付税措置した上で、市町村のJET青年実人員数　×　472万円を加算

【JETプログラムコーディネーターの配置（新規）】

（平成26年度地方財政措置額：10億円程度）（上記300億円の内数）

JET－ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に要する経費について、地方交付税措置

JETプログラムコーディネーターについての考え方

・1週あたり20時間（※）の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置（全国計450名程度）。（※JET－ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。）

＜都道府県（標準団体規模170万人）におけるJETコーディネーター人員を8人と想定し、標準的な経費として1,747万円を地方交付税措置＞

・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。

（参考）コーディネーターの業務内容（例）
・JET-ALTが日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談　・緊急事態（病気、事故等）への対応支援　・JET-ALTと教委担当者や学校との連絡調整の支援

・平成26年度は、都道府県（出先機関等を含む）に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年（都道府県招致＋市町村招致）を担当することを想定。

多彩な人材の参画による学校の教育力向上
～補習等のための指導員等派遣事業～

《平成28年度概算要求額：49億円　対前年度8億円増》

多彩な人材（退職教職員、教員志望の大学生など）がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

≪事業の概要≫
○概算要求：10，000人⇒12，000人(義務教育諸学校分：10,800人、高等学校分：1，200人)
○都道府県・政令市が実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置事業に要する経費の1／3以内を補助

児童生徒の学習サポート



○補習や発展的な学習への対応
⇒理解が十分でない児童生徒への放課後などを使った補習授業
⇒習熟度別少人数指導、ティームティーチングなど、理解度に差のつきやすい授業に加わり、サポート



○小学校における英語指導への対応
⇒専門性が高い非常勤講師や英語が堪能な人材が授業を支援

○外国人児童生徒等の学力向上への取組
⇒日本語を上手に話せない児童生徒への指導、国語等の教科を理解できるようサポート　等

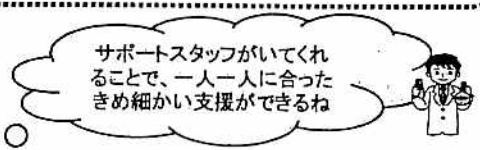
学校生活適応への支援



○不登校・中途退学への対応
⇒不登校の児童生徒宅への家庭訪問
⇒保健室登校の児童生徒に対する補習授業や教育相談

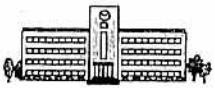


○いじめへの対応
⇒いじめに悩む児童生徒の相談対応　　等



教員とサポートスタッフの連携により、学校教育活動が一層充実！

チーム学校



進路指導・キャリア教育

○キャリア教育支援
⇒地元企業でのインターンシップ実施のための連絡調整

○就職支援
⇒地元の企業との連携や、新規の就職先の開拓　　等



その他
（教員の指導力向上、教員業務支援等）

○教材の開発・作成など教員の授業準備をサポート



○校長経験者による新人教員への授業指導

○子供の体験活動の実施への支援

○中学校における部活動指導支援

学校と地域の連携

地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

○多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
○子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。

学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

地域との連携を担う教職員の役割の例

○校内・学校間（校区内）・教育委員会との連絡・調整
○校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
○学校支援活動の運営・企画・総括
○地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察　　など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。

- 地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- 地域住民等が参加する授業等の調整等（キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等）
- 地域住民・保護者アンケートの作成・集計　　など

地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等（抜粋）

今後の地方教育行政の在り方について（答申）（平成25年12月13日中央教育審議会）

3．学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について
（2）地域とともにある学校づくりの推進方策
①国の取組について
教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。（略）

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（報告）
（平成27年３月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）

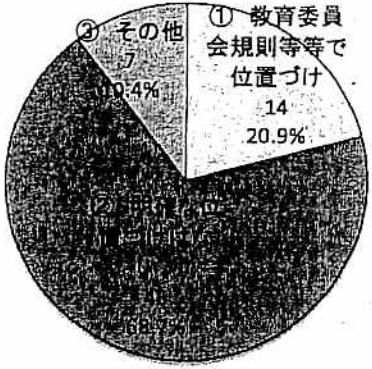
Ⅴ　コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策（提言）
（2）学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割　分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。（略）
【推進のための具体的方策】
<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>
◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（審議のまとめ）
（平成27年１０月中央教育審議会初等中等教育分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等）

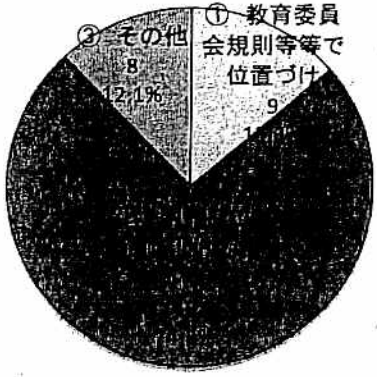
第２章　これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について
第３節　コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について
1．コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策
（2）学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
◆国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図るため、以下の取組を一層推進する。
<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>
・国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、
学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化し、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討する。（略）

地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

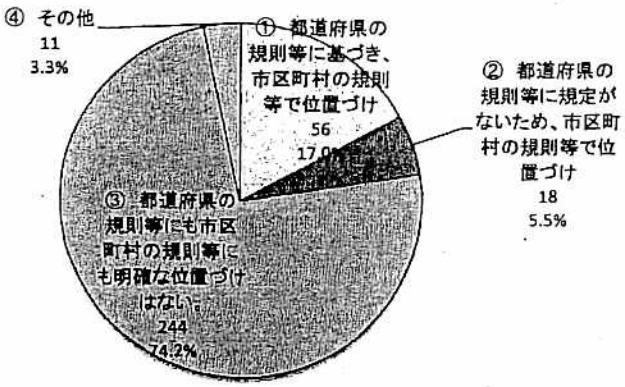
【都道府県市（小学校・中学校）（N=67）】



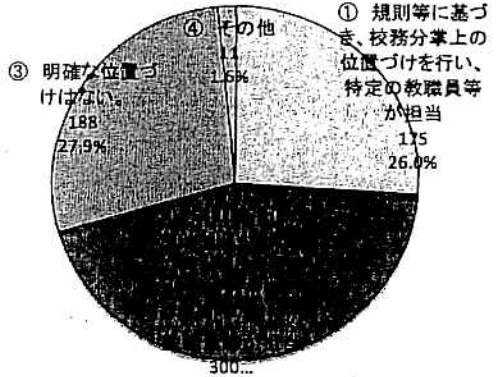
【都道府県市（高等学校・特別支援学校）（N=66）】



【調査対象市区町村（N=329）】



【調査対象学校（N=674）】



文部科学省調べ（H27. 5）

地域との連携担当して教員を位置づけている事例

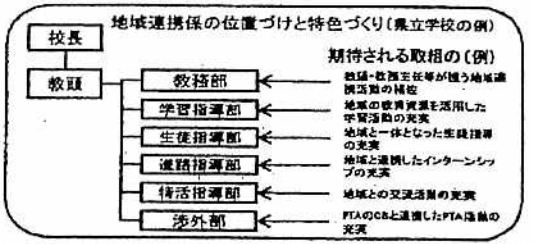
栃木県教育委員会

■地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、
社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

○地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
○地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
○地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等　　など

<期待される取組例>

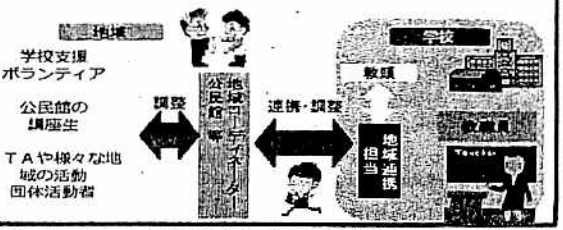


岡山県教育委員会

■成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、
学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

○校内の地域連携情報の集約、
○全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
○地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）
との情報交換　　など



仙台市教育委員会

■地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、
学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

○地域と学校の情報共有
○地域活動への参加
○ゲストティーチャーや地域学習の実施　　など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、
学校において地域連携担当教員をサポートし、
教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

■平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

○教員の業務の整理
○コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
・情報発信（学校だより発行、ＨＰによる公開）
○学校体制の見直し　など

<取組による主な成果>

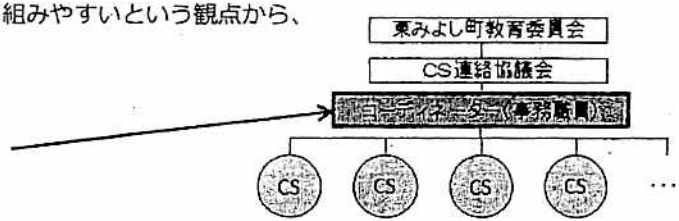
○校間や地域との連携が円滑化
○教員の授業準備時間の増加
○予算確保や予算執行の円滑化
○定期的な情報発信

福島県東みよし町教育委員会

■クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

○コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
○コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
○地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整　など

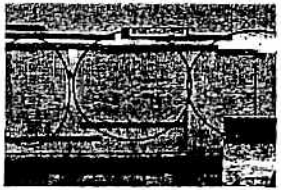


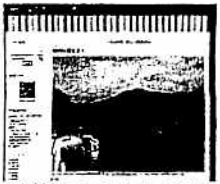
滋賀県長浜市湯田小学校

■学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

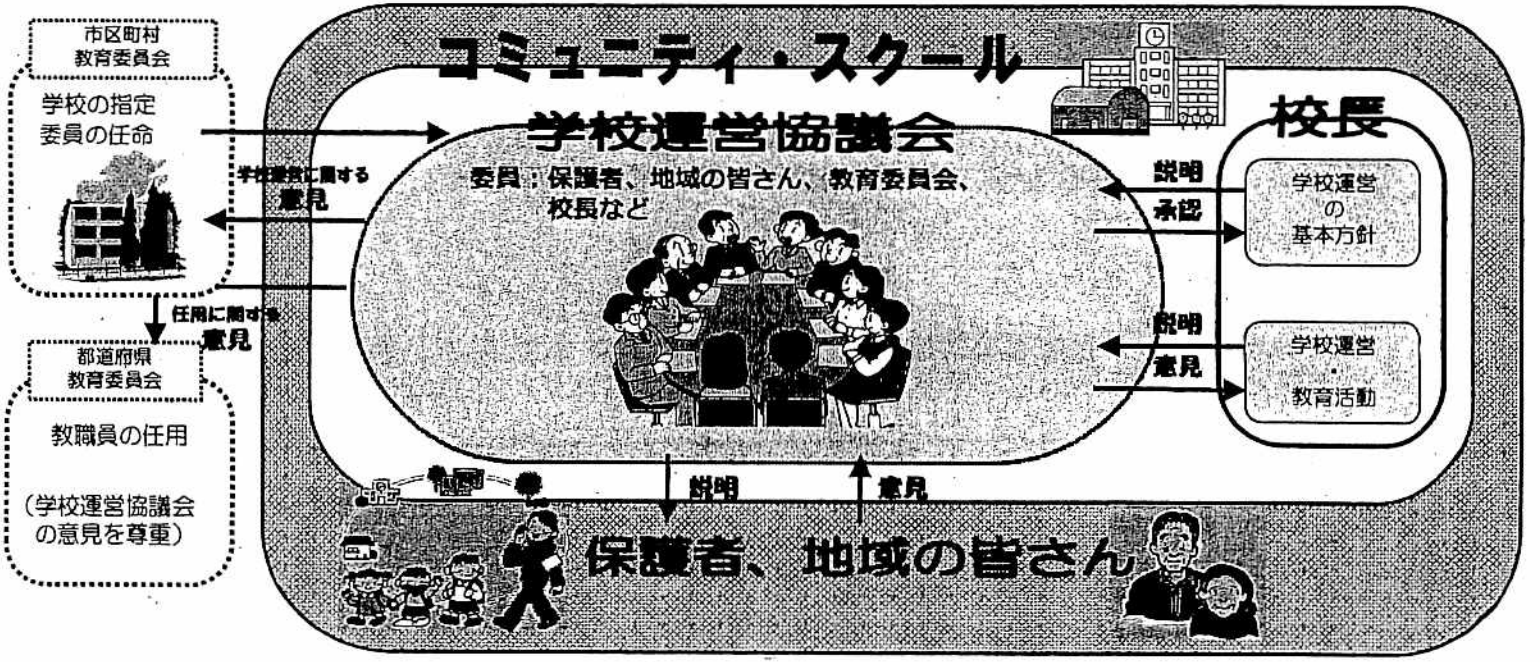
<事務職員の役割>

○学校と地域をつなぐコーディネーター
・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
○学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行）　など


ボランティアのシフト表


学校情報の速やかな提供（ブログの発信）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の役割



●校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。

・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

●学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。

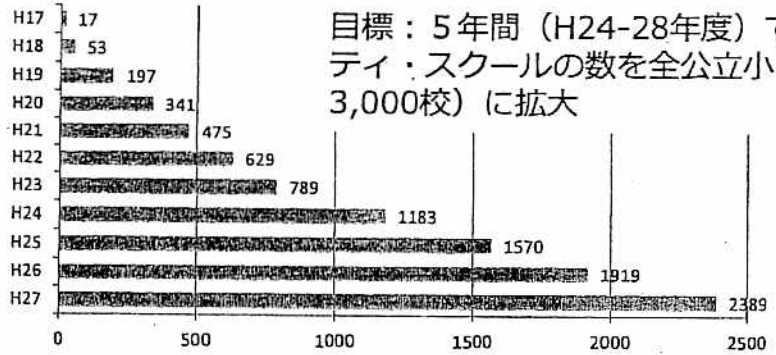
・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」など

●教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。

・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」など

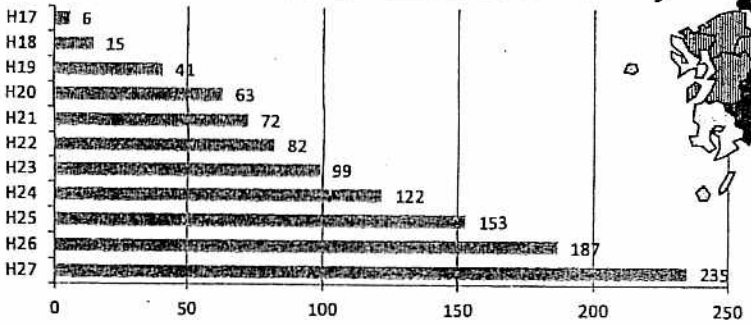
コミュニティ・スクールの現状

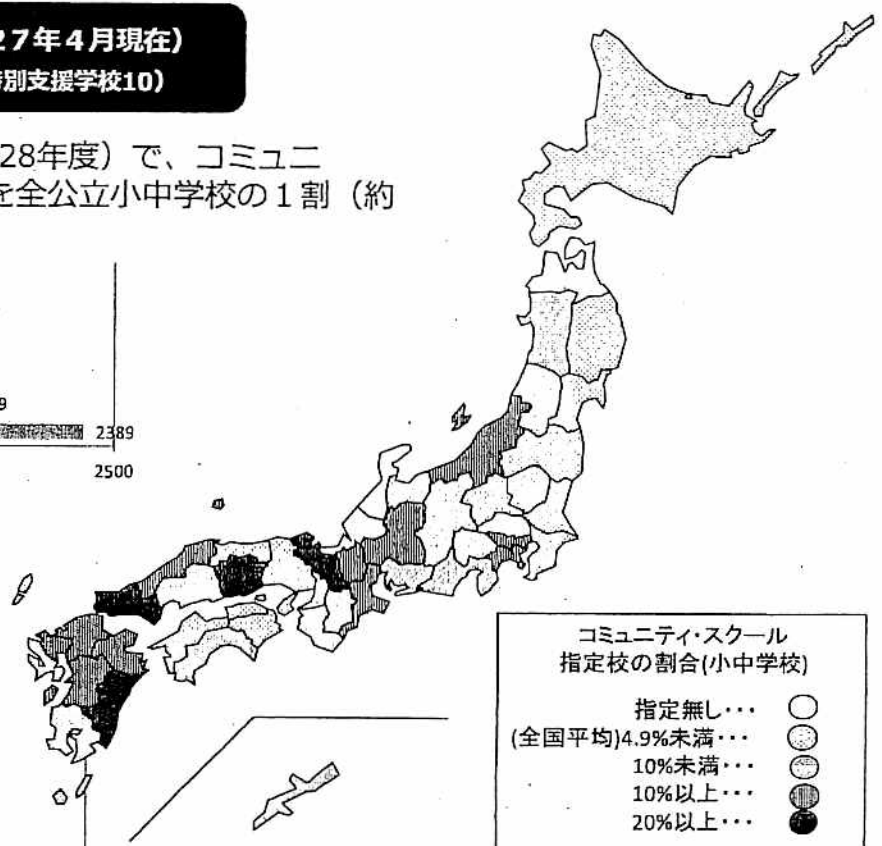
44都道府県内　2,389校　（平成27年4月現在）
（幼稚園95,小学校1564,中学校707,高等学校13,特別支援学校10）



目標：５年間（H24-28年度）で、コミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の１割（約3,000校）に拡大

コミュニティ・スクールの学校設置者数：
５道県２３５市区町村



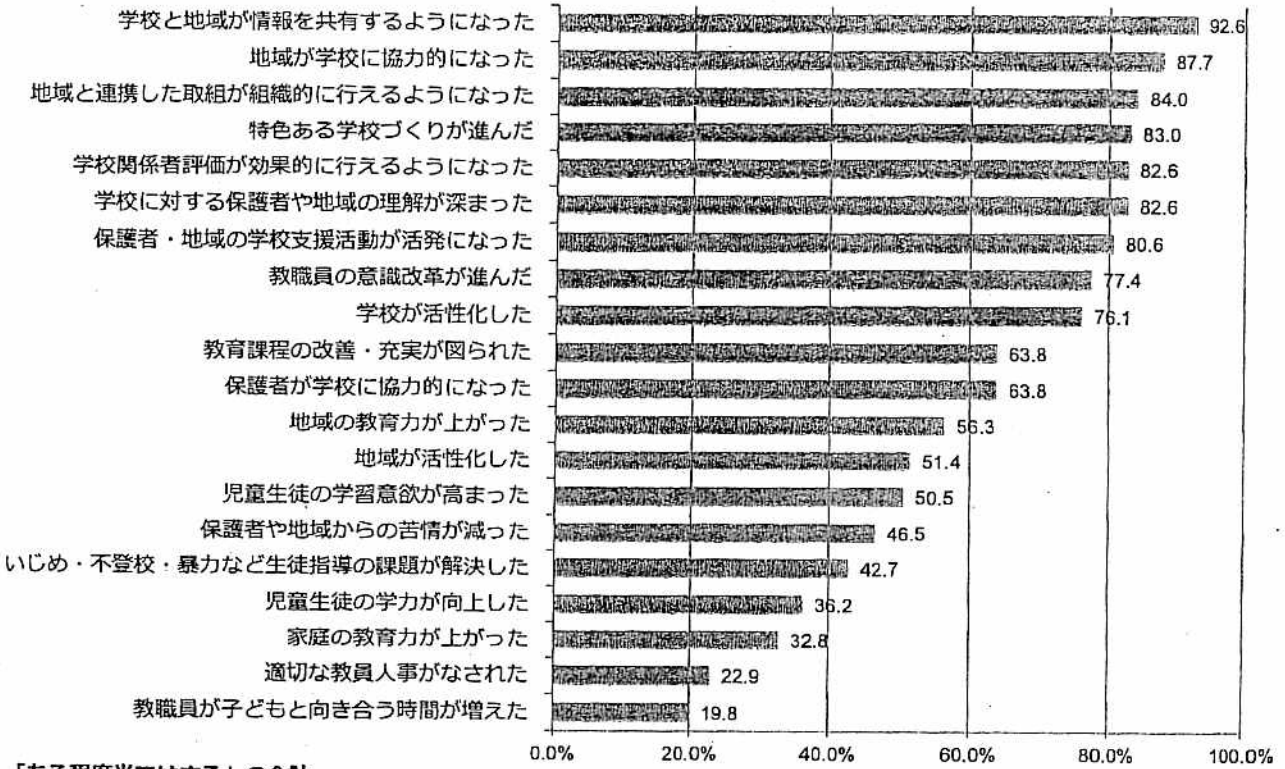


※沖縄県は地図を拡大しています。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの成果認識（指定校）

地域連携に関する成果認識が高く、特色ある学校づくり、教職員の意識改革など学校運営に関する成果認識と続く。



「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成28年度要求額166百万円
（平成27年度予算額157百万円）

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率：国 1/3 ※1

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

学校運営協議会

- 学校運営の基本方針の承認（必須）
- 学校運営に関する意見（任意）
- 教職員の任用に関する意見（任意）　のほか、
- 学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に

参画

活動への反映

学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

地域コーディネーター

地域コーディネーター等が主体となり、ＰＴＡや地域人材の参画を得て、各々の組織・場で取組を実践

- 学校の支援活動（学習・部活動等支援、環境整備等）
- 放課後の支援活動（放課後子供教室）
- 家庭教育支援 等
- 土曜授業・学習支援 等



学校関係者評価

学校関係者評価の実施

導入の促進

・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
・390市区町村

※別途、教員・事務職員加配措置あり

取組の充実

・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり（ＣＳディレクター配置を含む）※2
・150市区町村

研修の充実

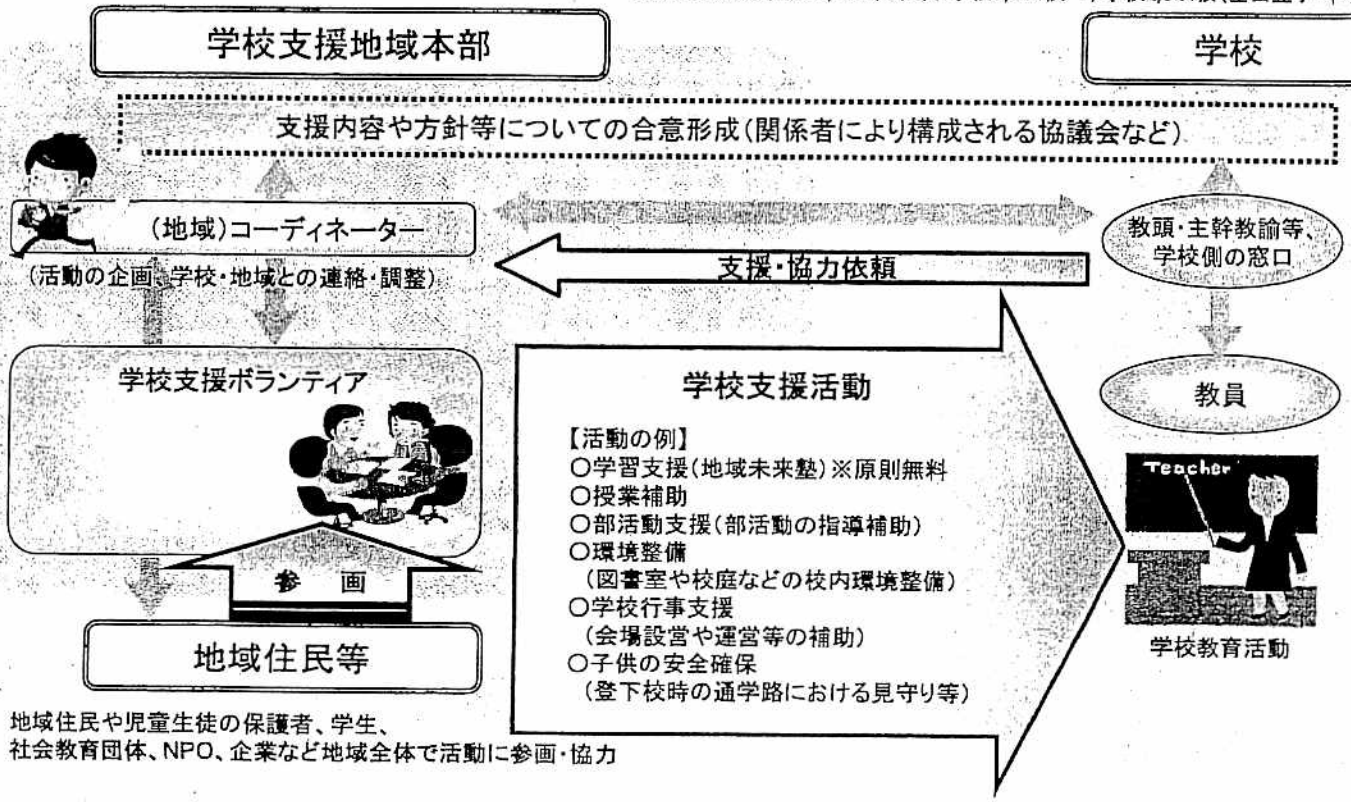
・学校運営協議会委員の研修等への支援
・都道府県・政令市・中核市：112箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。
※2 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。
※ 小中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み（本部）をつくり、様々な学校支援活動を実施

<H26年度実施状況>3,746本部（小学校6,244校　中学校2,814校（全公立小・中学校の30%））



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

（文部科学省調査

実施本部数

3，746本部

（1本部あたり平均2．4校）

実施学校数（公立学校）

- 小学校 **6，244校**
- 中学校 **2，814校**
- 高等学校 **30校**
- 特別支援学校 **54校**

計 **9，058校**

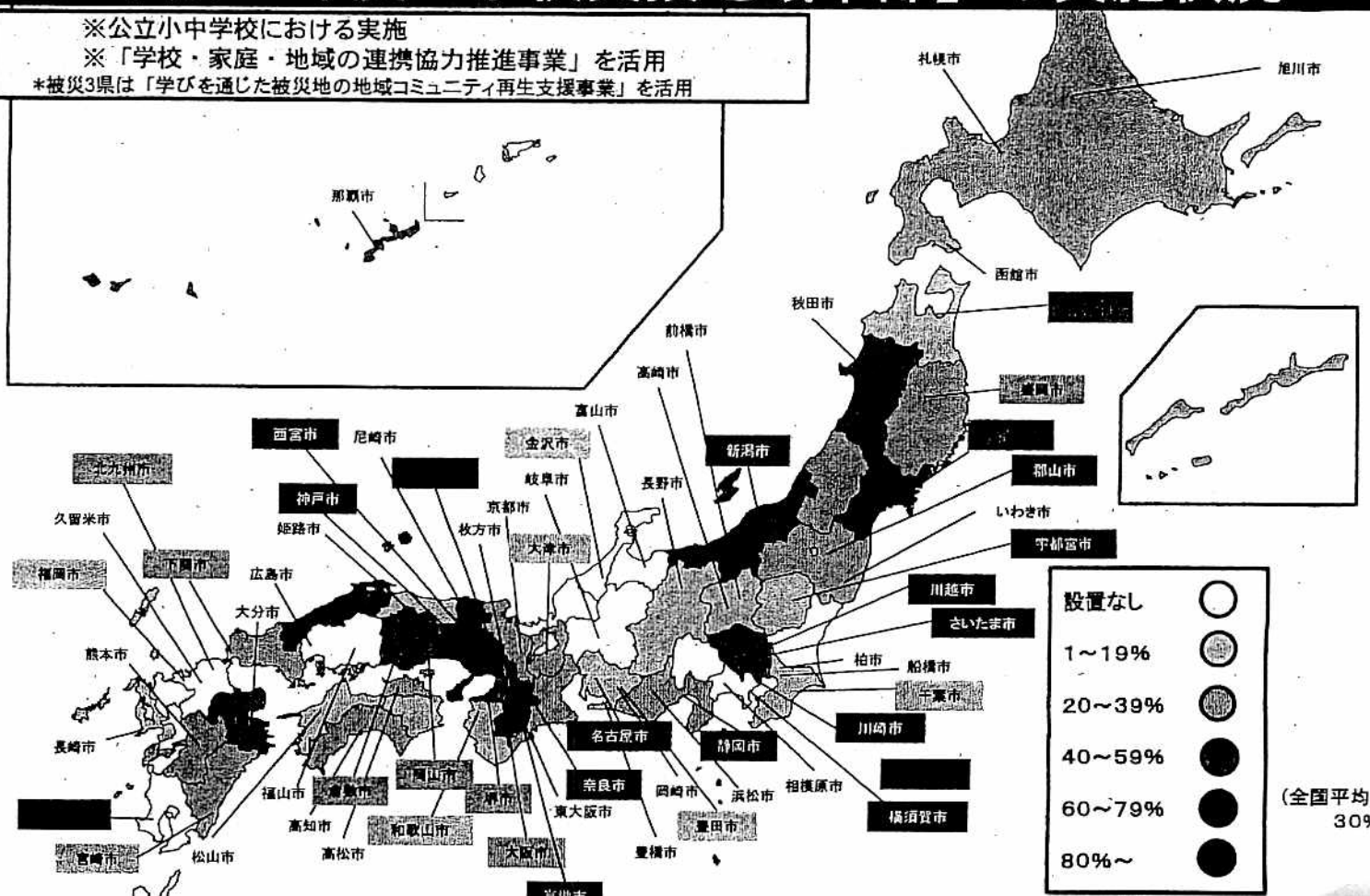
（全公立小・中学校の約30%をカバー）

学校支援地域本部に関わる
コーディネーターの状況

- 約14，600人
- 1学校あたり平均人数：1．6人
- 1本部あたり平均人数：3．9人

平成26年度『学校支援地域本部』の実施状況

※公立小中学校における実施
※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用
*被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用



学校・家庭・地域の連携協力推進事業

（平成27年度予算額　5,079百万円）　【補助率】　国　1/
平成28年度要求・要望額　7,027百万円　都道府県　1/
市町村　1/

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

〈都道府県〉 推進委員会

○域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
○スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言 等

〈市町村〉 運営委員会

○教育委員会と福祉部局の連携方策
○地域の協力者の人材確保方策の検討 等

重点施策　統括コーディネーターを配置
未実施地域における取組実施を加速化するとともに、地域コーディネーターの資質や取組の質の向上を図る

〈学校〉 活動主体

学校（教職員）
地域コーディネーター　配置促進及び機能強化（重点施策）
学校の教育活動を充実
・企業、地域とマッチング
・取組の質の向上
家庭（保護者）
地域の多様な人材

地域人材等の参画

多数のボランティア等
教育活動推進員・学習支援員
家庭教育支援員
放課後児童クラブ（厚労省）　連携

・授業等の学習補助
・部活動指導補助
・学校行事支援
・学校環境整備
・登下校の見守り等
4,000箇所

学校支援地域本部

重点施策　学習が遅れがちなどの中学生・高校生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援の充実　3,600箇所

地域未来塾

・活動拠点(居場所)の確保
・放課後等の学習指導
・自然体験活動支援
・文化活動支援　など
15,500箇所

重点施策　放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進

放課後子供教室

家庭教育支援員の配置　1,000箇所
・家庭教育支援チームによる相談や支援
・親への学習機会の提供など

家庭教育支援

・スクールガードリーダーによる学校安全体制の整備等　1,800箇所

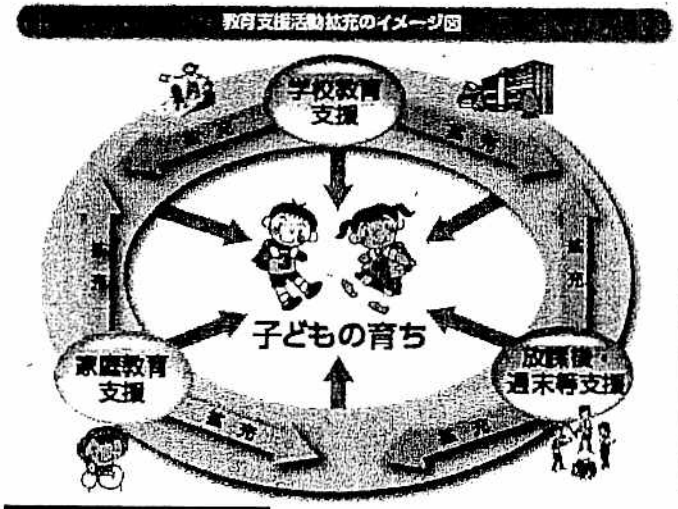
地域の実情に応じて有機的に組み合わせて実施可能

学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

学校の教育活動と放課後の支援活動の連携事例

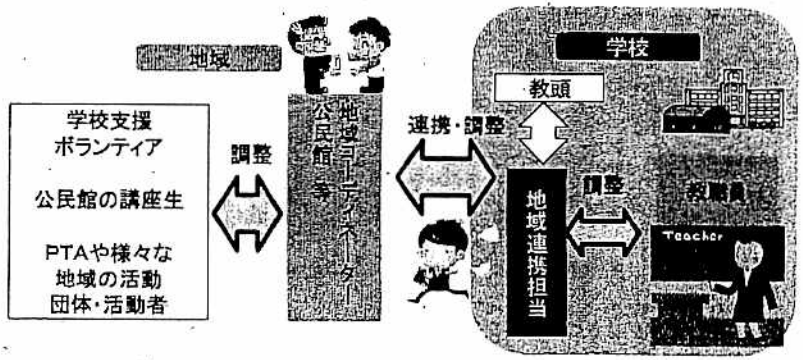
○平成20年度から「学校支援地域本部」事業を実施。平成23年度からは「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。

○「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかにはぐくむとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。



○学校と地域が連携していくためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から学校に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化



～取組事例～　【美咲町立旭小学校　学校支援地域の取組】

【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

★学校教育支援から放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に

★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に町民センターを活用して「寺子屋あさひ」(放課後子供教室)を新規開設

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方（イメージ）

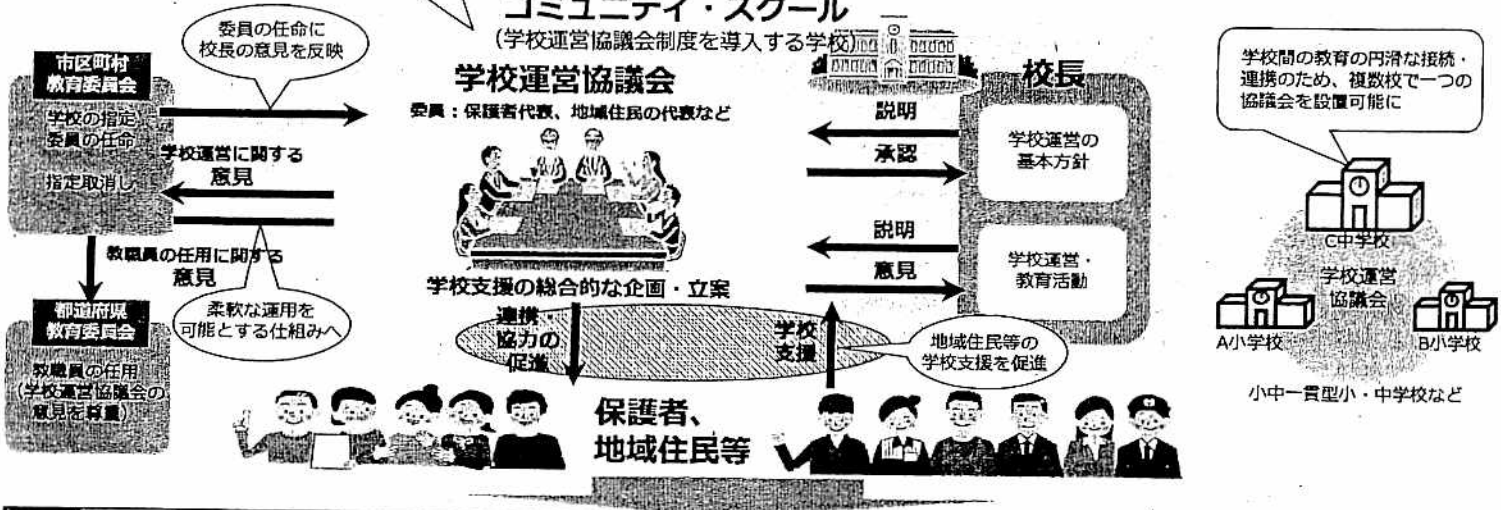
○地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』へと転換。
○学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールの設置を一層促進。

基本的な方向性

- ■協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- ■現行の機能は引き続き備えるとした上で、教職員の任用に関する意見は柔軟な運用を可能とする仕組みに
- ■学校支援の総合的な企画・立案を行い、地域等における連携・協力を促進していく仕組みに
- ■校長のリーダーシップ発揮の観点から、委員の任命に校長の意見を反映する仕組みに
- ■小中一貫教育など教育の円滑な接続のため、複数校で一つの協議会を設置できる仕組みに

<見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



制度的位置付け

■全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じる必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が積極的に設置の促進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

（平成27年10月26日 初中分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会 生涯分科会学校地域協働部会 合同会議資料より）

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿（イメージ）

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度を導入する学校）

2,389校
（平成27年4月1日）

より魅力的な仕組みへと制度の在り方を見直し

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な段階（コミュニティ・スクール化）の姿として捉えて推進

自治体類似の仕組み（○○型コミュニティ・スクールなど）

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

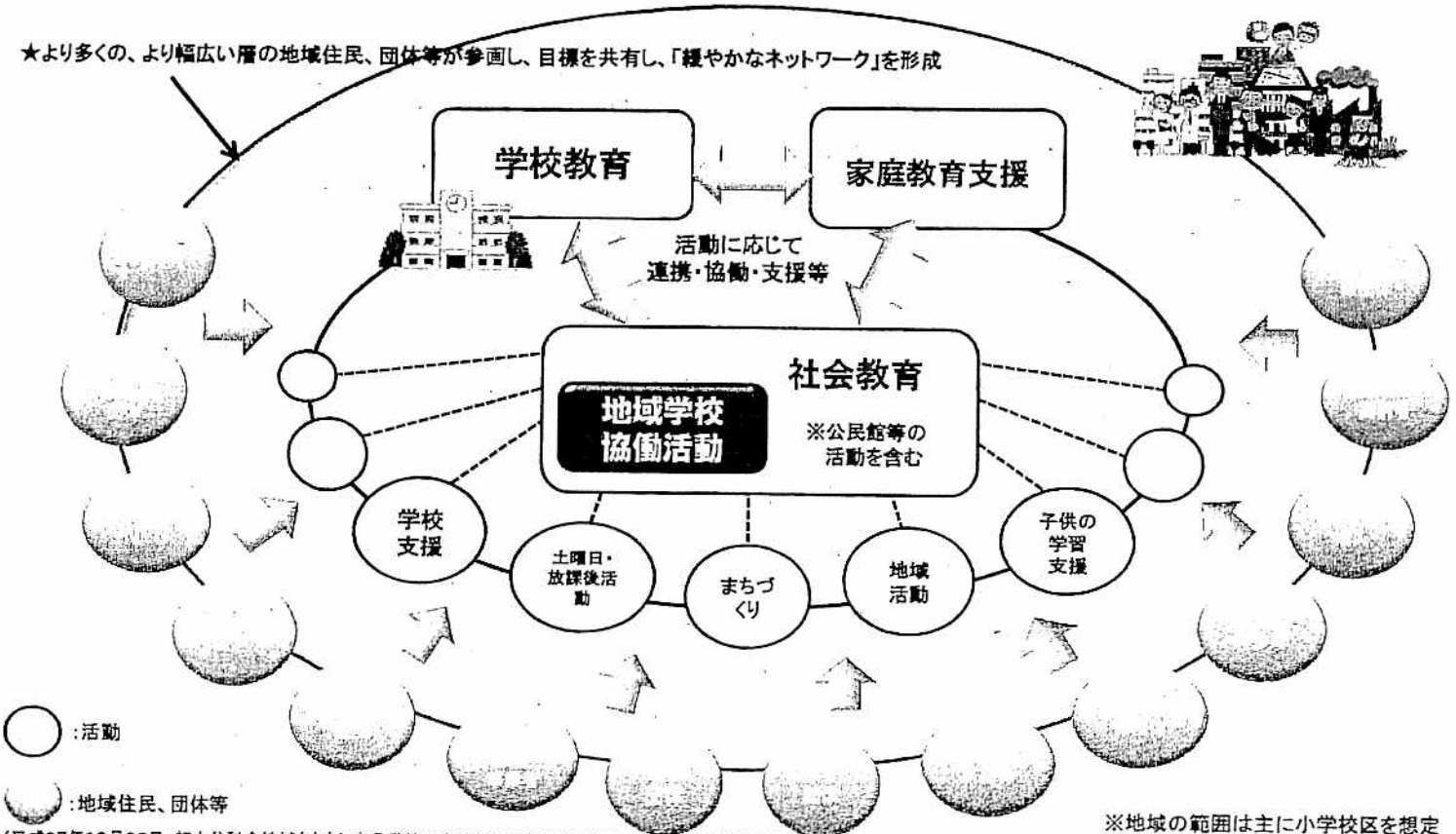
学校関係者評価委員会	学校評議員制度	学校支援等の取組
全公立学校の約94%で実施	全公立学校の約80%で実施	公立小中学校の約59%で実施
学校運営協議会と一体的に推進	学校運営協議会への移行を積極的に推進	学校運営協議会と一体的に推進

学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



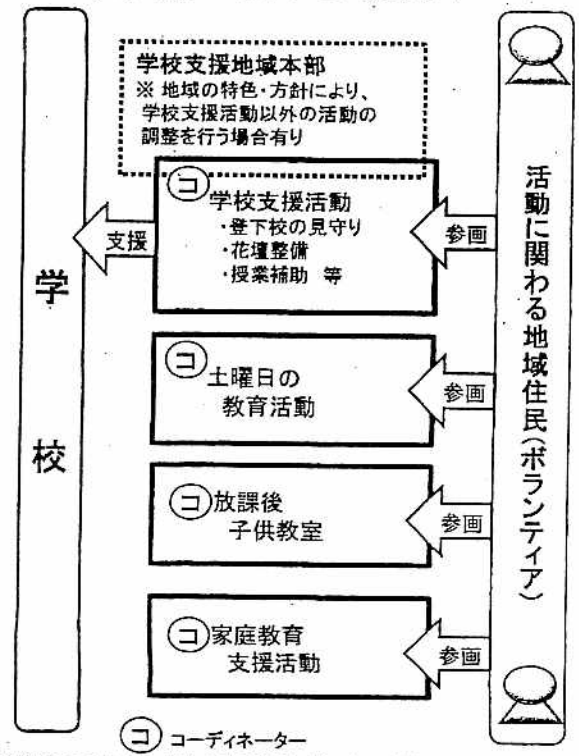
※地域の範囲は主に小学校区を想定

（平成27年10月26日 初中分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会 生涯分科会学校地域協働部会 合同会議資料より）

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部（仮称））の在り方　～目指すべきイメージ'案～

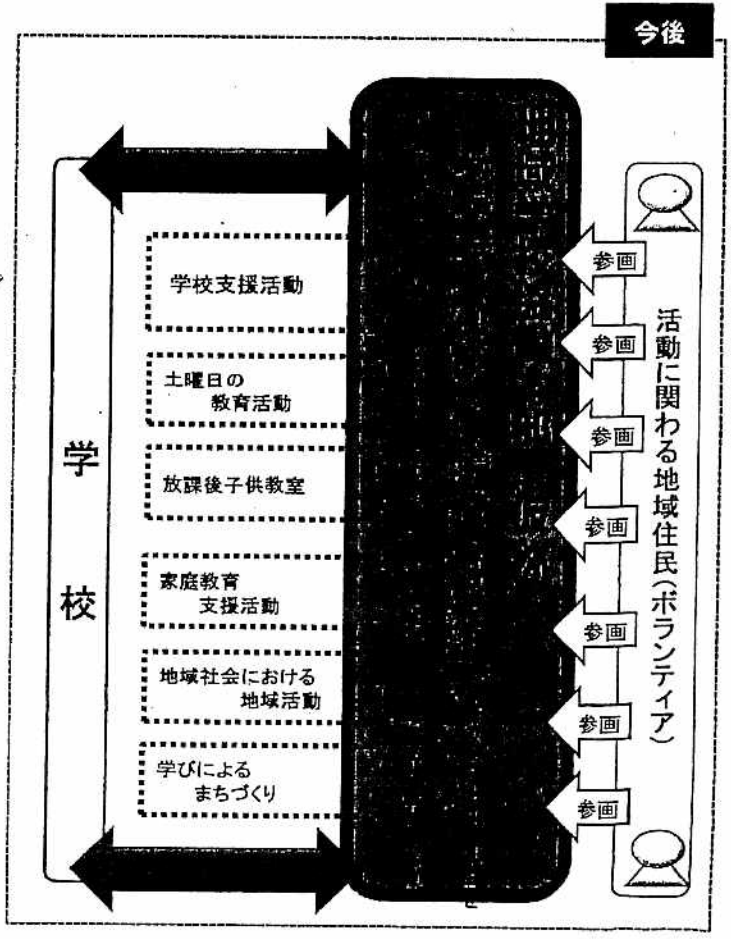
現在

【これまでの課題】
・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がつくられていない場合も多い。



・コーディネート機能の充実
・「支援」から「連携・協働」へ
・個別の活動の総合化

今後

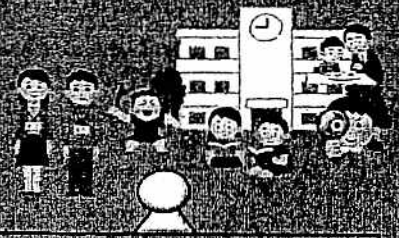


学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ案）

－パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現－

主に小学校区を想定

学校



地域連携担当教職員（仮称）

※学校側の総合窓口
※学校運営協議会の運営事務の調整
※地域住民等による学校支援等の企画・調整

学校運営協議会

学校運営に関して協議する機関

1. 学校運営の基本方針の承認
2. 学校運営に関する意見
3. 教職員の任用に関する意見

＋

4. 地域の協力や参画の促進

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度を導入する学校）

★地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施
★学校を核として、地域の大人と子供が学び合い、地域コミュニティを活性化

連携・協働
学校づくり・地域づくり

連携・協働

★地域人材がそれぞれ相互に構成員を務めるなど、それぞれの知見、経験、課題等の共有により有機的・効果的な連携を促進

地域



地域コーディネーター

※地域側の総合窓口
※学校支援等の地域活動の調整やボランティアの確保
※地域学校協働本部（仮称）等に所属

地域学校協働本部（仮称）

地域住民、団体等により緩やかなネットワークを構築

※必須3要素
- ●コーディネート機能
- ●より多くの活動する地域住民
- ●継続的な活動の実施

社会教育主事について

1　職務の概要

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う（社会教育法第9条の2第1項）。

職務の例としては、教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施や、社会教育関係団体の活動に対する助言・指導などが挙げられる。

2　社会教育主事となる資格の取得要件

(1)大学（短期大学を含む）に2年以上在学して62単位以上を修得し，又は高等専門学校を卒業し，かつ，社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で，社会教育主事講習（4科目9単位）を修了した者
(2)教育職員の普通免許状を有し，5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で，社会教育主事講習を修了した者
(3)大学（短期大学を含む）に2年以上在学して，62単位以上を修得し，大学において「社会教育に関する科目」の単位（4科目24単位）を修得した者で，社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
(4)社会教育主事講習を修了した者で，相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

3　社会教育主事の人数

※社会教育主事として教育委員会より発令を受けた人数

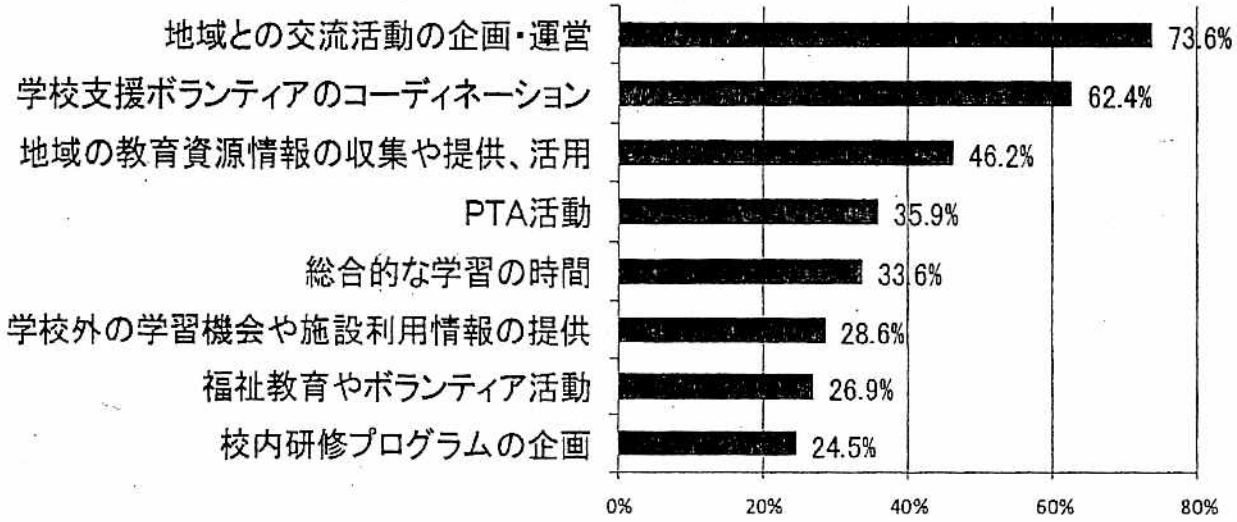
	平成17年度	平成20年度	平成23年度
社会教育主事の人数	4,119人	3,004人	2,518人

（資料）「社会教育調査報告書」
（文部科学省）

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

①有資格者教員の認識

学校で有資格者としての知識や経験が生かせる活動は何か
（複数回答）上位の回答を表示（n=886）

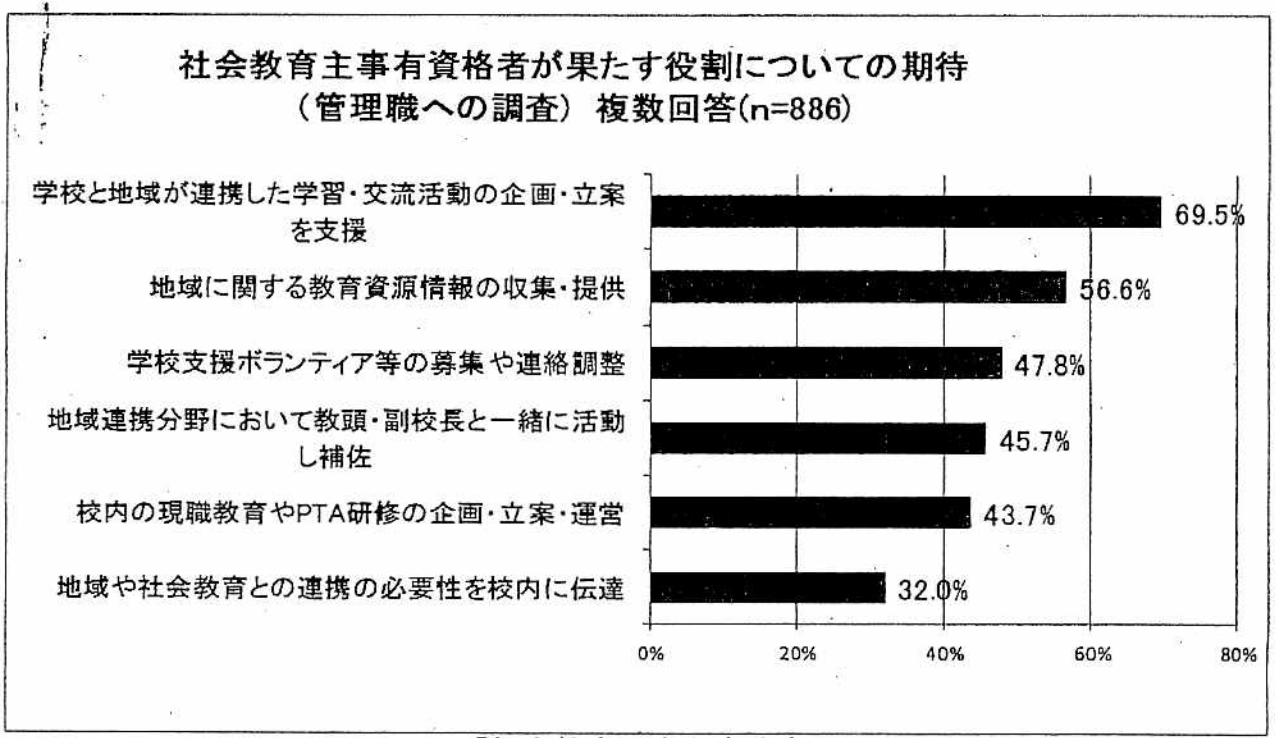


「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書（H24）よ

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課　湯澤課長補佐　提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

②管理職の認識

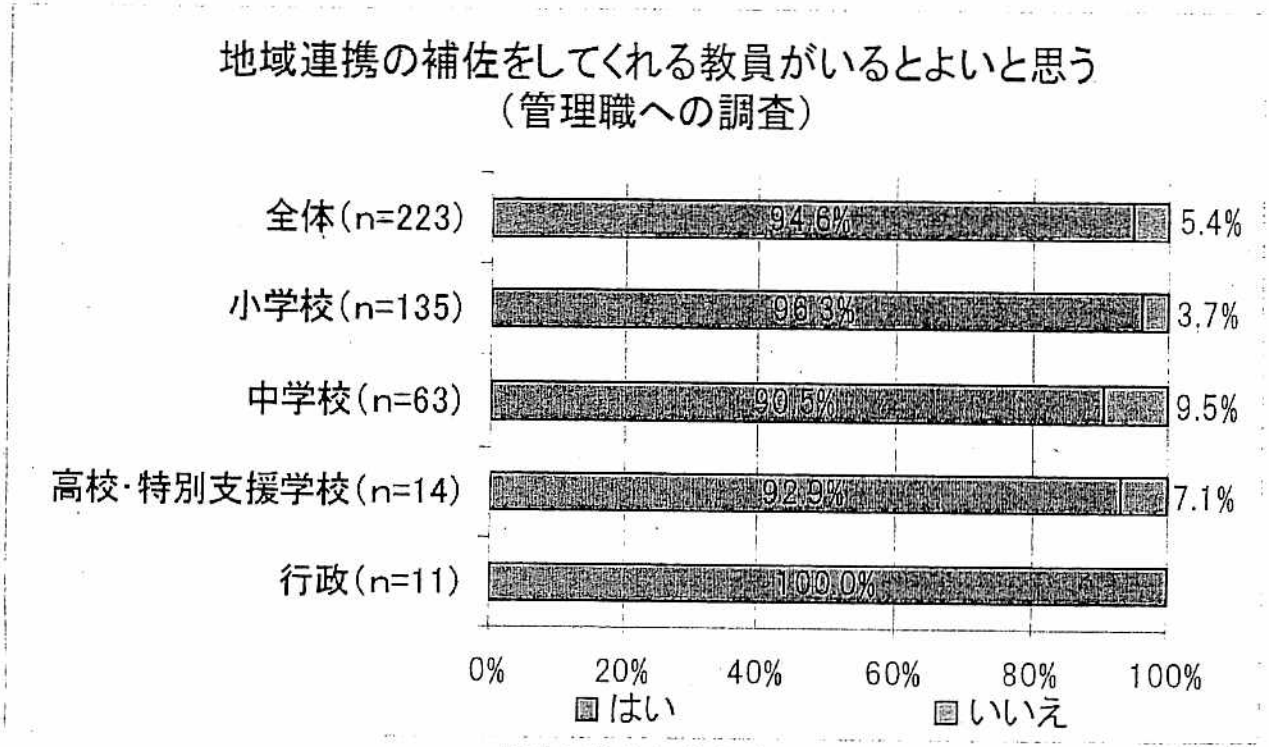


「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書(H24)より

出典 ： 平成２７年５月２５日 チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課 湯澤課長補佐 提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

③管理職の「地域連携補佐」への期待

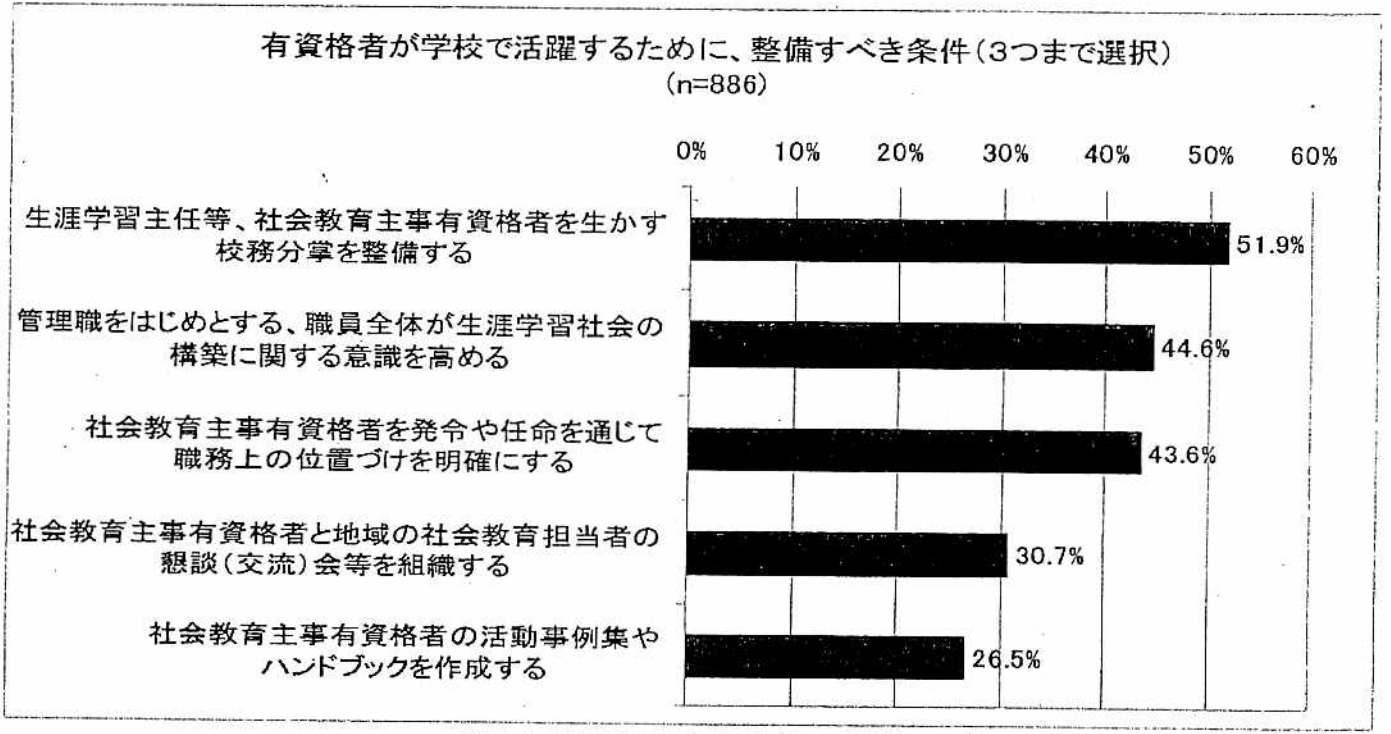


「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書（H24）より

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課　湯澤課長補佐　提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

④有資格者教員が学校で活躍するための条件整備



「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書（H24）より

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課　渡邊課長補佐　提出資料

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

『地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究』報告書より
H27.3：栃木県総合教育センター・宇都宮大学地域連携教育研究センター

※市及び町立小・中学校540校並びに県立学校79校の校長及び教頭（N=1,201）

【教職員】として効果があったと思われること

- 地域素材を生かした幅広い教育活動を展開する教職員が増えた(61.5%)
- 授業の内容が充実した（43.0%）
- 積極的に学校支援ボランティアに依頼する教職員が増えた(41.2%)
- 家庭（保護者）との連絡をよくとる教職員が増えた（37.3%）
- 地域の行事に参加したり、地域の様子に関心を示したりする教職員が増えた（34.8%）
- 学校内だけでは解決できない子どもの諸問題の解決につながった(27.3%)
- 教職員との（または教職員同士の）意思疎通がうまくいくようになった(14.75)
- 程よい緊張感が生まれ、教職員のモラルが向上した(14.3%)
- 教職員の校務の負担が軽減された（ 10.3%)
- 児童生徒に対する教師の言葉遣いがよくなった(2.0%)

出典 ： 平成２７年５月２５日 チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課 湯澤課長補佐 提出資料

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

【学校全体】として効果があったと思われること

・地域の住民や団体からの協力が得られやすくなった（88．2%）
・学校から地域への情報発信が増えた（74．4%）
・学校行事に協力的な保護者が増えた（70．9%）
・学校の設備・施設が充実した（17．2%）
・校内のゴミなどが減って、学校の美化が進んだ（15．5%）
・教室（特別教室等）の掲示物が充実した（12．3%）
・学校への苦情が減った（10．8%）

【児童生徒】として効果があったと思われること

・しっかりとした挨拶ができる児童生徒が増えた（69．9%）
・地域活動に参加する児童生徒が増えた（56．3%）
・授業に意欲的に取り組む児童生徒が増えた（44．2%）
・児童生徒の自尊感情・自己肯定感が高まった（33．7%）
・児童生徒の職業についての意識が向上した（31．3%）
・学校のルールを守る児童生徒が増えた（17．1%）
・自分の考えや意見を分かりやすく述べることができる児童生徒が増えた（16．7%）
・乱暴な言葉を使う児童生徒が減った（7．0%）
・児童生徒の学力が向上した（4．6%）

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
栃木県教育委員会事務局生涯学習課　湯澤課長補佐　提出資料

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

【地域社会】として効果があったと思われること

- 児童生徒や学校に対する理解が深まり、学校に協力的な人が増えた（69．9%）
- 地域の子どもたちを地域全体で育てていこうとする意識が広がった（66．4%）
- 地域の安全・安心が確保されるようになった（50．5%）
- 学校支援ボランティアの人数が増えた（38．8%）
- 地域づくり・まちづくりに対する機運がたかまった（18．6%）
- 地域にある団体の活動が活発になった（15．2%）

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会

人事評価・優秀教職員表彰

教職員評価の現状

○教職員評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。

○人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。

○学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動している教委が、67教委中39教委と半数を超えている。

○指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中17教委が実施。

○優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中21教委が実施。

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

教諭等（管理職を除く教育職員）に対する評価の活用状況

活用分野等	活用している教育委員会数（全67教育委員会）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
昇任	23	23	25
昇給・降給	19	19	18
勤勉手当	12	16	15
免職・降任	5	8	9
配置転換	17	20	22
研修	23	28	30
人材育成・能力開発・資質向上	59	47	46
表彰	18	18	21
条件附採用期間の勤務状況判定	25	26	26
指導改善研修の認定	16	17	17
再任用の決定基準	－	1	8
その他	13	1	8

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

：地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成２６年法律第３４号）概要（平成２６年５月１４日公布）

（１）能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

（２）人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い
- 勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- 人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等
- 人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- 人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

＜参考＞国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体
（平成24年度）
都道府県：37／47団体（78.7%） 指定都市：19／20団体（95.0%）
市区町村：563／1,722団体（32.7%） ※一部の職位で行っている場合を含む。

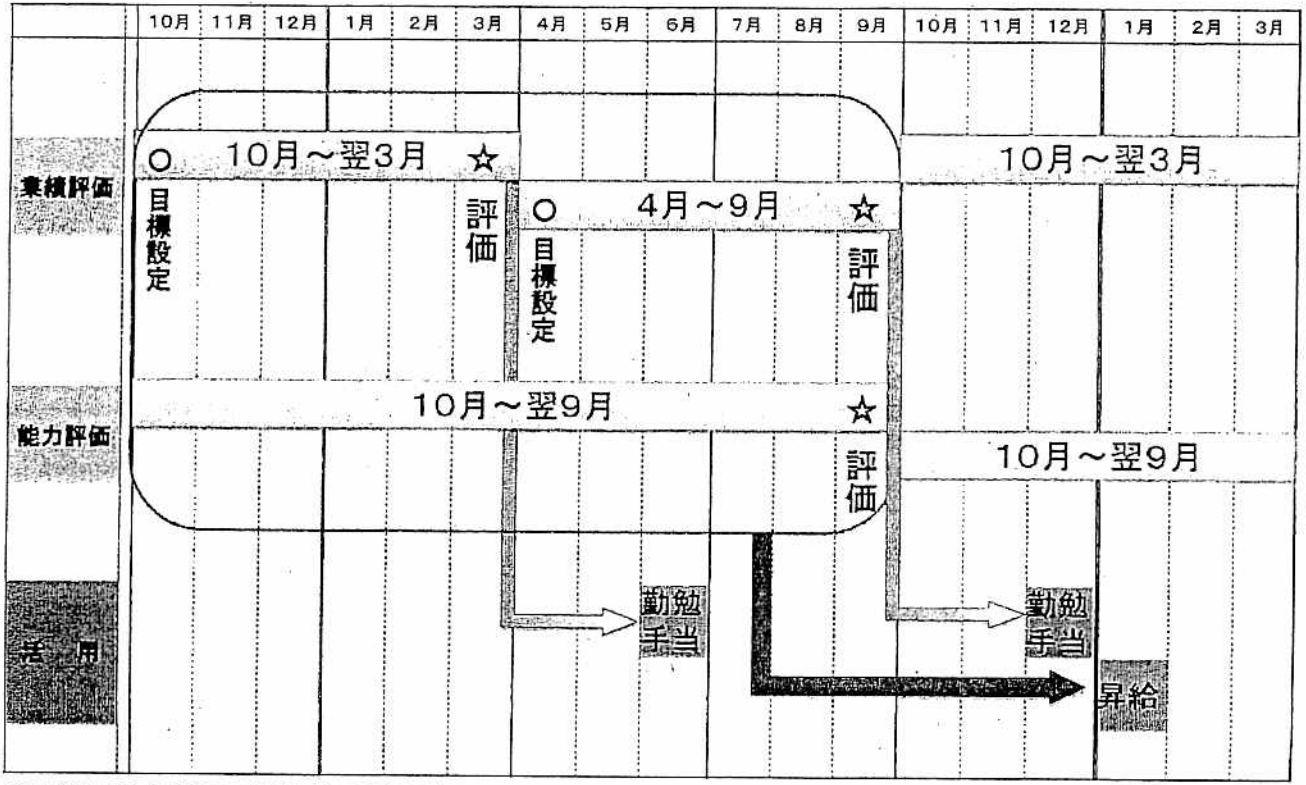
（３）分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

施行期日

公布日から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日

人事評価のスケジュール例



※ 定期的に行われる活用のみを記載。他に活用される事項として、任用（昇任、降任等）、昇格等がある。

※ 国家公務員の例 人事院公表資料

人事評価制度の概要（高知県の例）

1 人事評価の目的

人事評価は、法定された勤務成績の評定として、職員の職務遂行状態を態度、能力及び成果の各観点から客観的かつ公正に評価することにより、人事管理の基礎資料とするとともに、職員の職業能力の育成を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。

2 評価の実施方法等

評価の対象者・・・・・・・・勤務実績がある職員
（条件付採用期間中の職員を除く。）
評価の対象期間・・・・・・・4月1日から3月31日まで
評価の対象となる職務・・・・原則として勤務時間内の職務
評価様式・・・・・・・・・・・職種ごとの目標設定シート及び人事評価書により行う。
人事評価書の作成基準日・・・2月1日

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
高知県教育委員会教職員・福利課　笹岡課長、松本主任管理主事　提出資料

人事評価制度の概要（高知県の例）

3 人事評価の流れ
（市町村立学校に勤務する職員が被評価者となる場合）

5月	（1）目標設定シートの提出 被評価者は、毎年5月1日を目標設定シートの作成基準日として、次の事項を目標設定シートに記入及び確認し、5月10日までに校長に提出。 ①「重点とする職務の目標」の設定 職務の目標は、学校教育目標や学校経営ビジョンを受けて設定。現在担当している職務の中から取り組むべき課題を3つ選んで記入するとともに、その課題をどのような状態へと改善していくのかについて、できるだけ具体的な手立てを記入する。 また、その目標ごとに実現の困難度について「高・普・低」を記入する。 ②「能力目標」の設定 能力目標については、職種に応じ要素ごとに必要とされる能力とその求められる水準を設定している。期待されている発揮能力のレベルについて確認を行い、特に意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に◎を付けるとともに軽重に応じて○△を付ける。 ③「職務に取り組む態度」の確認 ④「市町村独自設定項目」に関する自己目標の設定 ⑤「研修に対する取組」に関する自己目標の設定
5月 ～ 6月	（2）当初面談 被評価者は、評価者との面談を通して自己目標の内容や能力目標達成への手立て等を確認し、必要に応じて目標の修正等を行う。
8月	（3）中間確認 中間面談は、必要に応じて行う。被評価者は、目標設定シートの中間確認欄へ進捗状況を記入する。

出典　：　平成27年5月25日　チーム学校作業部会
高知県教育委員会教職員・福利課　笹岡課長、松本主任管理主事　提出資料

人事評価制度の概要（高知県の例）

１月	（４）自己評価 被評価者は、評価期間中の職務遂行状況を振り返り、自己目標の達成状況等について自己評価を行う。 ① 評価者が設定した提出日までに自己評価を実施する。 ② 被評価者は、自己目標に係る１年間の取組の成果と課題を記入するとともに、自己評価欄に評点（５・４・３・２・１）を記入する。 ③ 評価基準等については、評価者による評価及び評価基準を参照。
２月	（５）評価者による評価　　作成基準日２月１日 ① 教諭の場合は、教頭が一次評価者、校長が二次評価者。 ② 評価者による評価は、被評価者との最終面談前に実施する。 ③ 評価は、評価対象期間内に把握した評価事実を、評価基準及び職種ごとの評価項目に照らして、絶対評価により５・４・３・２・１の５段階で実施する。
２月 ～ ３月	（６）最終面談 最終面談は、２次評価の確定後から３月３１日までの間に実施する。目標設定シートに記入された「成果と課題」及び「自己評価」について、評価者が被評価者の考え方等を聴き取るとともに、評価者の評価の考え方や自己評価に対する意見等を被評価者に伝える。また、被評価者が希望する場合は、２次評価書を開示するものとする。 開示を受けなかった者のうち、最終面談終了後に開示を希望する者は、２次評価者に対して口頭で開示を求めることができる。開示期間は、最終面談終了から３月３１日までとする。 （７）昇給内申書の提出 市町村教育長は、昇給内申書に勤務実績調書を添付し、２月２８日までに県教育長に提出する。 （８）昇給区分の決定 県教育長は、市町村教育長から提出された昇給内申書及び校長から提出された人事評価報告書をもとに昇給区分を決定する。

出典　：　平成２７年５月２５日　チーム学校作業部会
高知県教育委員会教職員・福利課　笹岡課長、松本主任管理主事 提出資料

文部科学大臣優秀教職員表彰について

1. 概要

学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員を文部科学大臣が表彰し、その功績を広く周知することにより、教員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、平成18年度から実施。平成25年度より、表彰実施要項を改正し文部科学大臣優秀教職員表彰として実施。

平成26年度は学校における持続可能な開発のための教育(ESD)を含むユネスコ活動の重要性やグローバル化の進展への対応などを踏まえて、ユネスコ活動や国際交流等の分野を選考基準に追加。

2. 表彰対象

学校教育活動、生徒指導、部活動等において顕著な成果を上げた現職の教職員(幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)について、各推薦者(国立:国立大学法人学長、公立:都道府県・指定都市教育委員会、私立:都道府県知事)から推薦のあった者を対象。

3. 被表彰者(過去5年分)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立	20	23	16	21	19
公立	817	782	772	823	777
私立	42	42	40	31	34
合計	879	847	828	875	830

(単位:人)

文部科学大臣優秀教職員表彰について

○教職員表彰実施要項（平成26年9月10日一部改正）（抄）

（趣旨）

第1条　この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

（被表彰者）

第2条　被表彰者は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教職員であって、学校教育に関し顕著な功績のあった者で次の要件を満たす者に対して行う。

一　現に教職員であること。

二　推薦年度の4月1日時点において教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。

三　原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度を設けていない推薦者においては、表彰に準じる評価を得ていること。

四　勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

（選考基準）

第3条　主として下記のような者を基準として選考する。

一　学習指導において、特に顕著な成果を上げた者

二　生徒指導、進路指導等において、特に顕著な成果を上げた者

三　学校体育や学校保健、学校給食において、特に顕著な成果を上げた者

四　部活動等において、特に顕著な成果を上げた者

五　特別支援教育において、特に顕著な成果を上げた者

六　地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善において、特に顕著な成果を上げた者

七　ユネスコ活動や国際交流等の分野において、特に顕著な成果を上げた者

八　その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者

業務改善の取組・メンタルヘルス対策

学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成27年7月）

時代の変化に合わせた授業革新等が求められる中、TALIS2013調査結果等で教員の多忙化が指摘。
教員が子供と向き合える時間を確保し、教員が持てる力を高め発揮できる環境を整える観点から、業務改善が必要。
業務改善は教育委員会の積極的な改善支援が不可欠であるため、教育委員会の取組に資するガイドラインを策定。

業務改善の基本的な考え方と改善の方向性

教育委員会が、今後、学校現場の業務改善に対する支援を行う上での基本的な考え方、改善の方向性、留意すべきポイントを５つの観点で整理

校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメント	・学校経営ビジョンの明確化と業務改善に向けた組織的・機動的な体制づくり ・校長の任用、管理職に対する学校マネジメント研修
教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり	・事務職員の標準職務の明確化や共同実施の促進等の事務機能の強化 ・校務運営体制の改善充実（教職員と専門スタッフが協働できる仕組みづくり）
校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり	・業務改善方針の策定、精選すべき業務の明確化、改善目標の設定、フォローアップ ・校務支援システムの導入の促進
地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり	・学校支援地域本部やコミュニティ・スクールなど学校運営・教育活動に地域人材が参画する仕組みの活用
教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり	・保護者の苦情等への学校サポート体制の構築 ・調査文書等に関する負担軽減（調査の見直し状況に係る達成度の検証等）

業務改善に取り組む自治体における先進的な実践事例

基本的な考え方等を踏まえつつ、業務改善に向けて積極的な取組を行っている教育委員会の実践事例を紹介（18事例、11トピック）

国における業務改善推進のための支援策

学校現場における業務改善の取組に資する国の支援策を紹介

■ガイドラインの周知と併せ、各教育委員会に対し通知を発出し、学校現場の業務改善の一層の推進を要請。
特に以下の点に留意するよう周知。

- 教育委員会内における業務改善を推進する連携体制の構築、業務改善方針等の策定とそのフォローアップの実施
- 学校現場を対象とした調査の低減目標の設定や改善方針の策定等
- 文部科学省との協力の円滑な推進に資するよう、業務改善の担当部署の明確化

教員の勤務負担軽減の取組　主な事例

＜茨城県教育委員会＞

◆業務改善等による教職員の勤務負担軽減に向けた取組

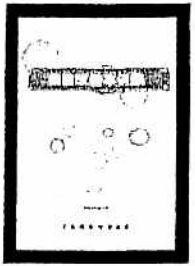
○学校における業務改善を進めるための管理職研修を実施し、管理職のマネジメント力の向上を促進。
○実践研究をとりまとめたリーフレットを作成・配布し、教職員への普及・活用を推進。
○文書などの作成に校務支援システムを活用。



＜広島県教育委員会＞

◆具体的な業務改善策の提示による勤務負担軽減の促進

○業務改善プロジェクトチームを設置し、事務局の業務見直しと学校の業務改善を推進。
○学校での効果的な取組事例をとりまとめた「業務改善事例集」を作成。
○取組事例を①業務分担の見直し、②業務の進め方の改善、③業務の精選、④ＩＣＴの活用、⑤整理整頓の工夫の５つの観点に分類して例示。



＜佐賀県神埼市教育委員会＞

◆事務職員を活用した事務の効率化と学校運営支援



○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を促進。
○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会と事務職員による施設共同点検など、教員との協働、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを推進。

＜山口県教育委員会＞

◆管理職のマネジメント力を高める実践研究

○学校運営や人材育成の中核である教頭の意識啓発、マネジメント力の向上を図ることで、学校の体制づくりや教職員の意識改革を促進。
○リーフレット「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて～５つのアプローチ」を作成し、成果を周知・共有。



ICT利活用による教職員の負担軽減事例

＜大阪市教育委員会＞

◆プライベートクラウド構築による業務の効率化の実現

○取組例

・全ての小中高特支学校でグループウェアとコミュニケーションサービス（ＨＰ作成等の情報発信）を、全ての小・中学校で校務支援システムを導入するとともに、事業者も含めた関係者との定例会によりＰＤＣＡサイクルを構築

・校務支援のシステム担当者を校内のＩＣＴリーダーとして位置づけ

○成果例

・効率化された年あたりの時間は教頭136.3時間（１日あたり34分）、クラス担任168.1時間（１日あたり42分）

・出席簿・通知表・指導要録等の転記や検算等にかける時間の効率化

・職員朝礼や職員会議の回数減、会議時間の短縮



＜大分県教育委員会＞

◆クラウドサービス構築による情報へのアクセシビリティの向上

○取組例

・学校ごとのサーバーを廃止し、統合サーバーを設置

・ネットワークを学校ごとにセキュリティで保護する学校総合成績管理システム（県内全て同じ）のプライベートクラウド、学外からグループウェアやメールシステムが利用可能なパブリッククラウドの構築等

・ヘルプデスク（コールセンター）の設置や現地ヘルプによる柔軟なサポートの実施

・統一した学校情報セキュリティポリシーの策定



○成果例

・外出先からメールやドキュメントが利用できるようになり、効率的な時間の活用が可能に

・情報共有の効率化により会議等の準備時間の短縮、質の向上

・高性能なサーバーにより個別のサーバー運用保守が不要となり、安定性も確保

・成績管理システムによる集計・資料作成業務の効率化、データの蓄積

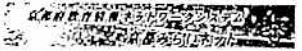
＜京都府教育委員会＞

◆府全体の共通ネットワークを活用した電子決済システムなどの導入

○取組例

・グループウェア機能や電子決済システムの構築

・ネットワークシステム（京都みらいネット）により、教育機関に電子メール、共有フォルダ、ホームページ、ウェブ会議等の情報通信サービスを提供



○成果例

・これまで郵便で行っていた本校・分校間（聾学校）の文書処理手続きについて、電子決済により簡素化

・共有サーバーにおける成績処理による作業時間の短縮

・連絡事項やスケジュール管理等が簡略化、会議資料等のスリム化

・学校徴収金事務の整理・合理化（授業料徴収システムの活用）により教職員の負担を軽減

＜徳島県東みよし町育委員会＞

◆支援員の配置などＩＣＴ利活用促進の支援

○取組例（小・中学校）

・校務支援システムにより、通信簿、学校日誌、出席簿等の様式の標準化

・システムやデータの安全性を守るため教育専用クラウドを導入

・教育情報化コーディネーターの配置やガイドブック、セキュリティポリシーの作成

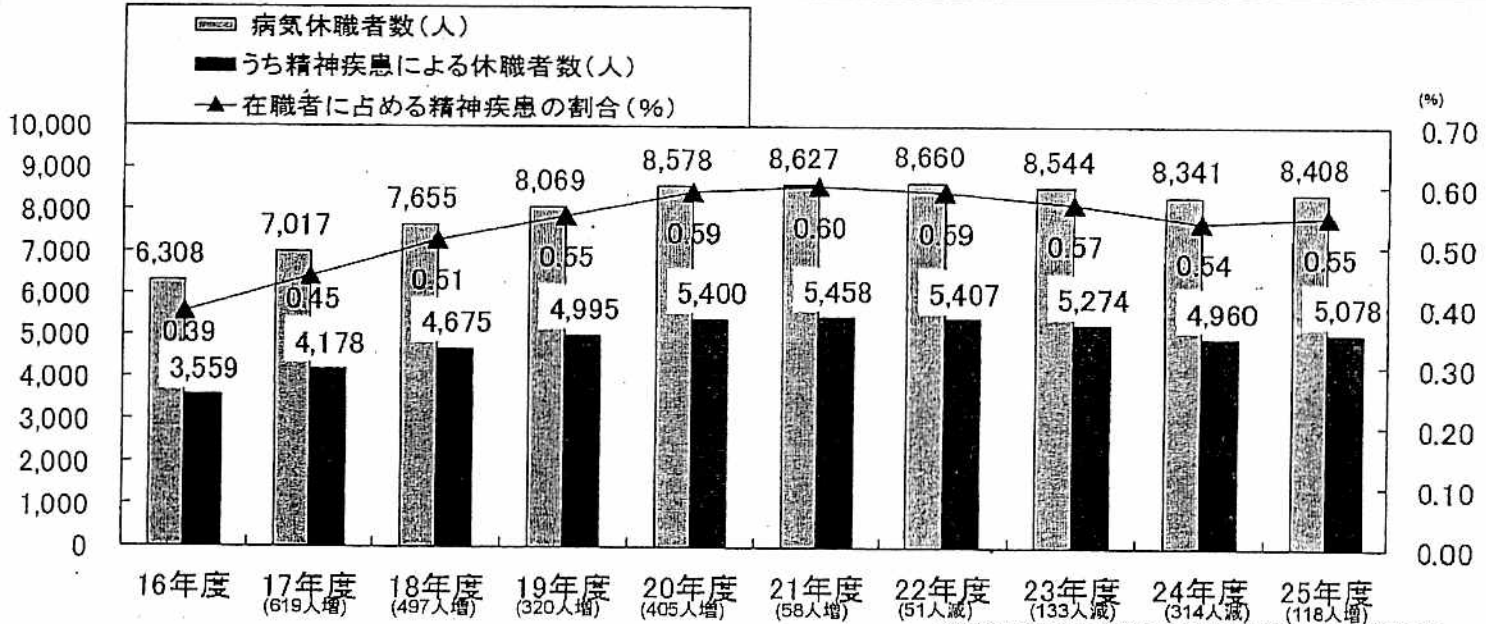
○成果例

・通信簿作成等の作業の効率化による授業準備時間の確保

・システムやデータの安全性の確保による教職員の心的負担軽減

・教育コーディネーター等の活用による教職員のＩＣＴ利活用能力の向上

公立学校教育職員の病気休職者数の推移



※年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対年度比の増減を示す。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
在職者数(A)	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673	919,717
病気休職者数(B)	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341	8,408
うち精神疾患による休職者数(C)	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960	5,078
在職者比(%)										
(B)／(A)	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94	0.93	0.90	0.91
(C)／(A)	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59	0.57	0.54	0.55
(C)／(B)	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7	59.5	60.4

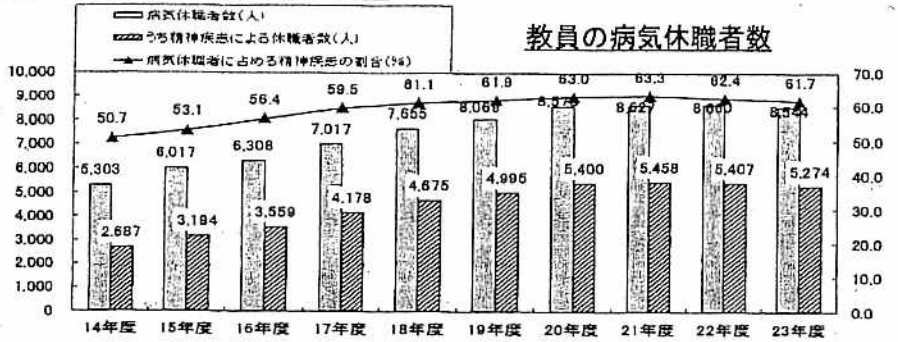
「在職者数」は、当該年度の「学校基本統計報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（本務者）の合計。

「教職員のメンタルヘルス対策について」（最終まとめ）の概要　平成25年3月29日

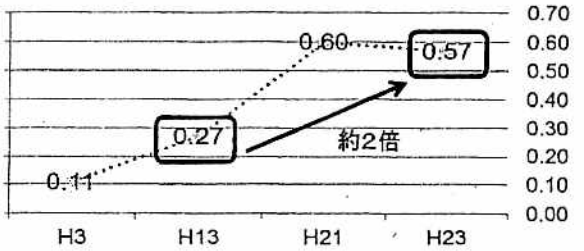
1. 教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題

◆学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるため、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要。
◆精神疾患による教員の病気休職者数はH23年度に約5,300名となり、依然として高水準にあり深刻な状況。
（在職者に占める割合は約0.6%となり、最近10年間で約2倍に増加）

教職員のメンタルヘルスの現状



教員の病気休職者数



在職者に占める精神疾患による病気休職者の割合

◇年代別の割合
→ 40歳代、50歳代以上が高い
◇学校種別の割合
→ 中学校、特別支援学校が高い

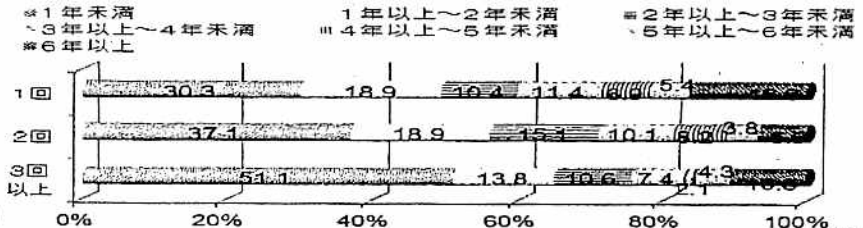
◇条件附採用期間における精神疾患を理由とする離職教員数
→ 病気を理由とした依願退職者の約9割
（H23　公立103人）

◇精神疾患による休職教員数と配置期間の関係
→ 精神疾患による休職教員の約半数は、所属校配置後2年以内に休職
（H23　公立2,384人）

復職支援施策の重要性

◇1年以内に精神疾患を理由として再度の休職となった者
→ 精神疾患による休職教員の11.8%を占め、減少傾向にはあるものの、依然として1割強
（H23　公立625人）

精神疾患を再発する者は、回数を重ねるほど、短期間に再発する可能性が高い



2. 教職員のメンタルヘルス不調の背景等

◆業務量増加や質の困難化、教諭間の残業時間のばらつき、校長等とその他の教職員との間の認識ギャップ等の傾向。
◆教職員の組織や業務の特徴として、いわゆる鍋蓋型組織のためメンタルヘルス対策についてラインによるケアが難しい面や、学級担任や事務職員など教職員が一人で対応するケースが多く、組織的な対応が十分ではない状況。

業務の量と質の変化、職場環境と人間関係

◇残業時間の増
S41年度調査　約 8時間(平日・休日)
H18年度調査　約 34時間(平日)、約 8時間(休日)

◇教諭間の残業時間のばらつき(H24調査)
教諭においては、平均退校時間が18時以前の者が18.7%に対し、20時以降の者が15.8%であり、ばらつきが大きい

◇業務改善に関する認識のギャップ
「業務の縮減・効率化等の改善を図る動き」の肯定的回答:
校長等は約78% ⇔ 教諭等約55%、事務職員約67%

◇職場の雰囲気の醸成への認識のギャップ
「教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気」の肯定的回答:
校長等は約96% ⇔ 教諭等約87%、事務職員約84%

認識のギャップ

◇コミュニケーションの状況への認識のギャップ
「職場におけるコミュニケーションの状況」の肯定的回答:
校長等は約95% ⇔ 教諭等約86%、事務職員約86%

教職員の健康管理の現状

◇教職員の健康状態の把握状況に関する認識のギャップ
「上司→部下の健康状態の把握」の肯定的回答:
校長等約98% ⇔ 教諭等約77%、事務職員約82%

◇校長等による教職員のストレス状況の把握
校長の24%、副校長・教頭の約20%は、部下のストレス状況の把握が十分ではないと回答

◇教育委員会による教職員の健康管理の状況
・公立学校における労働安全衛生体制の整備状況(H24)は、特に小中学校において未だ低い水準(衛生管理者の選任率:小86.4%・中88.2%、産業医の選任率:小73.4%・中83.4%、衛生委員会の設置率:小76.3%・中82.6%)

メンタルヘルス不調の要因

◇学校規模別の特徴
・校長及び副校長・教頭は、保護者対応等に関して、全般的に学校規模が大きいほど、強いストレスが多くなる傾向
◇年代別(20～50歳代の教諭等)の特徴
・全般的に年代が高いほど、強いストレスが多くなる傾向

◇強いストレスを感じる割合が高い事項
・校長:学校経営、保護者対応
・副校長・教頭:業務量、書類作成、学校経営、保護者対応
・教諭等:生徒指導、事務的な仕事、学習指導、業務の質
・事務職員:業務の質、業務の量

⇔

ストレスを軽減する要因

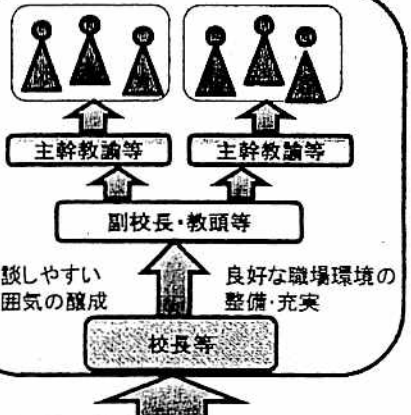
◇ストレス軽減に寄与する事項
・教職員としての理想像を有している
・教職員間の良好な人間関係
(上司と相談しやすい雰囲気、職場を離れた同僚等とのコミュニケーションの確保)

3. 予防的取組

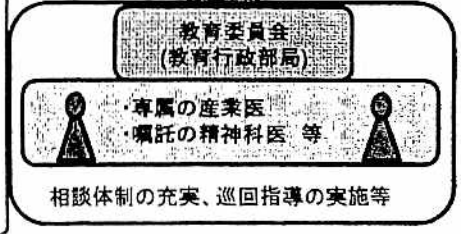
◆教職員本人の「セルフケア」の促進とともに、校長、副校長・教頭、主幹教諭等の「ラインによるケア」の充実が必要。
◆役割明確化、業務縮減・効率化、相談体制の整備、良好な職場環境・雰囲気の醸成を図ることが重要。

	教職員本人	校長等（学校）	教育委員会(教育行政部局)
セルフケア	◇自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるようメンタルヘルスの自己管理に努力 ◇自身のストレスに気づき、これに対処する知識や方法の習慣化 ◇メンタルヘルスに不安を感じる際は、早めに周囲の産業医や精神科医等に相談	◇教職員がメンタルヘルスについての知識やストレスへの対処行動を身につける機会を充実 ◇教職員の家族等を対象とした相談窓口を周知し、家族の方から見た健康チェックリストを活用	◇個人情報保護に配慮した上で、ストレスチェックを活用 ◇産業医、嘱託精神科医等を活用した相談体制を整えるとともに、校長等と適切に連携し、必要に応じて業務上のサポート
ラインによるケア	◇日常的な教職員の状況把握、速やかな初期対応 ◇校務分掌を適切に実施し、小集団のラインによるケアを充実 ◇校長による副校長・教頭、主幹教諭等への適切なバックアップ ◇保護者との関わりへの迅速な対応、困難な事案に対する適切なサポート	◇復職時の基礎知識やカウンセリングマインドを身につけさせる校長等を対象とした研修の充実 ◇主幹教諭等の配置等、ラインによるケアを行うための体制整備・充実 ◇校長への適切なバックアップ ◇学校では十分な対応が困難な事案に対する迅速なサポート	
良好な職場環境の整備充実	◇業務を点検・評価し、積極的に業務縮減・効率化 ◇教育委員会等が用意している相談体制を把握し、教職員に周知し活用奨励 ◇労働安全衛生管理体制の整備、実効性のある取組 ◇定期面談の実施等あらゆる機会を通じた教職員との対話 ◇「開かれた」学校、校長室、職員室にすることで、風通しの良い職場づくり ◇職場内の問題を職場で解決する円滑なコミュニケーション	◇学校の職場環境、業務内容・方法の点検・評価、業務縮減・効率化 ◇相談窓口の設置や病院等を指定した相談体制の整備・充実 ◇産業医配置等の労働安全衛生管理体制の整備、実効性のある取組 ◇スクールカウンセラー、退職校長等の専門家の活用 ◇教育委員会専属の産業医や嘱託精神科医等を配置し、当該医師等に学校現場の実情を理解してもらうことにより実効性を確保	

小集団のラインによるケア



精神科医等の専門家配置



4. 復職支援

◆精神疾患を再発する者は、回数を重ねるほど短期間に再発する可能性が高くなることから、最初の復職支援が重要。
◆復職後の再発を防止するため、適切な経過観察、日頃からの職場の雰囲気づくり、校務分掌上の配慮、体制整備・充実が必要。

病気休暇取得から職場復帰までの主な対応

1. 病気休暇取得・休職発令

◇校長等による状況把握等
・校長が病気休暇承認を本人に伝える際、定期的に連絡を取る予定であること、主治医や家族とも連携したいこと等について、予め本人の了解を得る
・休暇・休職期間中、本人の状況等を定期的に確認
・本人が治療に専念できるよう代替措置等の校内体制を整備
・予め主治医に職場や職務について理解を得ておくなど連携

2. 本人から復職希望の申出

◇主治医から復職可の診断を受け復職希望の申出
・校長が本人に復職プログラムに関する制度等を十分説明
・主治医の意見書を踏まえ、産業医や嘱託精神科医等の医師が本人と面談して、教育委員会が校長等の意見も踏まえ、プログラム実施の可否を判断（実施する場合には、具体的に配慮すべき点も判断）

3. 復職プログラムの作成・承認

◇休職期間中の試し出勤等の復職準備の取組
・復職プログラムは概ね次のような段階を経ることが望ましい
　第1段階：通勤し職場に慣れる
　第2段階：仕事の内容に慣れる
　第3段階：復職に向けた具体的な準備
・段階毎の具体的なプログラム内容、求められる水準を明確化
・休職期間中に実施することを踏まえた十分な配慮

4. 復職プログラムの実施　約1ヶ月以上（できれば2～3ヶ月）

◇復職プログラム実施中の経過観察
・校長が主治医、産業医、嘱託精神科医等と連携しつつ、本人と段階的な目標を共有し、確認しながらプログラムを実施
・校長が他の教職員等の理解を得ながら、全校的なフォローアップ体制を整備
・変更や中止が必要な場合は主治医とも連携し判断

5. 復職可否の判断　→　休職等継続

◇復職の可否について職場として慎重に判断
・プログラム作成時に想定した段階毎に求められる水準に照らし、本人の快復状況、プログラムの実施状況、校長やその他の教職員、主治医、産業医、嘱託精神科医等の意見を踏まえ、能力を見極めた上で、教育委員会において慎重に判断
・教員の場合、授業を滞りなく行えるか見極めることが重要
・復職の時期や勤務場所についても十分考慮

6. 復　職

◇復職後の適切なフォローアップ
・日頃からメンタルヘルスに理解のある職場づくり
・主治医、産業医、嘱託精神科医等とも連携しつつ、校長が本人と勤務軽減解除に向けた段階的な目標を共有し、確認しながら必要な支援
・校長が復職後の業務を適切に配慮し、経過を観察
・周りの教職員が本人に対し普段どおりに接することが大切
・復職した教職員を支援するため、代替職員の任期延長も含めた支援策を検討

教育委員会等による学校への支援

指導主事に関する職務規定

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（指導主事その他の職員）

第18条　都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2　市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3　指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に 規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定 こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事 務に従事する。

4　指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事 は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5　事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6　技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7　第1項及び第2項の職員は、教育委員会が任命する。

8　教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9　前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村教委事務局の職種別本務職員数

区　分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(増減)
	人	人	人	人	%	人	%	人
総　数	58,409	55,803	54,426	54,280	(100.0)	53,583	(100.0)	△697
増　減	△2,503	△2,606	△1,377	△146		△697		
対前回伸び率	△4.1%	△4.5%	△2.5%	△0.3%		△1.3%		
指導主事	3,795	4,177	4,428	4,579	(8.4)	4,720	(8.8)	141
充て指導主事	1,138	1,168	1,189	1,417	(2.6)	1,399	(2.6)	△18
社会教育主事	2,124	1,696	1,504	1,366	(2.5)	1,292	(2.4)	△74
派遣社会教育主事	735	424	248	154	(0.3)	140	(0.3)	△14
社会教育主事補	102	61	40	47	(0.1)	25	(0.0)	△22
事務職員	46,050	44,048	42,873	42,246	(77.8)	41,695	(77.8)	△551
技術職員	2,741	2,655	2,597	2,759	(5.1)	2,738	(5.1)	△21
労務職員	1,724	1,574	1,547	1,712	(3.2)	1,574	(2.9)	△138

(注)「派遣社会教育主事」については，派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数である。
このため，都道府県教育委員会段階の実人数で把握した7ページとその数値が異なる。

(出典)平成25年度　教育行政調査(文部科学省)

市町村教委の指導主事等の配置状況（平成25年度）

区分	市町村教育委員会数	本務職員を置く教育委員会		指導主事を置く教育委員会		主として指導主事を置く教育委員会		指導主事、主として指導主事を置く教育委員会		社会教育主事を置く教育委員会	
		配置率	配置教委当たり平均人数	配置率	配置教委当たり平均人数	配置率	配置教委当たり平均人数	配置率	配置教委当たり平均人数	配置率	配置教委当たり平均人数
		%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
総数	1,819	98.9	29.8	52.3	5.0	14.3	5.4	63.3	5.3	42.4	1.7
50万人以上	34	100.0	198.6	67.6	38.4	47.1	30.3	97.1	41.4	64.7	3.7
30万人以上50万人未満	49	100.0	105.4	77.6	17.0	34.7	9.9	100.0	16.6	57.1	2.3
10万人以上30万人未満	203	100.0	65.3	77.3	8.6	28.6	6.4	99.5	8.5	57.6	1.9
5万人以上10万人未満	271	100.0	39.6	74.5	4.2	21.0	3.3	89.7	4.3	48.7	1.9
3万人以上5万人未満	245	100.0	27.3	72.2	2.8	17.1	2.1	83.7	2.8	48.2	1.5
1万5千人以上3万人未満	302	100.0	17.2	53.0	1.6	12.3	1.6	63.6	1.6	38.4	1.5
8千人以上1万5千人未満	230	100.0	11.7	43.0	1.3	5.2	1.3	47.8	1.3	37.8	1.4
5千人以上8千人未満	166	100.0	8.7	36.1	1.1	4.8	1.1	40.4	1.1	36.7	1.3
5千人未満	237	100.0	5.8	11.4	1.0	5.5	1.1	16.9	1.0	36.7	1.3
一部事務組合	79	74.7	4.2	8.9	2.6	1.3	2.0	10.1	2.5	3.8	1.7
共同設置教育委員会	1	100.0	12.0	100.0	2.0	—	—	100.0	2.0	100.0	3
広域連合教育委員会	2	100.0	9.5	50.0	2.0	—	—	50.0	2.0	—	—

（出典）平成25年度　教育行政調査（文部科学省）

指導主事等の数別の市町村教委数（平成25年度）

区分		総数	人口50万人以上	30万人以上50万人未満	10万人以上30万人未満	5万人以上10万人未満	3万人以上5万人未満	1万5千人以上3万人未満	8千人以上1万5千人未満	5千人以上8千人未満	5千人未満	一部事務組合	共同設置教育委員会	広域連合教育委員会
指導主事	総数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	867	11	11	46	69	68	142	131	106	210	72	–	1
	1人	322	1	–	8	19	39	94	73	57	27	4	–	–
	2～3人	260	1	–	14	66	88	61	25	3	–	–	1	1
	4～5人	137	–	1	21	63	44	5	1	–	–	2	–	–
	6人以上	233	21	37	114	54	6	–	–	–	–	1	–	–
指導主事＋充て指導主事	総数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	668	1	–	1	28	40	110	120	99	197	71	–	1
	1人	372	–	–	8	21	42	116	80	62	39	4	–	–
	2～3人	313	–	–	20	84	104	67	29	5	1	1	1	1
	4～5人	170	–	2	35	72	51	7	1	–	–	2	–	–
	6人以上	296	33	47	139	66	8	2	–	–	–	1	–	–

（出典）平成25年度　教育行政調査（文部科学省）

都道府県教委事務局の職種別本務職員数

区分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(内訳) 本庁	(内訳) 教育事務所	(増減)
	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人
総数	17,440	16,483	15,780	15,561	(100.0)	15,516	(100.0)	11,381	4,135	△45
対前回伸び率	△3.3%	△5.5%	△4.3%	△1.4%		△0.3%				
指導主事	1,364	1,414	1,519	1,575	(10.1)	1,685	(10.9)	1,333	352	110
充て指導主事	3,264	3,063	2,888	2,918	(18.8)	2,889	(18.6)	1,504	1,385	△29
社会教育主事	700	627	588	583	(3.7)	595	(3.8)	315	280	12
派遣社会教育主事	675	398	216	149	(1.0)	127	(0.8)	44	83	△22
社会教育主事補	45	31	30	24	(0.2)	38	(0.2)	31	7	14
事務職員	10,527	10,222	9,847	9,667	(62.1)	9,542	(61.5)	7,583	1,959	△125
技術職員	767	656	637	600	(3.9)	600	(3.9)	541	59	—
労務職員	98	72	55	45	(0.3)	40	(0.3)	30	10	△5

(注)「派遣社会教育主事」については，都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。
このため，派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した3ページとその数値が異なる。

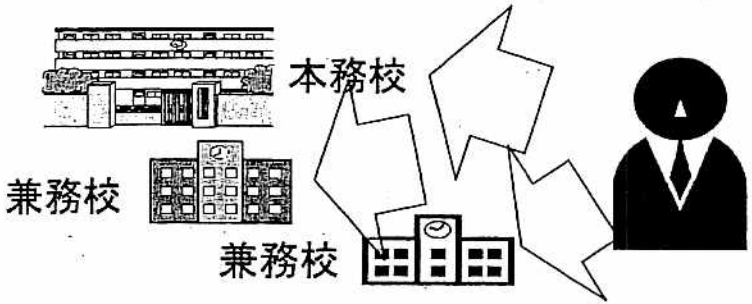
指導体制の充実（秋田県の例）

小・中学校における教育専門監の活用（H18～）

趣旨

教科指導に卓越した力を有する教諭の資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力を高める。

市町村教育委員会から推薦→県教育委員会で認定審査・認定



本務校及び兼務校での
ティーム・ティーチングによる授業実践

教育実践の紹介

市町村各種研修会等の講師

関係教育機関の要請への対応

H27概要　教科：国、算・数、理、英

	市町村数	専門監数	本務校数	兼任校数
H27	19	33	33	73
H18	4	4	4	9

本務校及び兼務校、当該市町村における成果が大きい

↓

地区の教科の中核的な役割

出典　：　平成２７年５月１９日　チーム学校作業部会
秋田県教育長職務教育監　佐藤政策監　提出資料

（出典）平成25年度 教育行政調査（文部科学省）

保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組

①弁護士や臨床心理士からなる「専門家チーム」を教育委員会に設置して学校を支援
（21教育委員会）
②保護者等からの苦情対応マニュアルの作成
（26教育委員会）

（平成22年8月文部科学省調査）

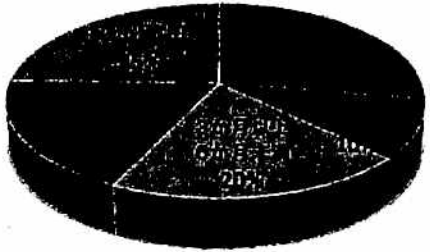
取組事例：東京都教育委員会

・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な課題についての相談を受ける、「学校問題解決サポートセンター」を東京都教育相談センター内に開設。
・区市町村教育委員会、学校並びに保護者等から相談を受け付け、子供にとって何が大切かを第一に考え、必要に応じて専門家の助言をもとに、公平・中立な立場で対応。
・サポートセンターが、解決困難と判断した案件については、当事者の合意のもと、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OBなど専門家で構成するケース会議において当事者双方の意見を聞き、解決策を提示し、和解に向けた支援を行っている。

取組事例：香川県教育委員会

・小中学校へのアンケート調査を基に、保護者等からの様々な苦情等の捉え方とその対応の在り方について、教職員向けに研修資料を作成。
・実際にあった保護者からの要望や苦情を「わが子中心型」「ネグレクト型」「ノーモラル型」「学校依存型」「権利主張型」の5つのタイプに分類し、対応のポイントを紹介。
・組織的な学校運営、保護者等の多様な意見要望への対応など学校が抱える課題の解決にあたる「主幹教諭」を配置し、学校の組織運営の改善と学校支援の拡充を図っている。

苦情等に対する対応期間



学校サポートチームの構築推進事業

平成28年度概算要求額16百万円
（新規）

保護者や地域からの苦情・要望等に対応するための学校サポートチーム等の構築を支援し、チームとしての学校を支援する体制整備のモデル等を全国に発信。

＜委託事業：都道府県・市区町村（9自治体）＞

学校サポートチーム体制の構築

- 有識者等によるサポートチームを教育委員会に設置
- 地域の実情に応じた専門家や関係機関との連携によるチーム体制の検討

【学校サポートチーム】



福祉担当・弁護士・精神科医・警察OB・民生児童委員代表・保護者代表 etc.



相談

助言・回答

【学校サポートチームによる対応イメージ】

①電話相談：経験豊富な校長OB等が相談を受け、助言

②専門家助言：相談を受けた案件により、サポートチーム内の専門家による助言

③サポートチーム全員協議による解決策を提示！

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒等への直接的な対応・支援～

学級サポートリーダー（教員OB、児相OB、福祉機関OB）の派遣

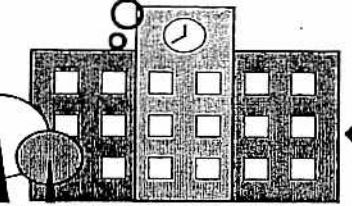
暴力行為対策アドバイザー（警察OB）の派遣

スクールカウンセラー配置事業

学級が機能しない状況（学級崩壊）への対応

児童生徒の暴力行為や授業エスケープ等への対応

悩みをもつ児童生徒等への対応



岡山県警察
・学校警察連絡室
・所轄警察署

出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒や学校を取り巻く背景や重大事態への対応・支援～

スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業

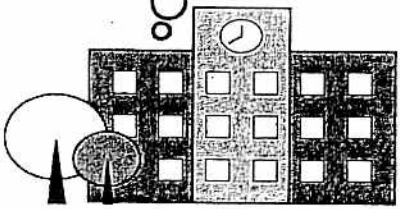
弁護士法律相談

緊急危機支援チームの派遣

複雑な家庭環境等、児童生徒の背景要因への関係機関と連携した対応

保護者や地域等からのクレームや理不尽な要求等への対応

児童生徒の自殺や傷害事件等、重大事態発生時の緊急対応



出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会
岡山県教育長義務教育課 生徒指導推進室 大重副参事 提出資料　提出資料

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

弁護士法律相談

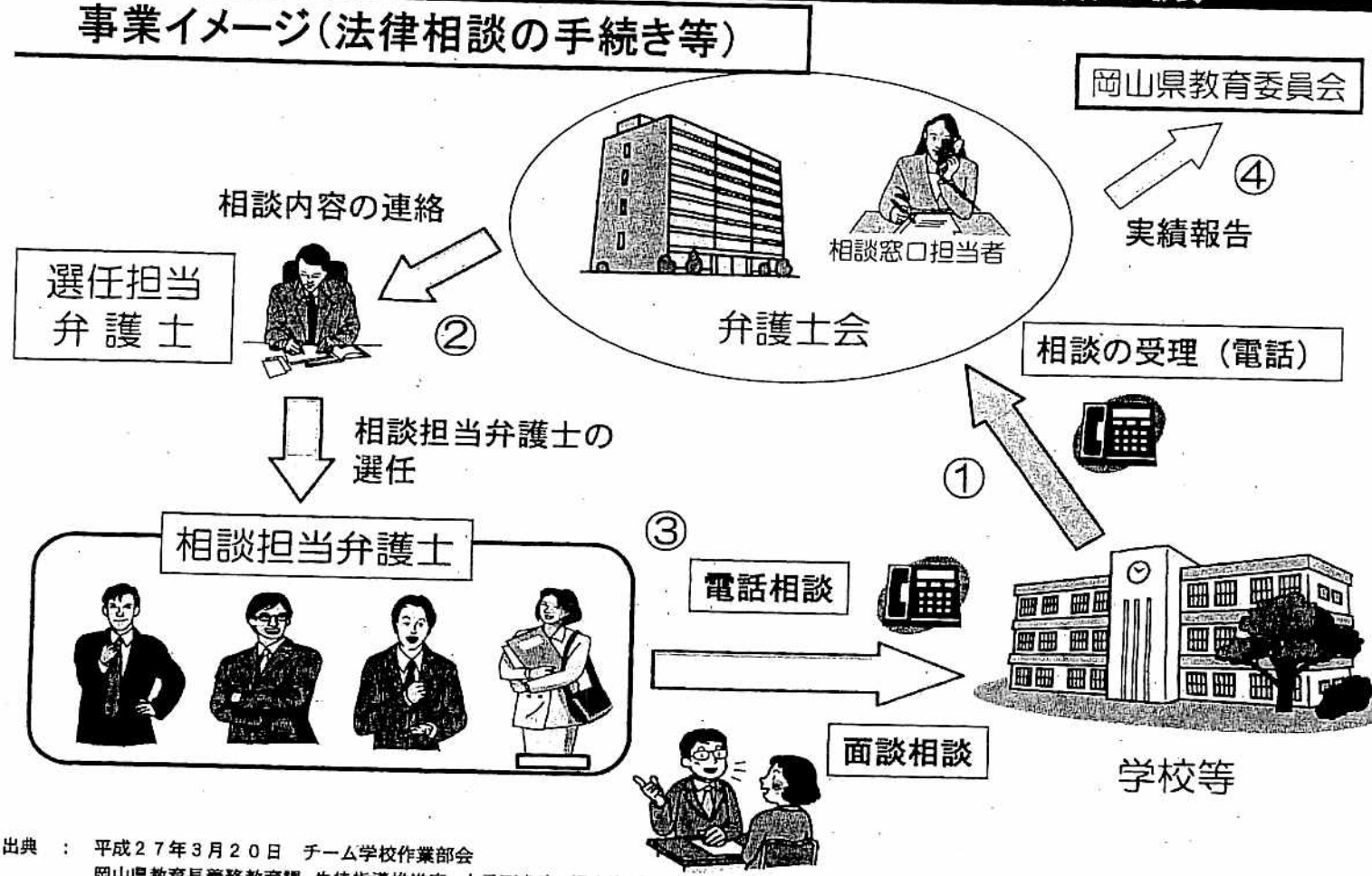
保護者や地域等からの苦情や不当な要求行為等への対応に苦慮している学校が、弁護士の法に基づく助言により要求等に適切に対応し、教職員が児童生徒への指導に専念できるようにする。（H26年7月事業開始）

- 学校が相談窓口に電話すれば、担当弁護士から電話がかかってくるシステム。手続きは非常に簡単であり、スピーディーに対応してもらえる。
- 学校（組織）として相談することを前提としているため、校長の判断の下対応するが、相談窓口への電話等は、生徒指導主事等が行う場合もある。
- 相談の内容に応じて担当弁護士が選任され、電話や面談により相談に応じる。
- 弁護士は学校に対して、法を踏まえた適切な対応の在り方について助言する。 ※訴訟を前提としたものではない。
- 県立学校及び市町村立学校に対する教育対象暴力や不当要求等の法的な問題に関する相談に応じる。

出典 ： 平成２７年３月２０日 チーム学校作業部会
岡山県教育長義務教育課 生徒指導推進室 大重副参事 提出資料 提出資料

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

事業イメージ（法律相談の手続き等）



出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

事業の実績及び課題

【実績】

小学校・・1件　高等学校・・5件（H27年3月18日現在）

・ 利用実績は、現段階においては少ないが、利用した学校からは、「弁護士の助言をもとに、難しい事例に対して自信を持って対応することができた。」という声を聞いている。

【課題】

・ 事業内容については周知が図られているが、学校には「弁護士に相談するほどの問題かどうか」という迷いがある。

・ 市町村立学校は、問題が発生し対応に困った場合には、まず市町村教委に相談し、その際、市町村教委がこれまでの経験に基づいて返答したり、顧問弁護士に相談したりする場合が多く、県教委の法律相談を利用するまでに至らないことが多い。

・ 学校に、法律相談のイメージが定着してくれば、活用が広がっていくものと思われる。

出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会